

令和2年第9回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月10日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和2年12月10日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	防災管財長	磯部伸浩君
税務課長	甲斐由紀夫君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	斉藤昌彦君
社会福祉課長	市橋法子君	高齢福祉課長	吉川明君
環境対策課長	計良朋尚君	世界遺産推進課長	下谷徹君

地域振興課長	岩	崎	洋	昭	君	交通政策課長	十	二	毅	志	君
農林水産課長	本	間	賢	一	郎	観光振興課長	祝		雅	之	君
教育総務課長	坂	田	和	三	君	社会教育課長	市	橋	秀	紀	君
両津病院管理部長	伊	藤	浩	二	君						

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	梅	本	五	輪	生	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

令和2年第9回（12月）定例会 一般質問通告表（12月10日）

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>1 継続する行政運営と市民から信頼される職員の育成について</p> <p>○ 行政の継続性は、市民・議会・市の相互理解と信頼関係のもとで協働してつくっていくものと理解している。期待される行政サービスの担い手である職員の置かれている状況について問う</p> <p>① 行政の継続性確保において、現在行われている人事評価制度は阻害要因になっていないか</p> <p>② 業務の見直しが進まない中でのマンパワー不足について、「組織の見直しを進める中で業務の見直しを進める」と9月定例会で答弁されたが、具体的にどのような取組を進めるのか</p> <p>③ 「佐渡市人材育成基本方針」については、9月定例会では「現状に即した文言の修正」などを基本に見直しを進めていくと答弁されたが、変更に関し、具体的な考え方を示されたい</p> <p>④ 9月定例会では、「内部統制の前に職員は定められた各種規則、規程、要綱などを理解し、遵守を徹底的に取り組むべき」と答弁されたが、まさしく内部統制とは規則、規程、要綱を理解し、検証する仕組みに他ならない。なぜ、職場に定着していないのか</p> <p>2 佐渡市一般廃棄物処理計画について</p> <p>○ 令和2年10月20日の議員全員協議会で示された「廃棄物処理施設整備計画」及び「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」は、「佐渡市第2次環境基本計画」に基づく目指す将来像「生命あふれる循環の島～人とトキが共によりよく生きる島づくり～」を実現するものとなっているか</p> <p>① 灰溶融固形化施設の廃止と焼却残渣を島外に委託処理をすることは、環境基本計画に照らし、問題はないか</p> <p>② 灰溶融固形化施設で生成されたスラグが建設資材として利用されていないことを、なぜ今まで問題視してこなかったのか</p> <p>③ 本計画が施設の効率化・経済性を優先し、市民の利便性を考慮したものになっているか。計画では、両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンター中継施設の廃止が計画されているが、中継施設管轄の地域では遠方から市民が持ち込んでいる。施設廃止により佐渡クリーンセンターまで持ち込むことになれば、負担増は避けられず、市民本位の計画とは言えない</p> <p>3 「地域の病院は命の砦」病院運営について</p> <p>○ 地域にとって身近に病院が存在することは安心して暮らす上で絶対条件である。地域の拠り所である市民病院の在り方と市民協働の病院づくりを目指し、以下の点について問う</p>	佐 藤 定

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>① 公的病院であり、一般会計からの一定の繰り入れは市民にも理解を得られるが、経営収支改善の具体的な取組を問う</p> <p>② 両津病院については建て替えが計画されているが、市民に開かれた病院にするため、病院建設に関し、市民の意見を取り入れ運営に参加できる仕組みができないか</p> <p>③ 両津病院の特徴として、特別養護老人ホーム「歌代の里」、介護老人保健施設「すこやか両津」が隣接していることが入所者の家族や施設の職員にとって安心感を与える重要な要因と考える。介護施設の併設について、どのように進めるか</p>	佐藤 定
6	<p>1 2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、佐渡市の取組について問う</p> <p>(1) 市の短期・中期・長期的方針はどうなっているのか</p> <p>(2) CO₂排出削減に向けた具体的取組は何か</p> <p>(3) 森林環境譲与税の活用による取組は考えられないか（例 カーボンオフセットとしての活用など）</p> <p>(4) 観光拡大施策とは逆行する場合も想定されるが、対策は何か</p> <p>(5) 第一次産業用の機械（農機具等）に対する対応策は何か</p> <p>(6) 日本における環境対策先進地としてのブランド化を目指してはどうか</p> <p>2 これからの観光・誘客政策について、市の方針を問う</p> <p>(1) Withコロナ、Afterコロナに向けた今後の観光戦略及び具体的戦術は何か</p> <p>(2) 財政支援終了後のリバウンド対策等、価格以外の付加価値づくりはどのように進めているのか</p> <p>(3) 移住交流政策との連携は考えているのか</p> <p>(4) 政策の立案と実行者の役割分担は明確化されているのか（戦略と戦術、担当者等の明確化は）</p> <p>(5) 文化審議会世界文化遺産部会の方針見直しに対する対応策は万全か</p> <p>3 市の組織再編案について、その目的と手段の疑問点を問う</p> <p>(1) 現組織の課題は何があるのか。また、その目的は何か</p> <p>(2) 組織再編が一番効果的と考えるのか。その理由は何か</p> <p>(3) 政策提案力の向上に必要なことは何だと考えるのか（組織、専門知識、経験、企画力、プレゼン力など）</p> <p>(4) それに対して、現在どのような対策を行っているのか。また、その効果はどうか</p> <p>(5) 例として、移住交流部門を課にすることで具体的政策等がどう強化される</p>	林 純 一

順	質 問 事 項	質 問 者
6	<p>のか</p> <p>(6) 支所・行政サービスセンターの機能拡充の内容はどう盛り込まれているのか</p> <p>(7) 外部人材の活用策について、9月以降、受け入れ準備等は進んでいるのか</p>	林 純 一
7	<p>1 空き家と空き地の現状について</p> <p>(1) 現在、調査を実施して把握している空き家はどのくらいあるのか</p> <p>(2) 空き家と特定空き家の定義はどのように異なるのか</p> <p>(3) 所有者不明または島外居住者名義の空き家は何件あるのか</p> <p>(4) 行政代執行の解体費用について</p> <p>(5) 空き家の利用について</p> <p>(6) 空き家等の監視と見守りを今後、どのように進めていくのか</p> <p>(7) 大規模な建物等の取り扱いは今後、どのように進めていくのか</p> <p>2 自主財源について</p> <p>(1) 来年度の市税の見込みについて</p> <p>(2) 不納欠損について</p> <p>(3) 住宅用地特例が解除された空き家は何件あるのか。また、免税点以下の不動産は何件あるのか</p> <p>(4) 課税保留と死亡課税について</p> <p>3 LCC（トキエア）の現況について</p> <p>(1) トキエアの現在の進捗度について</p> <p>(2) 佐渡市としてトキエアにどのような形で関与していくのか</p> <p>(3) 佐渡空港の2千メートル化の可能性について</p>	山 本 卓
8	<p>1 原発について</p> <p>2050年の温室効果ガス排出「実質ゼロ」を宣言した菅義偉首相は「再生可能エネルギーのみならず、原子力を含めたあらゆる選択肢が追及していく」と述べ、福島第一原子力発電所の敷地内の汚染処理水については「敷地がひっ迫する中で、いつまでも方針を決めず、先送りすることはできない。これまでの検討を踏まえ、さらに政府内での検討を深め、今後適切なときに、政府として責任を持って処分方針を決めていく」と方向を示し、元経済産業大臣の世耕自民党参議院幹事長は本年10月27日の記者会見で、脱炭素に向けて「安全に配慮しながら再稼働を進め、新技術を取り入れた原発の新設も検討することが重要だ」と発言している</p> <p>3.11東日本大震災の被災地である宮城県の東北電力女川原子力発電所2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働について、村井嘉浩知事、女川町の須田善</p>	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
8	<p>明町長、石巻市の亀山紘市長は10月18日に再稼働への同意を正式に伝えた</p> <p>新潟県では、本年10月3日、柏崎刈羽原子力発電所7号機で、2021年3月から4月に核燃料を原子炉に装填する検討をしていることが報道された。また、本年10月26日には新潟県の原子力発電所の再稼働を判断するための3つの検証を行っている委員会のうち、技術委員会等から報告書が正式に出された</p> <p>これらの一連の流れを見ると、佐渡から50km先の対岸にある柏崎刈羽原子力発電所再稼働の動きが強まっていると見るべきだが、これらの状況をどう見ているか。また、原子力発電所の再稼働について、どのように考えているのか</p> <p>2 コロナ禍と暮らしの支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染の第3波の到来により全国的にも感染が大きな広がりを見せている。年末年始に向かう中、改めて島内における3密の徹底などを島民全体で徹底していく必要があるが、市としての対応策及び佐渡市の状況をどう捉えているか</p> <p>3 特別障害者手当の周知について</p> <p>近年の医学的知見を踏まえ、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準が一部改正され、平成30年4月1日より適用されている。改正後では寝たきりの状況も対応できる中身となっているが、現在の状況は。また、改めて周知すべきではないか</p> <p>4 前市政からの懸案事項で、相川温泉問題と温泉、佐渡文化財団をどうするのか</p> <p>5 合併特例債活用の「防災拠点庁舎整備」について</p> <p>合併特例債活用の「防災拠点庁舎整備」について、さまざまな誤った情報も出ているように見えるが、どのように捉えているか</p> <p>6 佐渡汽船の債務超過への行政支援について</p> <p>佐渡汽船の債務超過に対する行政支援は、上場企業に対する支援となるが、問題ないか。また、佐渡汽船は、純然たる民間企業（第二セクター）でなく、新潟県における第三セクターの会社法人である。平成26年に総務省から発出された「第三セクター等の経営健全化の推進等について」の方針のとおりに行っていれば、まだ、違った方向性になったと考えるが、見解を問う</p>	中 川 直 美

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、佐藤定君の一般質問を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君） おはようございます。無党派、佐藤定です。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスについて、流行の未然防止の対策に日々取り組まれていらっしゃる医療、介護、保育などの関係者の方の努力に感謝申し上げ、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、継続する行政運営と市民から信頼される職員の育成について。行政の継続性は、市民、議会、市の相互理解と信頼関係の下、協働してつくっていくものと理解しています。期待される行政サービスの担い手である職員の置かれている状況についてお伺いいたします。

（1）番目として、行政の継続性確保において、現在行われている人事評価制度は阻害要因になっていないか伺います。平成16年、佐渡市合併以来、初代高野市長、甲斐市長、三浦市長と続いてまいりました。この間、市長交代による政策変更時では一時的には停滞と、混乱することもあったと思います。しかし、市民の声や議会からの検証、職員の働きによって行政運営が安定してきたものと思います。今回、令和元年度の決算審査に立会い、予算執行の進め方で業務執行の指示をつかさどる最高位の役職による不適正な指示によることで、市民や第一線で働く職員に混乱を招いた事象が報告されました。決算審査特別委員会では、政策執行を指示する執行部のコンプライアンス意識のなさが指摘されております。このことは、上層部の行為を行政職として是正すべく意見具申する職員不在が要因の一つではないかと私は思います。意見具申すべき職員不在を招いた一つの要因として、人事評価制度についてどのように評価し、効果があるかお伺いいたします。

9月定例会でも質問しましたので、この後お願いいたします。次に、業務見直しが進まない中で、マンパワー不足の解消と改善策として「組織見直しを進める中で業務の見直しを進める」と9月定例会で回答されました。具体的にはどのような取組を進めるかお答えください。

次に、職員の育成に関する佐渡市人材育成基本方針について、9月定例会では「現状に即した文言の修正などを基本に、より見直しを進めていく」と回答されました。変更の際し、具体的な考えを示してください。

次に、9月定例会で内部統制についてお伺いしたとき、「内部統制の前に、職員は定められた各種規則、規定、要綱などを理解し、遵守を徹底的に取り組むべきだ」と回答されましたが、まさしく内部統制とは規則、規定、要綱を理解し、検証する仕組みにほかなりません。なぜ職場に定着していないかお答えください。

次に、佐渡市一般廃棄物処理計画についてお伺いいたします。令和2年10月20日、議員全員協議会で示された廃棄物処理施設整備計画及び佐渡市一般廃棄物処理基本計画について伺います。本計画は、佐渡市第2次環境基本計画に基づく目指す将来像、「生命あふれる循環の島～人とトキが共によりよく生きる島づくり～」を実現するものになっているかお伺いいたします。

1番目に、廃溶融固形化施設の廃止と焼却残渣を島外委託で処理することは、環境基本計画に照らし、問題はありますか。

次に、灰溶融固形化施設で生成されたスラグが当初建設資材として利用すると説明されながら、この資材が建設資材に利用されていないことをなぜ今まで問題視してこなかったか。

3番目として、本計画が施設の効率化、経済性を優先し、市民の利便性を考慮したものになっているかどうか。計画では、両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンターなど、中継施設の廃止が計画されております。両津、南佐渡中継施設の管轄では、今でも遠方から市民がごみを持ち込んでおります。両津クリーンセンターは、旧両津市が管轄であり、北は真更川から優に1時間半、南は岩首から1時間余りの時間をかけて市民が持ち込んでおります。施設廃止により佐渡クリーンセンターまで持ち込むということになれば、負担増は避けられず、市民本位の計画とは言えないのではないかと、どのように市民の理解を得るのか。また、中間施設廃止により心配されることは、佐渡クリーンセンターまで持ち込まず、山林などへの不法投棄が増加しないか心配です。また、遠方への輸送をためらい、自宅に放置するごみ屋敷の発生も懸念されます。どう対応するのかお答えください。

3番目、地域の病院は命のとりで、病院運営について伺います。厚生労働省が2019年9月に公表した全国424病院リストにより再編統合の議論が必要と名指しされた中に、佐渡市立両津病院について記載があります。市民の間では、「病院がなくなるのではないかと」「再編、縮小も仕方がないかと」、不安や諦めの声も聞かれるようになっております。地域にとって身近に病院が存在することは、安心して暮らす上で絶対条件です。地域のよりどころである市民病院の在り方と市民協働の病院づくりを目指し、以下の点について質問します。

1番目に、公的病院であり、一般会計からの一定の繰入れは市民にも理解を得られますが、経営収支改善の具体的な取組を伺います。

次に、両津病院の建て替えが計画されていますが、市民に開かれた病院にするため、病院建設に関し市民の意見を取り入れ、運営に参加できる仕組みができないかお答えください。

3番目に、両津病院の特徴として、特別養護老人ホーム佐渡市歌代の里、佐渡市すこやか両津が隣接していることが入所者家族や施設職員にとって安心感を与える重要な要因と考えます。介護施設の併設についてどのように進めるか、考え方を伺います。

以上、演壇からの質問といたします。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、佐藤議員の一般質問に対してお答えを申し上げます。

まず、行政の継続性の問題でございます。私自身、市の重要事項などは多くの年月と議論を重ねて進めているところから、市長が替わるだけで大きな方針が変わるということは、基本的には行政の場合はないと考えておるところでございます。

また、佐渡市における人事評価制度についてでございます。職階に応じた業務目標の達成状況と業務に対する能力を評価する仕組みとなっております。そのため、人事評価制度自体が行政の継続性における阻害要因ではないというふうに考えておりますが、しかしながら評価という点で要因が非常に幅広く、実際にその評価で大きな効果を出せないというふうに私自身判断しておりますので、今評価システムの見直しについては指示をしておるところでございます。

また、阻害要因は、大きなものとしては人事異動、極端に短い期間の人事異動を含めたそういうものが一つの大きな要因になっているというふうにも感じているところでございます。

組織の見直しでございます。職員、議会の所管の常任委員会からもご意見をいただきながら今検討しておるところでございますが、見直しに当たりまして一番考えておりますのは、やはり縦割り行政の中しっかりとそれぞれの政策を議論できるグループ化、そしてもう一つ、その基礎となる係長をしっかりと育てていくための係の統合等を今柱で考えているところでございます。業務の標準化、平準化を図りつつ、佐渡の将来を見据えた政策立案ができる体制をつくりたいと考えております。

人材育成基本方針の見直しでございます。方針自体は本当に基本的なことを書いてありますので、大きく変わるものではないと思っております。また、それを進めていくための具体的な行動計画、これをもっとしっかりと判断をしていかなければいけないと考えております。また、人事評価、懲戒処分の見直しも含めて総体的な人材育成に取り組むように改めて今指示しておりますので、今年度の中で見直しを進めていきたいと考えております。

内部統制、条例、規則、要綱など法令の遵守につきましては、職員として当然のことであることは9月議会でもお答えしたところでございます。これの実践に当たりまして、やはり今庁内でコンプライアンス研修、課長を中心にした研修も今進めておるといことはお答えしておるところでございますが、やはり繰り返し習慣づけになるような研修を含めたその訓練を周知徹底していくということが非常に大事だというふうに考えておりますので、総務課を中心に努めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、一般廃棄物の処理計画でございます。佐渡市第2次環境基本計画では、循環型社会に向けて廃棄物の効率的な処理体制の構築に努めるとしております。一方、国では第五次環境基本計画において、各地域がその特性を生かした強みを発揮するような地域循環共生圏の創造を掲げ、廃棄物の広域的な処理や施設の集約化等を推進することとなっております。灰溶融固形化施設の廃止と焼却残渣の島外委託処理につきましては、地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく上でも必要と考えているところでございます。

続きまして、この中での廃棄物の計画でございます。溶融スラグの問題でございます。公共工事等における建設資材として利用する計画でございました。しかしながら、公共工事の先細りなどもあって、最終処分場の今覆土材として利用している状況でございます。このため、焼却残渣を島外委託処理により安定的かつ効率的に資源化することにより、循環型社会の構築に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、廃棄物処理施設整備構想でございますが、ここでは経済性や環境面から中継施設の廃止に向けて市民との理解を得ながら進めるとの答申を受けたことから、一般廃棄物処理基本計画では廃止予定年度のめどを織り込んで骨子案を作成し、説明をさせていただいたところでございます。一般廃棄物処理基本計画につきましては、現在環境審議会において審議中でもあることから、市民や議会のご意見などを様々ないただいた中で、現段階で中継施設の廃止予定年度にあっては見直す方向で検討しておるところでございます。

病院の運営でございます。病院の収支改善につきまして、両津病院、相川病院でそれぞれの病院の在り方の中で常に努力しておるところでございます。なお、このたび1つ大きな取組として、両津病院で地域包括ケア病床の導入に向けての具体的な作業に入ることになりました。地域包括ケア病床は、病気が一定程度よくなった患者に対し、リハビリを始めとした様々な治療や支援を行い、患者が自宅あるいは施設利用なども含めて元の生活環境に戻れるようにするための制度のことを指します。特に高齢の患者には大切なことであるとともに、国が推奨する制度であることから診療報酬も高く設定されており、患者にも病院経営にも有効なことから導入することにいたしましたものでございます。このことについて、今定例会に関連経費を補正予算として計上させていただいたところでございます。

続きまして、新両津病院の整備基本計画でございますが、新両津病院は整備基本計画の中で、地域に愛される病院を目指すということを理念として掲げております。市民に開かれた病院、市民の意見を運営に取り入れる、意見を聞く、一緒に考えていくという姿勢は基本であると考えております。また、市民の方から自主的にご協力をいただいている事例としましては、園庭の清掃をしていただいたり、院内の生け花であったり、入院患者のための雑務などもしていただいているところですが、今後ともこうした良好な関係を継続しながら、さらに発展をしていければというふう考えておるところでございます。

病院運営と介護施設の問題でございます。両津病院に併設する特別養護老人ホーム歌代の里は、民間事業者による新設移転を目指し、令和3年度に事業者公募を行い、令和6年4月に移転する方向で検討しており、介護老人保健施設すこやか両津については、引き続き現在の位置で市直営施設として運営する方針としております。このため、両津病院の移転後は、両介護施設とも単独型の施設として運営することになりますが、すこやか両津は医師が常勤することから、医療提供が可能な施設となります。歌代の里につきましては、新両津病院の周辺には十分な用地も確保できることから、事業継承者の判断次第ではございますが、現在の両津病院と歌代の里と同様の協力体制の構築はできるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 市長からもお伺いいたしましたが、まず人事評価制度についてお伺いいたします。

地方公務員法が2014年に改定されて、人事評価制度が義務づけられております。総務省の説明では、人事評価制度とは、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価と定義しております。この評価制度を任用、給与、分限、その他人事管理の基礎に活用しなければならないとされております。ここでいう能力、業績は一体何か。一体何ではかるのか。民間企業なら営業の成績ではかれます。公務員の場合は何ではかるかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この能力につきましては、市長も申し上げましたが、人事評価の制度の中では職階に応じた中で業務目標を定めた中で評価を実施しております。その業務目標の達成度、そういったところで評価をしております。今ほど議員おっしゃられましたとおり、民間の中での業績の評価みたいな形で見えるものというものがなかなかないのが現状ではございますが、個々において上司と業務目標を定めまして、その達成度、それから市民ニーズ等の考え方につきましては、毎年アンケートとか実施できるわけではございませんが、そのような形のものも今後考えていかなければならないと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 何ではるかというのにお答えいただきました。業務目標ということでお答えいただきましたが、そこで能力について地方公務員法第15条の2で、業務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものとしております。また、第23条の2では、人事評価の基準及び法律に関する事項、その他人事評価に関し必要な事項は任命権者が定めるとされており、能力や業績について何を基準にするかの評価は任命権者である市長が決めるとされております。先ほど市長がお答えいただいておりますが、任命権者である市長の評価基本というのを職員に分かりやすくお伝えいただけませんか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私が任命権者として評価をするということになりますが、これはもう通常事務のほうは総務課のほうでしっかりと定めてやるものがございます、私が1,000人、逆に評価をすること自体が適切ではなくなる評価になるというふうに私自身は考えておるところでございます。そういう部分で、これから佐渡市の目標を含めながらいろいろ考えていくところではございますが、やはり今係内での目標、そして今後課としての目標等も加味しながら判断していくような方向で今考えていきたいとは考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 今、この議会の場でお答えいただいておりますが、基本的に職員にその評価制度がどうだという、議論はいろいろありますが、評価基本というのをもう少し職員に分かりやすく、こういうことだということでお伝えいただきたいとは思いますが。

次に、現場で働く処遇の基本となる人事評価ということになりますが、これは市長や上層部で決められます。ただ、その運用次第では職員支配の道具にもなりかねないと思います。総務省の評価モデルでは、能力の中身を倫理、知識・技術、コミュニケーション、業務遂行の4つの種類の能力を評価対象としております。業績に関しては、それぞれの職員にあらかじめ目標を設定させ、その達成度を評価する目標管理制度を推奨しています。これは佐渡市でもやっておるところです。しかし、これでも、中身は職員個々に業務目標を定めるということになりますが、直属上司のやっぱり主観も入り込むという余地を残して

いるのではないかというふうにして思います。評価の結果次第で職員の処遇は決まるわけです。可能な限り客観性や公平性が確保されなければいけないと私は思います。さらに、評価される側の納得性も必要不可欠だというふうにして思います。納得いかない評価というのは職員のやる気をそいでしまいますし、ひいてはその結果市民のサービスにも影響がたがります。地方自治を担う職員が生き生きと働ける制度となっているか、再度の検証は必要ないかお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

市長も申しましたとおり、今人事評価制度につきましても見直しを進めております。その中では、目標を決めたものの達成度というところは今実施しておりますが、能力の評価等につきましてはやはり項目等が少ないところの中で、そこを追加するように指示を受けております。

それから、公平性等を担保するためには、それぞれの評価者ごとの研修を常に実施しております。それから、逆にその評価に対しての不平、不満、不服等が当然出てくる可能性もございますが、それにつきましては、委員会といいますか、総務課のほうで申出があれば調査をし、評価者と聞き取りを行いながら、どのような形の中であるかということを経験等が必要があれば設置をしながらやっていくというところで申出をする制度も設けてございます。そのような中で、公平性が保てるような形のものをつくってきております。それがまた引き続き実行できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 評価についてのその見直しの点ですが、人事評価制度については職員からの苦情について預かるという委員会があるかというふうにして思いますが、今までこの制度が発足して以来、職員からの苦情処理について申し立てられたようなことがあるかどうかをお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 今の制度になってから年に1回、2回ケースがござります。それにつきましては、それぞれの評価された側の意見、それから評価したほうの意見等の考え方を聞き取りまして、調整をしながら適正に対応してきております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 評価制度について申立てというところの制度も残っておりますので、職員が一定不平、不満を言う場所もあるのだというふうにして思います。ただ、やっぱり危険性があるというのは指摘しておきたいと思っております。現場の職員は、やっぱり意見具申して、やりがいを持って働けるというのが一番の問題であります。このまま上司と部下というような関係でいきまして、全体の奉仕者から上司や市長の奉仕者というふうに変質するのが非常に危険なところもあるかと思っております。取扱いについては本当に十分な注意が必要かというふうにして思います。人事評価は、部下と上司とのコミュニケーションの円滑化や仕事に対する能力開発に利用されるということになれば一定のやっぱり利用価値は優にあります。しか

し、この制度を利用して賃金、賞与に、一時金に差をつけるということはどういうことかと。差をつけられた職員は、どういう思いで仕事をするか。多分、私の経験から物を言いますと、差をつけられたら、ああ、そうかと、では次改善してどうしようかというふうにはなかなかかなりにくいのだと思います。お金のところで傷つけますので。その職員が奮発して一生懸命やるというふうになってくれれば、私はそれはそれでもいいとは思いますが、お金のところで傷つけるとなかなかかなりにくいというところがありますので、この点は十分注意いただきたいというふうにして思います。私は、職員間での競争と分断をもたらすようなこういう制度はやっぱり一定加減する、そして本当はやめるべきだというふうにして思います。チームで仕事をやるということが市役所の本来の姿だと思います。個人中心主義での職場へと変質することは非常に危険でありまして、市民の要望に応えるというところにはなっていないというふうにして思いますので、ぜひともこの点はお含みいただきたいと思います。

市民のための公務員として、先ほど言いましたように憲法第15条の2では、全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと規定されております。ぜひ物を言う職員、おかしいことをおかしいと言える職場環境の構築をしていただきたいというふうに思います。そうでなければ、行政の継続性で、市長が替わって、市長の顔色を見てやる職員がいると本当に困ります。渡辺市長が変なことをしたら、時代劇ではありませんが、「殿、ご乱心を」というような職員をぜひとも育成してほしいと。そのためにこの人事評価制度が悪用されるようなことがあってはなりません、その点をお含みいただきまして次の質問に移りたいと思います。

次の質問です。人員不足についてお伺いいたします。業務が進まない中で、マンパワーの解消策ということで、組織見直しを進める中で業務を見直すと、進めるということでありましたが、いかにせん時間外労働がシステムとして申告したり、いろいろな制度を利用しておりますが、なかなか時間外労働が削減されず、労働過重になっておるかと思えます。仕事の見直しはどういうふうになっているか、もう少し具体的にお答えいただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

時間外勤務等が多いのは現状でございます。ただ、全体的に全部の職場が必ず多いというわけでもございませんし、それからいつも申しております業務の平準化というところの中で、やはり1人に偏っていないか、そういったところを所属長がちゃんと管理をするというところをお願いをしておるところでございます。時間外勤務管理システム等の入力にも規制をかけまして、所属長がきちっと管理できるような形のものをお願いしております。今年につきましては、いろいろなコロナ等の関係で業務が重なった部署につきましてはどうしても多くなったのが現状でございます。そのようなことを踏まえましても、この後きちっとそれぞれの業務分担ができるように、組織の見直しの中ではやはり係を分断した中で1つの係だけが集中して業務が多いというようなところの中は、統合できるところの中で全体としてチームとしてやっていけるようなことができないのかというところが今組織の見直しの中で主眼を置いておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

- 4番（佐藤 定君） 時間外勤務の管理についてちょっとお伺いいたします。

市役所のほうの出退勤についてはタイムカードで行っておるかお答えください。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

- 総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

基本的に本庁、支所等はタイムカードの設置がございます。ただ、施設等で一部タイムカードが導入できていないところはございます。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

- 4番（佐藤 定君） タイムカードでやっておりまして、朝出勤するとタイムカード押して、退庁するときにタイムカードをまた入れるという行為ですが、実際帰るとき、きちんと本当にタイムカードで帰っているのかどうか。本当にサービス残業は発生していないですか。どうですか。お答えください。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

- 総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 説明申し上げます。

タイムカードの打刻を全部私が確認をしておるわけではございませんので、その打刻で帰っておるものと思っております。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

- 4番（佐藤 定君） 私もその実態を見に行ったことはありませんので分かりませんが、議会が遅くなったり、ここで仕事をして帰るときには、そんなことを言うてはならないのですが、市役所本庁は不夜城です。本当に不夜城です。そして、日曜日、祝日も誰かしら、電気がついております。中にいるのだと思います。1階がついているのだったら、当直の方がいらっしゃるとか、日直の方がいらっしゃるといのは分かるのです。2階、3階も電気ついております。非常に、本当に労務管理はどうなっているのか。このままいくと、市民にとってのサービスがやっぱり低下するのだと思います。毎日毎日残業でもないですが、やっておれば次の日は作業効率は必ず落ちます。労務管理の時間外管理についてもう一回お伺いしますが、サービス残業についての、取締りと言うとおかしいのですが、それを是正する手だてというのは何をしておりますか、お答えください。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

- 総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

繰り返しになりますが、労務の管理、時間外勤務の管理等につきましては、所属長が責任を持って管理するということの中で、平準化のお願いをしておるところでございます。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） ちょっとしつこいようですが、時間外労働の削減は帰れ、帰れと言うだけでは削減できないのです。その業務をきちんと見直してやらないと。本当は翌日に回せばいいような仕事でもやるという部分もありますし、いろいろパターンがあると思うのですが、まず所属長も、私は今この課長方を見ておりますと課長方も非常にお忙しい。部下の面倒も見たいけれども、まず自分の仕事しなければいけないということで、時間外労働の管理、部下の仕事の面倒を見るということはなかなかできないと思います。ここはやっぱり業務の見直し、もう一段ギアを上げないと、時間外労働の削減もそうですし、人員の適正な管理もできないと思いますが、その点いかが考えますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

職員の管理についても所属長の、逆に言うと職務でございます。それを含めた中でやっていただくというのが当然でございますので、引き続きそういったところを徹底していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） この時間外労働、そして仕事の多忙ということについて市役所の職員、1人、2人しかお話を伺ったことはありませんが、非常に多忙を極めておると。そして、一生懸命やっているのだけれども、どこまで行っても終わりが無いというような仕事、やっぱりなかなか市役所の仕事、多岐にわたっておりますので、そうなると思います。それが閉塞感に変わっていくんだというふうにして思います。ぜひとも、やっぱりこの仕事の見直しを進めないで時間外労働はなくなりません。いい環境の中で職員に仕事してもらわないと、いい政策立案もできないと思います。ぜひともそこは、何とかなるさというわけではなくて、それはやっぱり渡辺市長のリーダーシップで、切るものは切る、仕事の中でも要らないものも多分あるのだと思います。その辺を見極めて、適正な業務の見直しをぜひともお願いしたいと思ひまして、時間の関係で次の質問に移りたいと思ひます。

佐渡市人材の育成の基本方針のところでは、見直しをぜひともお願いしたいと思ひます。基本方針の中には、先ほどの質問で言いましたけれども、全ての公務員は全体の奉仕者であるという、この精神をきちんと入れていただきたいというふうにして思ひますので、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

公務員としての人材育成の基本方針でございますので、当然そのような記載をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 続いて、内部統制についてお伺いいたします。

令和元年度の佐渡市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書によれば、「事務執行においては、法令や契約に沿った事務処理を行っていなかったこと、予算科目の執行誤り及び財産に関する調書の報告漏

れ等が散見されたことは、重ねて遺憾である。職員一人ひとりが適正な事務執行を行うとともに、組織内のチェック機能の強化により内部統制を図られたい」というふうにして報告されております。全庁的に事務体制の見直しを通じて内部統制を理解するというところから始めていったらどうでしょうか。内部統制について、そんな難しくありません。職員にきちんと理解させることが必要だと思いますが、この点いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 市長も申し上げましたが、内部統制というその制度以前に、やはりきちっとした法令遵守等は当然のこととさせていただきます。それがなかなかできていないということもそういった指摘を受けておるところでございますので、これをいかに習慣づけて、必ず何かするときには法令を見るというようなことは繰り返し、研修は当然必要でございますけれども、職場の中のチェックする中でも上司、それから担当者自体もそういった習慣づけをするような形のところを徹底してまいりたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 内部統制の点ですが、佐渡市の財政規模、特別会計を含むと700億円余りの財政規模ですよね。この700億円を超えるような財政規模というと、東証一部の上場企業のような規模ですよ。こういうところの企業については、まず内部統制は当然必然的に入っております。佐渡市役所は、普通の企業よりもっと広範囲な仕事をしております。この統制制度等を利用しないと、きちんとした仕事の確保、そして市民サービスがきちんに行われているかどうかの保証はできないと思います。その点をよく考慮して内部統制を運用していただきたいと思います。そんな難しい話ではないのです。それこそ規則、法令をどう自分たちの身につけていくかというところであります。こういうところをまず職員に理解させるということについて、そしてみんなはどう理解させるかというのを、もう一度取組をちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

繰り返しになりますが、法令遵守、それからコンプライアンスの研修、それから職場のOJTとか、いろいろな研修の中でも当然やっていかなければいけないこととすし、それを重ねることによってそれが逆に言うと内部統制の道にもつながるというところで制度化できるものと考えております。できるところから当然取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、次の一般廃棄物のところの質問に移りたいと思います。

一番最初に、焼却残渣の処理について島外処理で資源化ということを念頭に計画されております。島内処理はコスト面で本当に耐えられないのかどうかお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

現在、廃棄物の処理につきましては、令和元年度決算でございますけれども、年間15億円ほど経費がかかっていると。加えまして、メルティングセンター佐渡等の施設管理費につきましても8億円、9億円その中でもかかっているという状況でございます。効率的な施設の運営というところの観点からも、やはり今後につきましては施設を継続するのではなくて、違った形で適切な処理、そしてさらに資源化を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 「生命あふれる循環の島」の基本方針に基づいて、佐渡のごみは佐渡で処理するのが基本的な考え方だというふうにして私は、市長もそう思っているんじゃないかなと思います。ただ、生成されるスラグがJ I S規格に合わないという理由は何か教えてください。

そして、今からでもこの規格に合わせられるような手だてはありませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

J I S規格に現在合致しているかどうかということにつきましては、今のところJ I S規格には合致をしているというふうに認識をしておりますが、やはりJ I S認証を取得して、それを継続するというところ、その対外的な利用というものが引き続き継続する見込みであれば、そういった認証も得てということになるわけですが、市長の答弁にもありましたとおり、現在公共工事の先細り等もありまして、なかなかそういった利用の需要先がないという状況でございます。現在は、最終処分場の覆土材としてほぼ全量利用しているという状況でございます。

それから、灰溶融固形化施設で生成される溶融スラグ、水冷で水により急激に固形化をしているというところから、形状的にもガラス質、粒状のものになるというところ、そういったところで、なかなか作業的にも困難性が伴うというものでございます。今般計画、構想の見直しに伴いまして、島外のそのスラグの視察も行いましたけれども、やはり大変大きく利用があるようなスラグにつきましては、空冷で時間をかけてゆっくり冷やすことでほぼ岩石と同等の形質を確保しているというようなものでございました。そういったところもあってということで私どもは考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 公共工事が減少して建設資材としてないというのも分かりました。

では、このスラグの処理が島外に依存するということになりますと、島外依存した場合、情勢によって受入先の継続性というのは保証されるのでしょうか。そこら辺お答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

やはり今ほど議員ご指摘のところが最大の課題であるというふうに私も考えているところでございます。そういうリスク分散を図るという観点からも、複数の受入先の確保の可能性と、そういったところをしっかりと確認をしてというふうに思っております。私どもが確認をしたその灰溶融固形化施設につきましては、大変多くの自治体からも受け入れているというような状況でもあって、今後も安定的に引受けの可能性があるとこのように判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） ごみの問題というのは、いろいろな観点から協議が必要なのだというふうにして思っています。灰溶融固形化施設のところは、産業としての観点から、そして地域雇用という観点からの検討はどのように行ったかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 議員ご指摘のとおり、そういった観点で島内でしっかりと資源化を効率的、安定的に継続ができるという状況であれば、それが一番最善、ベストだろうというふうに私どもも考えております。過去には、島内のコンクリートの骨材としての利用とか、そういったところについても事業者と一緒に検討をしたこともありますけれども、需要、それからコスト、またスラグの安定的に供給がどの程度できるかというような、そういったもろもろのところの観点も踏まえて難しかったという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 引き続きこの灰溶融固形化施設の廃止に関しては、産業としてどうなのかと、そして島内循環ということの観点から、もう一段ちょっと研究、検証をしていただきたいというふうに思います。

それで、中間施設、両津クリーンセンター、そして南佐渡クリーンセンターについては、施設廃止の期限を後ろに延ばすというふうにして市長から答弁ございましたが、どの程度後ろに行くのかお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

今般策定を進めております一般廃棄物処理基本計画、令和3年度から令和12年度末までの10年間を計画期間として策定いたします。この計画期間内をめぐりに廃止の時期、是非も含めてでございますけれども、

検討したいと。加えまして、もろもろご意見がありましたとおり、市民負担の軽減をどう図るのかという観点も含めて議論、審議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、その期間については令和9年までは確実に残すということよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 確実に残すかどうかはちょっと私はお答えできかねますが、その計画期間、令和9年までに市民の理解を得て、廃止をしたほうが効率性も高まるというふうな答申もいただいておりますので、検討を進めてまいりたいと。市民のご理解をいただければ前倒しもあり得るのかなとは思っておりますけれども、まだ時間ありますので、しっかり考えていきたい所存です。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 中間施設の廃止は、先ほど冒頭に言いましたように、遠くから市民、今でも運んできているのです。これをまた佐和田の佐渡クリーンセンターまで持っていけというのは非常に酷です。何とかこの施設を残して、市民の協力の下にごみ処理を進めるという考えはありませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、特に南佐渡クリーンセンターから佐和田にあります佐渡クリーンセンターまでの距離、40キロメートルほどあるというふうに認識をしております。そういったこと、それから災害時の対応等もろもろの観点も含めて市民負担の軽減を図るための方策、議会でもご説明をいたしましたけれども、1つは民間廃棄物の事業者の活用の促進というところもありますし、現在公設民営で長期包括で運営をしておりますけれども、民設民営、委託化というところも含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） その代替案、今環境対策課長説明いただいたのは代替案のことだと思います。もう少しより具体的に代替案を示していただかないと市民、検討できないというふうにして思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 今両津クリーンセンター、それから南佐渡クリーンセンターの2か所の中継施設があるわけでございますけれども、そういった中継施設を全くその地域からなくすのではなくて、先ほどご説明したような方策、そういったものも含めて今計画期間中に取りまとめて皆様にご説明をすると、そういったところで、ご理解をいただけることが可能であればそういったことになるのだと思いますし、計画期間中にしっかりと考えてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 中間処理施設のところでは、その地域ではもう廃止されるのだということで持ち切りなところも一部出ております。非常に市民が心配されることについてやっぱりちょっと払拭するように何らかの説明をしていただきたいなど、早々に。市民に迷惑をかけないようにするというを前提に、施設の維持をどうしていくのかということについて市長としてはどうのお考えかお示してください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 先ほどお答え申し上げたとおり、この2施設の廃止は延期ということで考えております。その理由につきましては、やはり効率性と市民の皆様の利便性、行政の効率性と利便性は基本的には相反するものでございます。その中で、しっかりと代替の仕組み、市民の皆様が大きく利便性が損なわれないような代替の仕組みがやっぱり非常に重要だと考えております。そういうものをしっかりと検討しながら、市民の皆様のご理解を得た上で進めていくということが大前提になると思いますので、現段階ではしっかりとまず代替の仕組みが今後どういう形がいいのか、それでまたどうご理解いただけるのか、そういうところを今議論しておりますので、その中で今こういう状況であるということだけは申し上げられますが、今の段階で結論を市民の皆様に出すということは、まだ検討段階だという状況でございます。今そういう状況でございますので、廃止のほうは期限が決まったものではないと、延期をするということが決まっておるということはこの場で申し上げたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 地域はもう高齢化がどんどん、どんどん進行します。今でも持っていくのは何とかというところはありますので、より丁寧な対応を求めるということでお願いしたいと思います。

続いて、病院について二次質問をしたいと思います。厚生労働省が2019年9月に公表した全国424病院リストによる再編統合の議論が必要と名指された佐渡市立両津病院について、佐渡地域医療圏構想に照らし、どのように受け止めているか。また、厚生労働省は、病床数や診療機能の縮小などを含む再編、統合などを地域で検討し、具体的な方針を2020年9月までに決めるように求めています。どのように回答したかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

まず、どのように受け止めたかということでございますけれども、あのリストアップは全国一律のデータだけで見たものでありまして、例えば当院では分娩をしておりません、手術をしておりません、それだけで特に診療実績が少ないという表現でバツ印がつきます。十数年前から佐渡島内の医療という形の中で、佐渡総合病院とともに機能分担をしてきた経緯というものを全く考慮いただけない。また、車で20分圏内でほかの病院がある。ちょうどその距離に佐渡総合病院があるわけですが、それだけで統合、再編の対象ということになるのですけれども、佐渡の地理的な状況というものを一切考慮いただけない画一的なデータでございますので、国の指導ではございますけれども、個人的な主観としましては内心じくじたるものがございます。

次に、今おっしゃられたとおり、この2020年の秋ぐらいまでに再編、統合を伴う場合には、地域医療構想調整会議の中で検討して回答せよというのが昨年度のうちに出ていたのですけれども、今年度入りましてこの新型コロナウイルスの関係でそもそもまず会議ができないということと、今後も新たな感染症等が出たときにどのように地域医療が守られるのかということも踏まえて検討しなければいけないということで、厚生労働省のほうで改めてその検証のスタイルと期限を示しますというのが8月31日に出まして、その状態で止まっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 両津病院管理部長の受け止めについては、私も正しい認識だというふうにして思います。地域医療構想というのは、医療介護総合確保推進法によって制度化され、2016年に全ての都道府県で策定をされております。入院できる病床数を各地で管理する計画の一つで、2025年における医療供給体制のあるべき姿を描いたものであります。改めて厚生労働省が発表した自治体が運営する公立病院、日赤、厚生連などの病院のほぼ25%に当たる全国で424病院ということで再編について議論をしようというふうにとまとめました。このリスト化がされた理由については、今ほど両津病院管理部長がおっしゃられたとおり、病床機能の報告で高度急性期等のところから診療実績がないというようなところ、そして類似かつ近接というような、この2つの基準で選ばれておるようです。この基準だけで単純に地域の状況を把握しないでいくというのはやっぱり納得できないものがあると思います。私は、中央から地方というより、病院からきちんとやっぱり反論、反証をすべきだというふうにして思います。

それと、このことについて私、佐渡は高齢化が進んで医療費が高くなっておるので、これはどうしようもないのだなと、勉強不足なところありまして、ただそういうふうにして最初思いました。ただ、今ほど皆さん方にお配りしております平成29年度の医療費の地域分析という表がございます。この表で見たいというふうにして思いますが、これは全国の表であります。これは、平成29年度の厚生労働省の資料から私が抜いたものであります。47都道府県が出ておりましたが、抽出して、一番少ないところから一番多いところまで載せました。ちなみに、この表でいきますと新潟県が一番低いのです。そして、一番多いのは福岡県で、47番目です。青森県10番目、岐阜県20番、愛媛県30番、大阪府40番というような順位であります。これを見まして、どうしてこうなるのかなという思いもありました。

続いて、次のページお開きください。こちらは、新潟県の20市を表しております。20市の中で、丸つけ

ておきましたが、佐渡市がございまして、医療費地域差指数ということで0.889というところで、佐渡市もこれ新潟県の中でもまた低いほうの部類になっております。そういうふうにして考えますと、厚生労働省が出したところはやっぱりどうもおかしいと。この医療費の分野だけで考えてもおかしいのだというふうにして思いました。ですから、この点は自信を持って、厚生労働省から言われたことははね返していただきたいなというふうにして思います。

医療費がなぜ低いかということについては、私も分析する能力を持っておりませんので、病院等にお任せしたいと思います。ただ、このことは佐渡市地域医療圏構想に基づく地域病院の連携の積み重ねのたまものだというふうにして私は評価しておりますが、市長としてはどのようにお考えですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そもそも厚生労働省から出されたものは本当に一定の数値だけで判断しているものであって、地域医療を反映しているものではないという認識は当初から市全体でしておるものでございます。一方で、また国のほうの医療への考え方として、私自身問題はやはり今後20年先を見据えた場合の医療体制、それがどのようになるのか。医師、看護師の体制、そしてまた人口のバランス、それを考えたときに、またもう一つ今議員からのご指摘のように医療費、病院の利益をどう出していくのかという観点で考えたときに、高齢化のところでは病院の利益は上がりません。病院は、高い医療を提供しない限り今利益が上がらない仕組み、診療報酬になっております。そういう点もございまして、やはり佐渡にとってどこの病院が中核として残っていくのか、そこはやはり厚生連病院でもございます。しかしながら、今後の将来を見据えたときに、いざとなったときに頼れる市の直営病院は必ず要るだろうというふうにして判断しておりますので、私自身は厚生労働省がどのような形を取ろうが、佐渡市にとって必要だということは徹底して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 市長の力強い言葉を受けまして、今回のこの424病院の指名、この一環はやっぱり医療費を削減するということが念頭にあります。地域医療構想に基づく2025年の必要病床数というのが全国で119万799床だそうです。これを実現するために全国で15万6,000床、11%が過剰だというふうにして言われております。この病床を削ることが厚生労働省の一番最初の目的のようであります。このために医師、看護師の削減ということで、国民が医療に関わる機会を減らす、そして医療費を削減するというような考え方の一つのようであります。医療の確保は、単に医療の分野だけではなくて、地域経済と医療保障という観点からも重要であります。同じく厚生労働省から出されております平成22年度版の厚生労働白書では、「社会保障は、地域経済のよい循環をつくり出し、新たな雇用を生み出すことが期待できる分野です。医療機関は、地域にとって医療供給主体というだけではなく、地域経済の重要な拠点となる」というようにして指摘をしております。

ここで、厚生労働省が、先ほど両津病院管理部長から9月の報告のほうは延期されたということになりますが、厚生労働省は名指しされた病院についても執拗に改善を迫ってくるというふうにして考えます。どのような対策を講じるか、今お考えがあればお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明します。

このリストアップされた病院の今後の対応につきましては、新潟県が主催するというか、それぞれの都道府県が主催する地域医療構想調整会議というところで結論を出して国に報告しなさいという形になっております。この中で、その地域医療構想調整会議が新型コロナウイルスの関係で対人で集まれない、開けないという状況が全国で続いておりますので、それも含めて期間は延長されたわけなのですけれども、いずれかの形で当然その調整会議は持たれると思います。その時点で私どもは、市長が言われたように、地域医療を守るための必要性という部分でしっかりとご説明をさせていただき、地域医療構想調整会議の総意をもって国へ答申したいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 両津病院管理部長、期待しておりますので、その点お願いします。新潟県は、北海道に次いで指名が多い地域となっております。やっぱり今、県議会でも県立病院のこともあります。新潟県のところをしっかりと守っていただくというところで回答を厚生労働省に示していただきたいと思えます。

続いて、市民参加の病院というところでお伺いいたします。佐渡市における地域包括ケアシステムによれば、近隣住民、自治会、老人クラブ、ボランティアがシステムを支える仕組みとなっております。市民参加の構築をどうしてやるかというところです。両津病院では、地域医療の観点から、鷺崎や北鶴島等の北部まで、そして遠く小木までの巡回診察を行っておるとホームページで拝見しました。病院から遠い地域に住む高齢者は、交通手段の関係から、体調が悪くても、診察を受けたいと思っても来院できない方が多いのではないかなというふうにして思えます。地域包括ケアシステムというのを利用して、市民参加で病院にかかれるような、具体的には病院の送迎ですが、こういうものをシステムとして組んで、病院に来てもらって、予防医療という観点から取組ができないかお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明します。

まず1点、小木の巡回診療は既に終了しております。帰ってすぐにホームページチェックして、正しいものに直したいと思えます。失礼しました。

地域包括ケアシステムという形の中で、例えば、では送迎がということのお話がありました。本当にそういう形の状態が市民の方々の発意として出来上がって、もちろんそういう業態、ずばりバスであるとかタクシーであるのかもあります。正直当院も近所の方が連れてこられる患者、非常に多うございます。そういうものが一つ形づくられればすばらしいかなとは思いますが、病院のほうからちょっとそういうシステムという形のものではありません。ただ、これからもいろんな形で市民とともに歩む病院でなければならないというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 市民の間で、この地域包括ケアシステムではないところで、地域の支え合いという
ことを模索しているところもございます。この点について高齢福祉課長、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

地域包括ケアシステムは、医療、介護、予防、住まい、生活支援というものを地域の実情に合わせて一
体的に提供するシステムの構築となっております。今ほど議員言われたようなご意見につきましては、生
活支援コーディネーターなどの配置により地域住民の意見を吸い上げまして、今後必要な体制整備の検討
をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、介護のところに移ります。

両津病院の石塚院長も、ホームページのところ、「特別養護老人ホーム「歌代の里」と老人保健施設
「すこやか両津」が併設し、患者さんの社会的事情に合わせた対応が取れるようになっていきます」という
ふうにして紹介されております。病院と連携した介護施設の重要性をホームページでおっしゃっておりま
す。地域医療構想というのは、医療供給体制の再編の象徴だというふうにして私は思います。地域医療構
想とワンセットになるのではないかとというふうにして考えます。地域での医療の受皿づくりを意味する地
域包括ケアシステムというところで、退院した患者や地域住民の行き場がなければ本当に困ります。老老
介護で事件が起きているというのも、これは皆さんご承知だというふうにして思います。行き場を確保し
て安心して暮らすことというのを目的にお願いしたいと思います。

質問として、市内高齢者施設の入所者の利用状況、そして施設介護を希望する待機者等の状況はどうな
っているかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

市内の高齢者の入所者の利用状況です。こちら令和2年3月31日時点のものでございます。市内全体で
93.1%という利用率になっておりますが、そこから抜き出しますと特別養護老人ホームはほぼ満床、認知
症対応型共同生活介護グループホームにつきましてもほぼ満床、介護老人保健施設のほうで90%台で推移
しているというような状況になっております。

次に、入所の申込み状況でございますが、こちらのほう令和2年4月1日現在でございます。特別養護
老人ホームの入所申込者の総数が445人、そのうち要介護4以上で在宅、入院で真に入所が必要な方とい
うような数になりますと153人という形になっております。介護老人保健施設のほうが82人の申込みがご
ざいます。次に、認知症対応型共同生活介護グループホームでございますが、こちらのほうが58人の方が
入所申込みをして、お待ちいただいている状況になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 利用状況、申込者がたくさんいるということで、高齢福祉課のほうでは昨年度も新しい施設の建設を計画しておったようですが、実現されなかったという理由についてお答えいただけますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

昨年度80床の規模の特別養護老人ホームの公募を2回行いました。公募がなかった理由としましては、介護人材の確保が難しいことと、80床規模でちょっと採算が難しいというようなお話、その2点の理由をうちのほうとしては把握しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 介護人材というのが今コロナのところで辞めるというような方もいらっしゃるようで、確保するのは本当に非常に難しいのだと思います。今ほどの回答にもございましたように、介護の施設を民間でというふうにして先ほどおっしゃられましたが、建て替えに際して両津病院には介護の施設が絶対必要条件だというふうにして私は思います。それについて、施設設置を佐渡市の責任でやるということについて市長としての考え方をお示してください。もう一度お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 両津病院の新しい在り方につきましては、現在の形が非常に有効的であるということはこの進めている中で皆さん判断しているところでございます。そういう中でございますし、民間の方のご理解を得られればというのが一つの条件にはなりますが、佐渡市としてもやはり連携した形が医療、介護の連携も含めて適切であるというふうに考えておりますので、今議員がおっしゃったような形でしっかりと医療と介護が連携する、そういう方向性をひとつ示しながら民間の方の参入を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 病院と介護施設については、市民の関心の的であります。ぜひとも市民が納得できるような形で医療、介護の事業を進めていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で佐藤定君の一般質問は終わりました。

午前の会議はここまでとし、休憩といたします。

午前11時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林純一君の一般質問を許します。

林純一君。

〔3番 林 純一君登壇〕

○3番（林 純一君） 政風会の林純一でございます。午後一番でございますけれども、皆様の眠気を誘うことがないように頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い、3テーマ、18項目について質問をさせていただきます。

テーマ1、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、佐渡市の取組について問う。菅内閣総理大臣は、国全体の取組として、2050年という一つのゴール地点を設定しました。当佐渡市は、従来からトキの保護を始め、米づくりの5割減減など、自然環境に配慮した政策を取ってきたものと理解しております。しかしながら、温室効果ガス排出削減、つまりCO₂の排出削減についてはどうなのか。これは一朝一夕に達成できる課題ではなく、長期間の継続的な取組が必要と考えます。その観点から、以下の6点についてお聞きするものです。

- (1)、市の短期、中期、長期の方針はどうなっているのか。
- (2)、CO₂排出削減に向けた具体的な取組は何か。
- (3)、森林環境譲与税の活用による取組は考えられないか。
- (4)、観光拡大政策とは逆行する場合も想定されるが、その対策は何か。
- (5)、第一次産業用機械、これは農機具とか漁船とかですけれども、に対する対応策は何か。

そして、これは私の提案として申し上げますが、(6)、日本における環境対策先進地としてのブランド化を目指してはどうかということでございます。SDGsへの取組が問われるこれからの時代、いよいよ世界遺産登録にも関連するようになりました。当佐渡市にとっては、他と差別化しやすい、かつ比較的取り組みやすい目標かと考えますけれども、市長のお考えはどうでしょうか。

さて、Go To トラベルを契機とした観光マーケットの需要喚起策については、いろいろとその功罪がメディアを騒がせています。とりわけ新型コロナウイルスの第3波の拡大は、当市においても大いに懸念される点かと思えます。一方で、観光の島佐渡のためには需要喚起策は必須です。直近では、有人国境離島に対する国の支援拡大案も報道されております。感染予防と経済活動の復活、そのバランスを取ることは非常に難易度が高い政策と理解しておりますが、避けて通ることはできません。そこで、以下の点について質問をいたします。

テーマ2、これからの観光・誘客政策について市の方針を問う。

- (1)、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた今後の観光戦略及び具体的戦術は何か。
- (2)、財政支援終了後のリバウンド対策等、価格以外の付加価値づくりはどのように進めているのか。
- (3)、移住交流政策との連携は考えているのか。
- (4)、政策の立案と実行者の役割分担は明確化されているのか。

また、関連して、佐渡への誘客素材として大変重要な世界遺産登録についてもお聞きします。新型コロナ

ナウイルスの影響で、審査という作業そのものが延期されたことは十分理解しておりますけれども、質問は先般の報道にありました文化庁の気になる発言についてです。当然ご承知のことと思いますけれども、なぜこのタイミングでこのような発言、報道が出てくるのか。私の過去の営業経験から、一抹の不安が脳裏をよぎりました。もちろん私は登録の実現を強く望む者の一人でありますから、そうであるからこそ念には念を入れるという意味から確認の質問をさせていただくということでございます。

(5)、文化審議会部会の方針見直しに対する対応策は万全か。

さて、最後のテーマです。3、市の組織再編案について、その目的と手段の疑問点を問う。これは、過日の総務文教常任委員会を傍聴させていただいたときに聞いたものですが、どうもその目的と手段のミスマッチがあるように感じられましたので、質問するものです。組織再編は市の内部的な問題ですので、細かい組織論を云々するつもりは全くございませんけれども、市政及び市民サービスに全く影響がないとも言い切れません。また、今後我々議会との議論をより効果的、効率的にするためにも以下の点についてお聞きするものであります。

(1)、現組織の問題は何があるのか。また、その再編する目的は何か。

(2)、その課題に対して組織再編が一番効果的だと考えるのか。もしそうであれば、その理由は何か。

(3)、政策提案力向上に必要なことは何だと考えているのか。

(4)、それに対して現在どのような対策を行っているのか。また、その効果はどうか。

(5)、例として、移住交流部門を課にすることで、具体的政策等がどのように強化されることになるのか。

(6)、支所、行政サービスセンターの機能拡充内容については、どう盛り込まれてくるのか。

(7)、外部人材の活用策について、さきの9月議会以降、受入れ準備等は進んでいるのかお聞きをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。ご回答のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、林議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現の問題でございます。佐渡市環境基本条例に基づき、環境の保全と再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐渡市環境基本計画では地球温暖化対策などの推進に取り組むこととしております。このため、地球温暖化対策の推進に当たり、平成18年度には佐渡市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の把握と削減に向けて率先的な取組を行っております。一方、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた取組に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条の規定に基づき、その区域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策となる地域推進計画を策定するべく、現在検討を進めておるところでございます。

CO₂排出削減に向けて具体的な取組というご指摘でございます。温室効果ガス総排出量の約8割がエネルギー由来であることから、再生可能エネルギーの積極的な導入による脱炭素化の推進が重要となりま

す。このため、平成31年2月に新潟県が公表した自然エネルギーの島構想の実現に向けた取組を着実に進めるため、粟島浦村とともに2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指すことを令和2年2月に共同宣言したところでございます。現在、新潟県や発電事業者等とともに再生可能エネルギー導入促進に向けた具体的な取組について検討を進めており、令和2年度中に取りまとめる方向となっております。

続きまして、森林環境譲与税の問題でございます。森林環境譲与税につきましては、温室効果ガス排出ゼロの実現に向けて森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、安定的な財源を確保する必要から創設されたものでございます。国は、この譲与税の使途について、放置されている森林等の整備費用、林業事業者の人材育成、木材利用促進等に充てることとしております。現在、市は木材価格の低迷により放置されている山林が多い現状を踏まえ、林業事業者の高性能機械化支援等による森林整備の促進、また水、農地、海等の自然の恵みを育む美しい広葉樹林の再生と針葉樹林を適切に管理することで、木材の利用促進と併せて島内の循環型エネルギー利用のシステム、これの構築も考えていきたいと思っております。

続きまして、温室効果ガス実質ゼロの実現に向けた佐渡市の取組、観光施策の問題でございます。温室効果ガスと観光振興の関係でございますが、佐渡は環境が最大のコンテンツでございます。そのためにも、低炭素化を推進していくことは非常に重要なことだと考えております。このため、世界的なSDGsでは、入境する人数の制限をすることやレンタカーなどの電気自動車への変更などが示され、実施している例もございます。今、日本は大きく電気自動車と、また水素等の活用というところに動いておるところでございます。そういう国の状況もしっかりと研究をしながら、観光へどう役立てていくかというのは今後しっかりと判断をしまいたいと考えているところでございます。現在行っている具体的な内容といたしまして、新たな交通手段としてeバイクの導入を今、来年度に向けて検討しておるところでございます。佐渡をゆったりと環境に優しい交通手段で楽しんでいただけるような仕組みづくりもこの後進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、第一次産業用機械に対する対応策でございます。これちょっと状況としてはかなり難しいところもございます。農林水産省でも農林水産分野における脱炭素化社会に向けた対策、施策の方向性の中で、漁船、農業機械化等の電化等の考えを示しておるのは事実でございます。しかしながら、産業用の機械の内燃機関の転換、これについては技術革新等がもう一段必要であろうというふうに考えておりました。なかなか容易に今代替手段があるとは言えない状況になっております。また、第一次産業機械、非常に高価でもありますし、基本的に耐用年数が高いものでもございます。そういう点を考えると、更新の費用等も非常に大きくなるということもございます。そういうところから、いましばらくしっかりと検討しながら考えていかなければいけない問題であろうというふうに判断しておるところでございます。

続きまして、環境対策先進市としてのブランド化のご指摘でございます。佐渡市は、トキ野生復帰を機に環境基本条例を制定し、環境の島としての地域再生に取り組み、また自然豊かな生物多様性と共生するトキ認証米制度などの成果を得ることができておるところでございます。一方、宮古島、隠岐などの島においては、県や電力事業者などと連携して再生可能エネルギーの積極的な導入を進め、エコアイランドの実現に向けた取組も進めておるところでございます。佐渡につきましても、こういう先進事例、また先ほど申し上げた県との連携を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。また、トキの野生復帰

に続き、脱炭素化の取組においても、佐渡市がそのポテンシャルを生かしてモデル地域としての取組、事業を国や県と電力事業者等と連携して進め、国内外に広く示すことができればとも考えているところでございます。そのためにも、今調整をしておりますが、SDGs未来都市への挑戦、そして環境省が示す地域循環共生圏の取組、こういうものを組み合わせ、しっかりとした目標を定めながら事業を展開していきたいと考えております。こういう佐渡市の特徴、特性を生かした持続可能な循環共生型の社会、これの実現を目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

観光の施策でございます。ウィズコロナ、アフターコロナの戦略でございます。まず、やはり一番大事なのは、こういう環境の中、安全、安心な観光の地域になるということが一つ今は大きな課題だというふうに考えております。その上で、新たな観光ニーズ、旅行者の動態の変化に合わせて、感染状況や社会情勢、また島民感情なども踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。このため、全国に先駆けて実施した佐渡グリーン認証制度、これを推進し、会員制度の拡充を図るとともに、一方ニーズの高まりが今想定されているアウトドアなども柱にしながら、体験型と長期滞在が可能な取組を展開していきたいというふうに考えております。そういう部分でも、スノーピークとの包括連携の中で、佐渡をゆっくり楽しんでいただけるというのも一つの形になるだろうというふうに判断しております。これらの取組は、やがて来るコロナ終息後の観光振興にも必ず生かされると考えております。ウィズコロナ、アフターコロナの戦略及び戦術の詳細については、観光振興課長からご説明をさせます。

続きまして、これ観光ですが、Go To キャンペーン等の終了後の対策というご指摘でございます。Go To キャンペーンを始めとした経済対策の効果につきましては、佐渡においては11月末までを見る限り、対前年同期と比較しても順調に推移しておりました。しかしながら、11月下旬から首都圏や地方の大都市を中心に感染の拡大が見られるようになり、現状では12月の予約も対前年ではプラスとなっております。しかしながら、先行きの見通せない状況となっております。国は、地方創生臨時交付金の第三次補正予算を予定していると聞いておりますが、終息の見えない中で、いつまで経済対策が実施されるのか見通しが立たないのも状況でございます。现阶段では、Go To キャンペーンが6月末、5月連休から少しずつ補助額を絞り込むという流れ、そしてまた一方、まだはっきり示されてはおりませんが、有人国境離島への観光の支援というのも新たに始まるということがメディア等で放送されておるところでございます。これらを始めとした経済対策は、評価といたしましては、実はこのGo To キャンペーン、これまで佐渡に来ていなかったお客様が佐渡に来ていただいて、また非常に単価が高い中で、やはり佐渡にご満足いただけたというきっかけもあったというふうに考えておるところでございます。また、特に9月中に来られていたお客様は、安全な地域に安全な移動方法で、自分自身で情報を集めて来られていた方々でもございます。佐渡では、この時期ポイントバックキャンペーンなどを実施し、顧客のデータも集まりつつありますので、今後このお客様に直接アプローチ等も含めながらリピーターの確保に努めてまいりたいと考えております。

また、移住交流政策と観光の連携でございます。観光による交流人口から移住に結びつける策につきましては、近年観光客数より地域内の滞在時間の延長と消費額の増大を重視していることから、最終的には定住に結びつける流れについては、今連携して意識して取り組んでおるところでございます。現在、総合政策監を中心に庁内プロジェクトチームを立ち上げながら次年度に取り組む事業の検討を進めるととも

に、佐渡観光交流機構を始めとする推進団体ではNOTEという会社も含めながら、島外の関係者を巻き込んで移住、定住に向けた観光施策を併せて取り組むということも進めておるところでございます。

続きまして、政策の立案と実行者の役割分担ということでございます。これは、佐渡観光交流機構はDMOということでございます。地域経営の目線に立ち、多様な関係者による合意形成の下、事業を実施しておるところでございます。こういうことから、やはりDMO自体はもちろん立案者でもありますし、実行者でもあるというのも現実でございます。しかしながら、合意形成の場合には、私ももちろんですが、市の担当課もしっかりと事業全体の参画をして議論をしながら、また事業の方向性、これがぶれないようにしっかりと調整をしながら進めていくということが大事だというふうに考えておりますので、また役割分担等も今議論しておりますので、しっかりと二重行政等にならないように役割分担を定めながら進めていきたいというふうに意識しておるところでございます。

次に、国文化審議会部会の方針見直しへの対応策についてでございます。報道等で、過疎化や高齢化による保全、管理の担い手不足、観光客の受入れ体制が不十分といったことが指摘されておりました。しかし、これは世界遺産の登録地のことではありません。既に国内でリストに上がった地域ではないところでの課題であり、佐渡に対してこのような課題ではないというふうに思っています。いずれにいたしましても、今回のご指摘は今後国内推薦をどのようにしていくかという方針でございますので、今暫定リストに載っている我々にとっては、このご指摘は該当ではないというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、佐渡に対しては文化審議会から次の有力な国内候補という評価もいただいていることも全く変わっておりませんので、今後も引き続き国並びに新潟県と連携をし、さらなる推薦書のブラッシュアップと国内候補選定に向け準備を進めてまいります。

組織再編に関するご質問です。組織につきましては、やはり効果的、有機的に機能していくことが大切であります。そのため、政策立案ができる体制をつくり、係長を中心とした現場と政策を有機的につなげることができるような仕組み、そして佐渡の将来を見据えた政策立案ができる組織づくり、こういう面から人材育成の面も併せて進めてまいりたいと考えております。また、政策提案力の向上につきましては、若手職員を中心として部門別のグループをつくり、総合政策監、外部講師による研修なども入れながら、最後は政策のプレゼンを12月中に職員からしていただく予定であります。このような企画の中で、政策立案をこなしていく職員の育成を図っていきたいと考えているところでございます。また、小さな組織につきましては、課長を中心として積極的に動き、重要施策については短期的に成果を上げていくための組織として位置づけるものでございます。そういう部分では、移住、定住の新しい課の方針につきましては、やはり課長がどんどん引っ張っていく、そのようなイメージを持った動きやすい課という形で設定をしていきたいと考えておるところでございます。

また、支所、行政サービスセンターの機能拡充につきましては、地域づくりのための予算配分ということが一つ原則でございます。また、市職員OBや地域おこし協力隊などの外部人材の活用も考えております。このようによそから来た人の目線、また地元のベテランの方の目線、そして職員の方の目線、そして市民の方の目線、これを合わせながら地域防災や地域ビジョンを考えていける体制を構築していきたいと考えているところでございます。

あわせて、外部人材の活用につきましては、地域おこし企業人の活用のほか、企業版ふるさと納税によ

る人材派遣などの活用も含めて現在検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ウィズコロナとアフターコロナの戦略についてですが、まずウィズコロナではコロナの終息が見通せない中であっても、これまで観光ニーズや旅行者の動態の変化に合わせてつつ、感染状況や社会情勢、島民感情などを踏まえた上で、関連事業者と協議をし、実施をしております。安全、安心な受入れ体制としましては、全国に先駆けて実施した佐渡クリーン認証を推進しながら、様々な施策を実施してまいりました。その中では、ICTを活用し、非接触による精算方法の推進をしながら、将来のリピーターとなり得る会員制度の拡充を図るとともに、お客様に直接アプローチできる仕組みを構築しております。また、ソーシャルディスタンスの心配が要らないアウトドアニーズの高まりに合わせ、島内のキャンプサイトを案内できるような仕組みを構築している最中であります。ウィズコロナの戦略では、全国的なコロナ感染拡大防止のフェーズに合わせた戦略が求められますので、関係事業者と協議をした上でこれまで事業を進めてきております。

アフターコロナの戦略についてですが、今後の見通しとして、国内旅行においても本格的な回復はワクチン開発後だとしても、今後観光客数の大幅な増加は見込みづらくなっていくものと考えております。このことから、今後ますます1人当たりの滞在時間の延長が重要となると考えております。これを踏まえ、戦略としては、アウトドアの振興でも、単なるキャンプから一步進めたグランピングや手ぶらでも島内移動が可能な観光などを推進し、新たなテクノロジーの導入と交通手段としてのeバイクでの実証実験や非接触アプリの導入、プロモーションの手段としましてもデジタル化の推進などを考えてございます。次年度以降の取組につきましては、適切な時期にご提案させていただきたいと考えておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況や社会情勢を考慮しつつ、観光地としての総合力を強化する必要があると考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ありがとうございます。では、2回目の質問でテーマの1から幾つかお聞きをしていきたいと存じます。

まず、環境問題、温室効果ガス削減の問題なのですけれども、先ほど市長のほうから自然のエネルギーを活用するというご答弁を頂戴しました。もちろんもうそのとおりなのだと思いますが、あえて申し上げますと、もう一つ、今出ているCO₂を削っていく、少なくしていく、これも一つ重要ではないかというふうに考えます。かつ、先ほど1回目のときに長期的な取組が必要だというふうに申し上げたのは、例えば私の近所の家の状況を見ますと、その家は3世帯、5名で住んでおられて、兼業農家です。化石燃料を使うものをどのくらいお持ちかということなのですけれども、まず普通乗用車が1台、軽乗用車が2台、軽トラックが1台、それから兼業農家なのでトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、そのほかいわゆる草刈り機だとか、田んぼの水揚げるポンプ、こういうものをみんな持っているわけです。ところが、これで、では来年からちょっと排出ガス削るから車替えてくれとかっていってもこれはなかなか難しいだろ

うと思うのです。それから、多分影響が一番大きいのは法人、例えばトラック運送業の方、これディーゼルエンジンのトラック走らせているわけですから、この削減をどうするのか。これは、全く手つかずでほっておくというわけにもいかないような気がするのです。そうすると、その法人のものに対してどうするのか、あるいはこつこつ積み上げるのであれば個々人の家庭のものをどうするか、2つ分けて考える必要があろうかと思えます。

また、ご存じのとおり、多分今日発表になるのかと思うのですけれども、日本も2030年にはいよいよガソリン車の販売は中止をするような形になるのだと思います。ヨーロッパ中心に脱ガソリンエンジン、脱化石燃料はもう当たり前の状況になっています。そうすると、取りあえず手っ取り早いのはEV、いわゆる電気自動車化をしていくということです、車について。これは、日本は遅れているのです。ヨーロッパは、大体今8%ぐらいがもう既に電気自動車。これ電気自動車ではないとそのうち罰金食うようになるからです、仕組みとして。それから、カリフォルニア州は、実名言うトヨタ社のプリウスは、あれはハイブリッドだけれども、要するにガソリンで走るので、エコカーの扱いになっていないのです。とかということからすると、やっぱり佐渡市としても電気自動車化、さっきeバイクという話がありましたけれども、車についても電動化を促進していくべきではないかというふうに考えます。これは、国と自治体で、そもそも電気自動車を買った場合は補助金が出ていたはずなのですけれども、今佐渡市のほうはどういう補助金体制になっているかお分かりでしょうか。多分国が40万円、佐渡市も多分車によって40万円で、車両価格から80万円引いたものが多分購入価格になっているのではないかと思います。この辺の今走っているいわゆる自動車の電動化の促進についての市のお考えをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

電気自動車に対しての助成につきましては、過去に制度を設けて促進支援をしていたところですが、現在につきましては、佐渡市としてはその補助制度を廃止しております。その理由といたしましては、国が間接的に電気自動車に対して、先ほどおっしゃられたように、今軽自動車で20万円ぐらい、それから普通自動車で40万円等の補助金が出るということを踏まえて廃止をしているという状況でございます。一方で、モビリティ、自動車のEV化、これは再生可能エネルギーの導入促進を図る観点からも、また温室効果ガスの排出削減の観点からも必要だという認識を持っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） このEVの活用というのは、この後の観光のところでも触れたいと思うのですけれども、eバイクもいいのですけれども、やっぱり今後観光、例えば世界遺産登録になって海外から、例えばヨーロッパから観光で佐渡に来たというときに、ヨーロッパの感覚からしたら、走っている車のほとんどがガソリン車だ、あるいはディーゼル車だ、これで環境の島というのは厳しいのではないかなと、イメージが非常によくないのではないかなと思うのです。新潟県の場合は、4輪駆動ではないと嫌だとかと

いう理由で普及が進まなかったのも確かにあるのです。私、説明会に行ったこともあるのですけれども。そういうことを言っている時代ではなくて、これは環境という切り口からすればもう進めざるを得ないことだと思うのです。ただ、高いのですよね。高い。EV車は量産車ではないので高いのですけれども、まして水素カー、FCVに至っては700万円から800万円するという、こんなものを買って乗り回せる人が果たして何人世の中にいるのかという話あるのですけれども、それを考えるとやっぱりインフラが既に整備されている電気自動車、これだって極論すればそのプラグから充電できるのです。弱点は、充電に時間がかかるということです。ガソリンだったら5分、10分スタンドにいれば済むのですけれども、EVの場合は急速充電器でも30分、しかも8割回生なので、そういうところのデメリットというのはあるのですけれども、あくまでも環境という切り口からいえば、これは推進すべきで、かつ国の補助金が入っているのは分かるのですけれども、自治体はそのことを本気で進めようとするのであれば、やはり一定程度の購入に対する補助制度がなければこれは一向に進まないのではないかというふうに思います。以前は確かにあったような気がするのです。何か軽トラックで電動のやつがあって、これ買うと佐渡市で幾ら補助しますみたいなのが多分あったと思うのです。それから、レンタカー屋がEVを車として導入するのであれば幾らの補助をするみたいなのがたしかあって、今はやっていないのですけれども、というような一定の促進策も過去は取っておられた。これからますますCO₂を削減しなければいけないという中であっては、そういった制度の復活も検討すべきではないかというふうに考えるのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 以前は、やはり様々な再生可能エネルギーの活用は、電気自動車の件は今議員がおっしゃったとおりですが、難しい点がございます。その中でも、例えば家庭用のエネルギー、燃料をまきストーブ、ペレットストーブに変えようという補助金、そして電気自動車を導入しようとする補助金、それは以前にあったものでございますが、ここ数年でそれは全部廃止になっております。そういう部分では、高野市政から始まった環境の島というところの取組に関しては、助成金も含めてここ数年止まっている状況であるというふうに私自身は認識しております。ただ、一方で電気自動車に関しましても、今の佐渡は化石燃料での発電でございます。そういう部分で、やはりソーラーによる発電の仕組みづくりと、それを活用する充電機器の問題等を含め、また併せながら、実は意外に転換しやすいのは家庭でのエネルギーでございます。それを自然エネルギーでどう使っていくかと。そういうところを総合的に判断して取り組むべきだというふうに思っております。観光での利用は非常にいいのですけれども、例えばホテルに充電器をこれから設置しなければいけないとか、様々な要因があると思います。また、充電器ですから、基本的に室内等も必要になるということもございますので、場所等も含めて様々な検討がある中で今計画を組んでおりますが、佐渡全体でどのような形から自然再生可能エネルギーに切り替えていけるかというのを実質的に考えていくということが大事なかなというふうに判断しておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ぜひそこはもう一度ご検討いただきたいと思っています。

私ごとで恐縮ですが、私、前旅で仕事をしているとき、実は経済産業省のEV・PHVロードマ

ップ検討会の委員を拝命いたしまして、今後環境という切り口で大いにビジネスを拡大していくべきだというような話をしておりました。だから、別に私は自動車会社の回し者でもないし、自動車会社から何かをもらっているわけでもないです。私はまだ、申し訳ないですけども、ガソリン車に乗っていて、本当はEV買いたかったのですけれども、さっき言った私の給料では高く買えないということでございました。そういうことで、もしそういう過去のいろいろなことでお力になれることあれば、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひこれは引き続き取組の検討をお願いをしたいというふうに思っております。

次に、森林環境譲与税についてお聞きをさせていただきたいと思えます。実はこれ私もはっきり言えばほとんど知らなかった話で、たまたま外のほうからこれについてちょっと聞かせてくれという問合せがあったので、急遽にわか勉強でやったというところでありますけれども、先ほど市長がおっしゃったとおり、この目的は温室効果ガス削減、それから森林整備のための財源をきちっと確保して、これを継続的にやりましょうということです。もう一つは、令和6年度から税金として1人1,000円ずつ取られるのですよね。取られると言ってはいけないですね。税金として納める。それが国に一回吸い上げられて、それから各地域の状況に合わせて交付される、交付税みたいな形になるかどうか分からないですけども、戻ってくるという仕組みらしいのですが、聞くところによると佐渡市でも多分行く行くは年間4,000万円とか5,000万円の交付金になるような話なのですけれども、ちょっと間違った説明をしていると困るので、森林環境譲与税についての簡単なご説明と、それからそれを活用して今後佐渡市としては、目的は明らかなのですけれども、具体的にどういった政策を取っていこうとお考えなのか、このところをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） それでは、説明いたします。

森林環境譲与税関係の制度でございますが、基本的には先ほど市長が答弁した内容と議員がおっしゃられたとおりでございますが、具体的には令和6年度から森林環境譲与税の制度が始まります。1,000円ということでございますが、現在個人住民税の中で東北大震災の復興のために上積みされている1,000円が森林環境譲与税分として令和6年度から切り替わるということでございます。そういった点では、市民の皆様になんか新たな負担が生じるというものではございません。

また、森林環境譲与税は、国から各自治体の森林の保全、再生を目的に再配分されるものでございます。また、その譲与額でございますが、令和元年度決算においては、1,640万4,000円でございます。令和2年度当初予算で3,500万円を計上しておまして、令和6年度において最大5,500万円の収入を見込んでおります。

また、森林環境譲与税の使途でございますが、今年度は森林を所有されている方に対し、今後の森林経営、管理についての意向調査を長い間施業が行われていない森林を中心に実施しています。また、森林整備における生産コストを削減させるために森林事業者が高性能機械をレンタルする経費や、林業技術向上のために市外で開催される技術研修等に参加する際の旅費の補助を行っております。さらに、木材の利用促進として、佐渡産材を使用した住宅等の建築経費に対して補助を行っております。今後は、木材価格の

低迷による林業従事者の減少等、低下している森林整備能力を回復させることを最優先に考えるとともに、他自治体との連携なども模索しながら、森林資源を複合的に利活用していくことでCO₂の吸収源となる森林の整備を進め、併せてバイオマスエネルギー利用につなげることで、持続可能な循環共生型の社会を目指していければと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 丁寧なのですが、ちょっと難しいみたいな、分からないところもありましたのですが、要するに佐渡もそうだと思うのですが、山はいっぱいあるのですが、結局手入れがされていないので、雑木林というか、ジャングルというか、私の子供の頃はじいさんなんか「こんだけの杉がありゃ家の2軒、3軒すぐ建つ」なんていって言われましたけれども、今はもう手入れしていないので、かえってこの枝が出たので切ってくれだとか、雷落ちたらどうするのだとか、近所からも苦情を言われるような、こういうのが実態です。ですので、ぜひこの森林環境譲与税については、今後の環境の対策もそうなのですが、佐渡の森林そのものをどうしていくかということを含めた有効な政策、だって毎年もう4,000万円、5,000万円国から自動的に配付される予算ということで、かつその使い道も決まっているわけですので、有効に活用していただくのいいかなというふうに思います。この活用について、今農林水産課長からご説明ありましたけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 大きな方向性として、やはり森林再生に結びつけなければいけない。森林再生は、材の利用とセットになります。裏返して言うと、材の利用をするためには実は森林経営体、森林を伐採するというのは経営体、ここの効率化を図らなければいけないというのは明確になっております。そういう部分では、やはりその高性能機械の導入等を含めながら、いかに材を安く、低コストで出しながら活用できるかというところをしっかりと支援をしながら森林再生に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。その材が出るからこそ、バイオマスのエネルギー等の活用が利用できるということでございますので、やはり私自身は森林再生のための経営体と一緒にどういうふうに材のコストを削減できるかというところにこの森林環境譲与税を使いながら取り組んでいくのがまず一番の課題かというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 森林については、継続的なこれからの取組が大切かと思っておりますので、また引き続き検討いただいて、状況に応じてまた質問もさせていただきたいというふうに思っております。

次、観光の件なのですが、観光客がいっぱい来るということはその分CO₂の排出が多くなる。当然です。ただ、息をしないでくださいというわけにはいかないのです、その分は何かでやっぱり解決をしていただく。その分、いわゆるオフセット、代替になるものでその分を吸収していかなければいけないというときに、私はやっぱり観光という切り口からいったらさっきのe-バイク、非常にいいアイデアだと

思います。いわゆる二次交通、三次交通について可能な限りCO₂を排出しない、しつこいようだけれども、いわゆる電動化をうまく活用して二次交通、三次交通をつくっていく。こういった事例は、ほかの観光地では既の実施しているところも多々あります。これ私の友人というか、後輩から送ってもらったのですけれども、著作権があるのであまり言いませんけれども、「宿泊事業者が通常業務での利用に加え、旅行者に有償で貸し出し、副収入を得ることで、通常ガソリン車との価格差を埋める仕組みを構築、検証し、EVの一層の普及拡大を図る・環境に優しい観光地」というような、国のお金を使った実証実験も既にやっているところがあります。何か見ざる、言わざる、聞かざるみたいなところですが、こういうことが既の実施されています。これ後ちょっと関連をしますけれども、こういった国の補助事業があるところ、こういうものをうまく活用して、ぜひ、環境に物すごくいろいろなところで、細かいところで配慮している島だなということを観光に来られた方に印象づける一つの手法になるかと思うのですけれども、この辺の取組についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 地域のブランディングとしても大変お客様には訴求力があるかなと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） この辺は、もし必要な資料あれば私のできる範囲でご提供もしたいと思っておりますので、まねすることは決して悪いことではないと思いますし、ぜひご活用いただきたいなど。私としては、それをぜひ佐渡として取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、この環境の部分、日本における環境対策先進地としてのブランド化ということでございますけれども、私が言うまでもなく、これをブランド化するとどういうことが起こるかということなのですが、これも私ごとで申し訳ないのですが、以前旅行を売るといって商売をしていたときに、ドイツにフライブルクという都市があるのです。これは、今からもう20年ぐらい前の話です。世界で最も環境政策が進んだ都市というふうに言われていました。そういうところに行行政視察だとか業務視察をばんばん売り込んで、それなりに稼がせていただいたのですけれども、このまちは世界中の視察団が行くと必ずここに住みたいという感想文が出るというまちなのです。そのフライブルクの詳細をここで言うつもりは全くありませんけれども、何を言いたいかというと、環境という切り口で本当にブランド化できればそのことだけで佐渡に住みたい、佐渡に移住したい、あるいは佐渡に戻りたいという移住政策の一つの手段にもなり得るのではないかとということであります。それから、当然先進地事例の視察で観光客も来てもらえば、それはブランド化の効果と言えらと思います。

それから、実は環境というのは一つのビジネスにもなるのですよね。先ほど市長はちょっとおっしゃいましたけれども、例えばEV用の充電器を設置する、これただでできるわけではなくて、これはやっぱりビジネスとして設置する事業者があるわけです。そうすると、環境という切り口で新たなビジネスが生まれる可能性がある。これ事例で本当に申し訳ないけれども、私佐渡へ帰ってくるまではそういうビジネスで年間億単位の収益を上げていましたので、これ日本中でやっぱり環境については非常に今敏感なという

か、もう取り組まざるを得ない、取り組まないわけにはいかないという問題です。だから、そこで、今度起業コンテストもされるようですけれども、もしかしたら環境という切り口での新しいビジネスという可能性もあるのではないかというふうに思います。何を言いたいかという、やっぱりその環境、佐渡は恐らく日本でそんなに、汚れていないのではないですね。そんなにCO₂をいっぱい出していない島だと思います、全国的に見て。であればあるこそ、逆にちょっと努力すれば、都市部と違って工場がそんなにどおんとあるわけではないので、みんなの僅かな努力を積み重ねればかなりの効果が得られる。よって、日本で実は一番環境に対して先進的に取り組んでいるのは、日本海にある佐渡島だというふうになればまた違った、観光客ではなくて、違った意味での誘客及び移住者の拡大になるのではないかというのが私の考えでございます。これはあくまでまだ私の考えでありますけれども、最後ここは市長のご感想をお聞きして、次の項目に移りたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） トキが舞う島ということで売り出しております。トキが舞う島というのは生物多様性豊かな島ということで、やはり環境をすぐイメージさせる取組でございます。その中で、今議員ご指摘のEV等も非常に私自身は有効な手段だというふうに考えております。ただ、今のエネルギー需要の中で、本当にすぐEVがいいのかというところはもう一段議論が要ということもございまして、私自身その地域づくりで考えたときに、やはりストーブをまきに変えていくとか、森林再生とエネルギーの再生を図るとか、やっぱり様々な形も考えられると思いますし、佐渡の場合ヒートポンプ式のボイラー形式を入れるのか、蓄電機つきのボイラーを入れるのかとか、そういう形でも様々なわけなんです。そういうところを総体的に含めながら、この島が本当に環境にいい島、そして観光客の皆さんも電気自動車を楽しめるということ全体を、総合的な計画として考えていくべきと思っておりますので、この一つだけというのは非常にやはり、今化石燃料は98%程度で佐渡は動いている島でございますので、その抜本的な変換も含めながら事業者と考えるというのが今の検討している内容であるということでございまして、非常に有効な手段だと思っております。この後5年、10年しっかりと対策を整えながら進めていくべきと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） それでは、テーマ2の観光のほうに移らせていただきます。

先ほど既にご回答もありましたスノーピークとの連携というのがございました。ここは、私(2)と(3)のところはすぐ連携すべきだと思っております。先ほどスノーピークとの連携でキャンプというようなお話をされました。私は、もう一歩進めて、例えばキャンプ掛けるゴルフ場掛けるワーケーションとか、グランピング掛けるワーケーション掛ける棚田とか、こういった一つのことだけというか、ある会社はキャンプだからキャンプというだけではなくて、それをどこでやるのか、あるいはそれをいかに移住交流に結びつける策を絡めていくかとか、こういったところまでひねる、よってこの(2)と(3)をあえてこの観光のところに書かせていただいているのですけれども、こういった考え方は一つの対策としていいのではないかと私は考えたのですけれども、観光振興課長はいかがでございますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

例えば先ほどのキャンプ掛けるゴルフ場掛けるワーケーションというようなところなのですが、最初にスノーピークはロケハンのようにして地域の調査に入られました。この中でも、我々観光振興課のほうで所管しているキャンプ場のほかに、ゴルフ場でキャンプができないかということで、まずその候補地の一つとしてご提案もさせていただいております。実際に現地のほうには調査、しっかりとした調査ではないのですが、あの場所は見に行っております。こういったことで、今までの単純なキャンプというよりも一歩進めたような内容で考えてございます。我々これからやる仕事の内容としましては、非予算の部分も多いのですが、まず地域と関係事業者とつないでいくこと、そこからスタートしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 今のは一例でございますけれども、私がこの（2）のところで言っている付加価値というのは、単純に値段だけで訴求するのはおのずと限界が来るといのはもうご存じだと思います。そのときに、いかに佐渡らしいもので魅力づけをするかといったときに、せっかく協力してくれる企業がある、でもその企業におんぶにだっこだけではなくて、やっぱり地元にあるものの組合せでもしかしたらすごくいいものができるのではないかと。グランピングでワーケーションをやって、仕事で疲れたらばっと目を開けたら岩首の昇竜棚田が目の前にばあっと見える。ここはいいよね、そういうことが後々SNS等で広がればすごくいい誘客政策になるのではないかとというふうに考えておりますので、ぜひこの辺のところを今後拡大していただきたいなというふうに思います。

それで、（4）のところなのですが、これ何を言いたいかという、今言ったように（2）と（3）は組み合わせて、どんどん、どんどん新たな提携をつくったりして、いろいろなメディアで報道はされているのですが、どうも何か、ぽんと突然出てきたと言ってしまう方失礼なのですが、何か例えば佐渡市の観光政策と移住政策がうまくマッチングして、こういう政策を今後打っていくんだというのに対して、その手段としてここと連携してこういうものを始める、例えば空き家の活用を始めるとかというふうに組織として動いているのであればいいのですが、先ほども余談で観光振興課長何年ですかなんていう話をしていましたけれども、結局異動もあれば、あるいは俗人のスキルで突っ走り過ぎると、その方が何らかの都合でその職務に就かなくなったときに結局続かない。続かないと何が起るかという、こちらはいいのですが、連携しようといってきたほかの関係機関の方、メディアの方あるいはNOTEとか、そういう外部からの、結局誰も豊んでくれないのか、俗に言うはしごを外されたという形になると、これはもう逆に佐渡と組むのは危ないぞと、これいつはしごを外されるか分からないよと、こういうマイナスになる可能性もあるというふうに考えたので、ここでいう役割分担というのはいわゆる組織としてきっちりと政策を考える人、それを実務担当として動かす人が組織対組織でうまく連携をした上で、さっき合意の形成とおっしゃっていましたが、そういった共通認識があった上で動かないとまずいのではないかなということをお慮してございまして、どことは言いませんけれども、一部外野からそういったあまり芳しくないマイナス的な意見、声も聞こえてまいりましたので、あえて質問させていただいてい

るのですけれども、ここのところはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

施策として狙うべき方向性を統一した上で事業の実施に当たっているつもりではございますが、スピード感、そこを追い求めるあまり突っ走っているように見えるというところは、我々観光の仕事の中ではあり得ることかなと思います。重要なのは、俗人的に思いつきのような形で取り組むのではなく、取り組んだことに対してはある程度持続して、組織として全体で当たって継続させることだと思いますので、その辺につきましては今後も気をつけてやっていきたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 次に、文化審議会部会の件です。

先ほど市長からもう絶対大丈夫だという心強いご答弁をいただいたので、私も安心はしておりますけれども、僭越ながらというか、老婆心ながら申し上げますと、このメディアで書かれたものを見たときに何を思ったかという、私の過去の経験から申し上げて、本来うちでもう絶対間違いないはずのものを何で黙ってそのまま通さないで途中で、どうでもいいと言うと失礼なのですが、何か気になること、何か大丈夫かなと思うことをぼろぼろ、ぼろぼろと発言をされる。民間企業も一緒なのです。入札していて、どう考えてもうちのはずなだけけれども、何か専務は変なことを言うよなみたいな。そうすると、過去の苦い経験では、結局断る理由を前触れしていたのです、最後。どう考えてもおまえのところなだけけれども、いろいろな理由があって要するにほかにしなければいけないというときに、でもこの前私これちょっと気をつけてって言ったのではないみたいな、もうこじつけですよ。こじつけですけれども、そうならなかったときの理由づくりを事前に行っているという経験があったものですから、この文章を読むと何か、確かに過疎化、高齢化とか、そういったものはあれですけれども、急にSDGsはどうなのだとか、これまで加味されていなかったから今後どうするのだ、嫌らしいですね、言い方。佐渡のこれまでの評価がゼロになるわけではない。ということは、満点ではないと言っているの裏返しではないとか。私は根性ひねくれているので、そういうふうにすぐ取るのですけれども、こういった不安要素を私は、会社員のときはそういうのは潰しに行けと言って部下と一緒に潰しに、潰しに行くというのは念押しに行くのです。このことはうちではないですよという、うちは関係ないですよということを潰しに行っていたのですけれども、こういったことがきっちりとされているのであれば別に、あとは天のみぞ知るところがあると思うのですけれども、あえてそういうことでお聞きしました。念のため、今日世界遺産推進課長も来ていただいているので、そここのところの現在の対応方についてお聞きさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

下谷世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（下谷 徹君） ご説明いたします。

このたびの新聞報道にございました課題と佐渡の金銀山との関係につきましては、先ほど市長が答弁申し上げたとおりでございます。これに対しての対応ということで、現在佐渡市で新潟県とともに進めてい

る内容についてご説明をいたします。

確かに近年のSDGsの考えが世界遺産にも波及したこともありまして、持続可能な世界遺産の保存ということが非常に日本だけではなくて世界的にも言われる時代になっております。この対応としまして、私どもとしましては、まず市民の皆様が世界遺産を通して地域のアイデンティティーの形成と誇りを共有できるような取組、考えが重要であるというふうに考えておりますので、また草の根運動ではないですけども、市民の皆様を対象とした研修会ですとか、児童生徒の子供たちを対象とした講座学習、また世界遺産の構成資産とか、その周囲の関連の文化財等についての保全活動等の参加体験を呼びかけておりまして、またこういった取組を進めまして市民意識の醸成と資産価値を維持することを進めております。

なお、こうしたソフト的な意識醸成と併せまして、世界遺産登録後の誘客、それから受入れ体制の整備に向けまして、案内サインの設置ですとかモデルコースの設定等も環境整備としてやっております。実はこれにつきましては、来年国内候補をいただいた翌年、令和4年の予定ですけども、ICOMOS審査への対応も踏まえたことをございまして、この作業については実は文化庁とも今連携してやっておりますので、議員がおっしゃるような、心配するというような懸念は私ども持っておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） それを聞いてますます安心しました。今夜からはゆっくり寝られるかなと思います。いずれにしても、もうこれは本当に何が何でも国内推薦を勝ち取って世界遺産登録をすると。もうこれは島民挙げての宿題というか、もう悲願だと思っておりますので、ぜひ頑張って、私も微力ながらご協力できることはしていきたいと思っておりますので、頑張ってください。

最後、組織改編というテーマにしたのですけれども、冒頭申し上げましたように、具体的にどういう組織でどうすれば、何課と何課をくっつけるか、これは、実際に業務を執行される方がやりやすく、分かりやすくやっていただければいいことなのですけれども、ただ1つお願いしたいのは、市民とか、我々と言うとあれですけども、外から見ると一体どこに何を相談したらいいのだから分からなくなってしまったというようなことがないようにはひとつお願いをしたいというふうに思っております。

それで、それに関連して幾つかのご質問をさせていただきます。まず、先ほども国の公募事業でこういうのを取り組んでいる自治体がありますというご紹介をしたのですが、いわゆる政策立案の能力というか、政策立案力を向上させるためには、私はこういった国の公募事業に対して佐渡市も積極的に手を挙げて、予算の関係もありますから全部というわけにはいかないでしょうけれども、積極的に手を挙げて応募していく。そのことによって全国区の中でもまれるので、いろいろな場数を踏むことによって経験値が蓄積されたり、あるいは採用されなくてもいろいろなノウハウが蓄積されるという意味で非常に有効ではないかと思うのですけれども、これは研修の講師をされておられる総合政策監のぜひご意見、ご感想をお聞きしたいと思うのですが、この積極的な国の公募事業への応募についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） ただいま林議員のほうからお尋ねのありました政策立案能力向上について、

私のほうの意見等をちょっと述べさせていただきたいと思います。

私も国の省庁で勤めていた経験からしまして、やはり全国1,700ある自治体におきまして、国ですとか、そういう公募事業を積極的に活用されているところと必ずしもそうでないところ、かなり濃淡の差があります。ただ、その中でそういう積極的に活用されている自治体とかにおかれましては、やはり足しげく関係省庁に通われて、いわゆる省庁における政策立案に携わる担当者ですとか、場合によりましては幹部の方、あるいは政務含めていろいろ地元の状況ですとか、そういったニーズをしっかりと伝えて、いわゆる普通国の予算といいますのは通常国会で審議されて、それでその通常国会の中でようやく決定されて当初予算としてなるわけですけれども、やはり概算要求のその前の年度からいわゆる弾込めということで政策の提案ですとか、そういったものを省庁のほうにもご提案いただいて、我々国の省庁のほうもそういったものに基づいて政策を立案しているという実情もあります。ですので、私もいわゆる若手のPTに参加されている方々ですとか、そういった方々に講演するときには、必ずいわゆる国会審議のスケジュールですとか、こういった観点に基づいて国の施策とかつくっている。ただし、いわゆる外交とか防衛を除きますと、必ず国と地方の業務というのはもう表裏一体になっていますので、そういったところを国の政策動向も踏まえて地方における業務を考えていただきたいと常々申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ぜひ外からのお金を持ってくるという意味でも可能なものについては積極的に取り組んでいただいて、より多様な政策を立案していただければいいかなというふうに思っております。

それから、次の質問なのですが、支所、行政サービスセンターの関係です。先般市長のほうで意見交換会、タウンミーティングの形式で、イの一番に私の地元、畑野のほうに延べ2日間、4クールにわたって意見交換会をやっていただいて、地元の方からはやっぱり市長と直接お話ができたので非常によかったという声をいただいておりますが、その中で幾つか課題も提起されたと思います。1つは、これ2回、午前と午後で同じ要望があったと思うのですが、IT環境の整備です。特に松ヶ崎、多田地区も含めてなのですが、やっぱりこのIT環境の整備というのは今後、例えば移住を拡大するにしても、若者がそこに住んでもらうようにするためにも避けて通れないというか、今これが通じないというのはもう、そこにいることが嫌という時代だと思うのです。ここのところをぜひ、9月の議会でも質問させていただいて、市長はNTT等とよく相談をして今後整備をしていくというご答弁を頂戴しているのですが、現場の声としても、現場というのは市民の声としても早急にそれをお願いしたいという声が出ておりましたので、これについてぜひ進めていただきたいのと、それには、ではお金をどうするのだという話があるのですが、これは某NTTという会社からいただいた資料なのですが、今やっぱりこれも国の政策で高度無線環境整備推進事業というのが2021年度までありますと。これは、自治体が整備する場合と第三セクター、民間事業者が整備する場合2つあるのですが、いずれにしても離島については国が2分の1補助しますと。残りの2分の1は第三セクターなりが持つということなので、佐渡市がそこにお金を入れるかどうかはあれですが、交渉の仕方によっては、民間企業はそれによって先のビジネスの可能性もあるので、もしかしたら全部持ってくれるかもしれない。何か持ちたいとかという声

も聞こえたのですけれども、こういうがあるので、ぜひこれはこの補助制度を活用して取り組むチャンスではないかと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今デジタル庁の動きが出ております。この中で、やはりICTがどこでも使えるようになるというのは非常に重要だと考えております。そういう部分で、今ちょっと空いていなかったのですけれども、今度NTTの担当者の皆さんと率直にちょっと意見を交わしてみたいというふうに考えております。その中で、携帯の電波、4Gで飛ぶのか、光無線なのかとか、様々なことによってまたコスト、制度変わってくると思いますので、国のデジタル庁が進める中での政策、そしてNTTの動き方、それと我々の必要な部分、そこをちょっとすり合わせをしながら計画を考えたいと今思っているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ぜひそこは進めていただきたいなと思います。

次に、これも意見交換会でお越しをいただいたときに、松ヶ崎で、既にもう市長もご存じでしたけれども、島留学、これについて非常にいい取組だというふうにおっしゃっていただきました。ところが、現場としては、取組はいいのだけれども、これもみんないわゆる民間というか、NPO的な活動で全部賄っている。何を言いたいかという、組織の再編もそうなのですから、そうすると例えば家賃だとか給食費、教材費、PTA会費、これは全部親御さんの負担なのです、負担。ほかの自治体なんかだと、例えば家賃は全部自治体が持ちますとかという補助制度があるのですけれども、こういった補助制度は例えば、従来であればこれは教育委員会にお話しする話なのかもしれないのですけれども、これは私は移住交流政策の非常に有効な手段の一つだと思うのです。そうすると、移住交流について、これが課に上がるということであれば、教育委員会ではいろいろな理由で補助できなくても、移住交流課では補助できる対象になるのではないかというふうな期待を寄せているのですけれども、この辺のお考えはどのようになりますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まだ私のところまで具体的な補助の形態等については上がってきておりませんが、この移住、定住について来年課にするに当たって1つプロジェクトチームをつくりながら、今思い切った形で、逆にどこまで思い切った形ができるのかというところを若手中心に考えていただいているところでございます。ここもありますし、また一方で地域振興課で空き家の改修と移住定住お試し住宅の拡大、そして企業を受け入れるという体制でのインキュベーションセンターの設置等も今国と協議しながら、国の支援を得て進めていきたいと取り組んでおるところでございますので、そういう全体の流れの中で新しいスキームをつくっていくということが来年度施策の一番重要なところになると思っておりますので、この後予算査定を通しながらしっかり我々も議論していくということで今考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

- 3番（林 純一君） ありがとうございます。期待するところ大でございます。ぜひそのようになることを祈っております。

時間も押し迫りましたので、最後に申し上げます。私、今日の今までの質問は1つのテーマに対していろいろな課の方にご回答いただいた。逆に言うと、市の抱える課題はその担当部署だけで単純にぽんと解決できるものと、例えば環境問題なんかは環境政策課長がどんなに頑張っても、ほかの課との連携がないと完全に解決することはまず難しい。こういったものは、多分ほかにも多々市の中の問題であるのだらうと思います。これを連携して1つの課題を解決するというのが、いわゆる横串って言われているやつです。何も構えて、えいやってやるのが横串ではなくて、テーマの切り方とか、それによってそれぞれの部署がそれぞれの立場でソリューションを出していくということによって島の課題が解決していくということが大事ではないかというふうに思います。これを誰がやるのかということところが逆にポイントではないかと。どういう組織かも大事ですけども、この役割を誰が恨まれてでもやるかということがポイントではないかというふうに考えております。僭越な発言ではございますけれども、ぜひご検討いただければ幸甚に存じます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

- 議長（佐藤 孝君） 以上で林純一君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時05分 再開

- 議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本卓君の一般質問を許します。

山本卓君。

〔15番 山本 卓君登壇〕

- 15番（山本 卓君） 皆さん、こんにちは。午後一番政風会ですが、2番目も政風会でやらさせていただきます。山本です。

16年ぶりにこの議場で一般質問と、そういうことになりまして、今緊張感でいっぱいでございます。慣れるまでには大分たつのかなと考えておりますが、拙い話をさせていただきますが、ひとつご容赦いただきたいと思います。

先日、代執行を執行したことで、住民の皆さんが大変空き家に関心を示す人が多くなり、私のところにもいろいろと問合せがふだんにも増して多くなった気がします。関心を持っていただければ今後の空き家の抑制にもつながり、佐渡市にとっても大いに貢献していただけるのではないかと考えております。私も個人的に沢根と両津で2件の空き家の管理をしております。市の空き家バンクを通してあっせんをしていただいたことから、いろいろな事情の中で空き家の多さということを感じて、驚いておるところであります。住民の皆様は空き家について少しでも理解をしていただくために、今日は空き家に特化したような形ではないのですけれども、質問をさせていただきたいと思います。

2017年12月、一般財団法人国土計画協会の研究グループ、所有者不明土地問題研究所によると日本国内に九州の面積に匹敵する410万平米の所有者不明の土地があり、空き家の件数は2018年10月の住宅・土地統計調査によると全国で850万戸空き家があると報告されております。佐渡でも8月に空き家に関するチラシを回覧して、また9月に入っては空き家等の現況調査を実施する旨の回覧をされ、今まさに調査中であると思われまます。今年に入って、佐渡では7月に両津で略式代執行による建物の解体が実施され、また10月には佐渡で初めてとなる行政代執行による店舗の解体が行われ、今後さらに増えていく可能性が大であり、私としては心配をしているところであります。今年国勢調査が実施されましたが、5年前の2015年の国勢調査では、固定資産税課税世帯が60歳以上の世帯が65%、また75歳以上の世帯主の世帯が25%を占めていたと言われております。今年で5年がたっているので、65歳が70歳、いわゆる団塊世代に入ってきます。2020年、今年の国勢調査の結果が待たれますが、前回以上の高齢化と相続が増加していくと同時に、空き家の増加というものが懸念されるところであります。また、生産年齢人口の減少や少子高齢化に伴って、所得税や法人税の減少が自治体の自主財源である市税の減少に強く反映をし、また時代の変化とともに空き家対策による自治体の負担増があり、合併特例債が措置されているうちに足腰を強くしておく必要があるのではないかと考えます。国も空き家に伴い地方税の減少を心配して、令和元年11月に地方税における資産課税の在り方に関する調査研究会を発足させ、中間報告を取りまとめて概要を発表しております。今回、私は今後佐渡で増加していくと考えられる空き家問題と人口減少に伴う地方税の在り方に関して質問をさせていただきます。

では、通告に従って質問をさせていただきます。まず、1番目の空き家と空き地の現状。空き地は今回は問題を取り上げないでおきたいと思っております。現在調査して把握している空き家というのは、2018年以降2年たっておりますが、どのぐらいあるのか。世間では空き家の数についていろいろな意見があり、戸数にばらつきがあって、実際の空き家数というものは把握されていないというのが現実でありますので、お聞きしたいと思っております。

また、空き家または特定空家の定義というのはどう違うのか。住民の方々による認識というのは個々によってばらつきがあります。空き家と特定空家の区別というものが正確に理解をされるようにまたこの質問を挙げさせていただきました。

また、3番目に、所有者不明、島外に住んでいる島外名義の空き家は何件あるのか。ほかの自治体では所有者不明の空き家が多く、場合によっては費用がかかり、所有者の調査を取りやめたという自治体もあるようです。島外名義の空き家件数と併せてお聞きをします。

4番目、質問のほうでは行政代執行になっている。私確認しなかったのが悪いのですが、通告では、代執行の解体費用ということで、事務局のほうで気を使って行政を入れていただいたかと思いますが、代執行というふうに理解してください。最近佐渡においても略式、行政代執行が行われ、その費用について世間の皆様方がいろいろな意味で、行政がやってくれるのならというお気持ちを持っていますので、そういったことを正す意味で質問をさせていただきます。

5番目、空き家の利用について。空き家の有効利用というのはなかなか見いだせない状況です。佐渡市の取組をお聞きして今後の参考にさせていただきたいと思っております。

では、6番目、空き家等の監視と見守りを今後どう進めていくのか。佐渡の広い面積、また長い海岸線

に点在する各集落における空き家等の把握は難しく、今後佐渡としてはどのような体制で監視をしていくのが一番ベターなのかということでお伺いします。

7番目、大規模な建物等の取扱いは今後どのような形で進めるのか。佐渡の各地に廃墟となったホテル等が見受けられます。中には管理不全で周囲に影響を与えている現実があります。今後の取扱いについて私はお伺いします。

それでは、大きな2番目、自主財源について。1番目、来年度の市税の徴収見込みについて。各自治体が人口減、またコロナ禍で税収の落ち込みが大きく、かなりの影響が出ている現状について、佐渡の見込みについてお伺いいたします。

2番目、不納欠損について。不納欠損については、私は仕方がないと考えておりますが、毎年かなりの数が出ております。何が原因なのかをお尋ねします。

3番目、住宅用地特例が解除された空き家は何件あるのか。また、免税点以下の不動産は何件あるのか。勧告を受けると、当然住宅用地特例が解除されます。住宅用地特例が解除されますと、当然固定資産税の税額が高くなります。どのぐらいの差額が出るのか。これも住民の方々に知っていただきたいと思って私は質問に挙げさせていただきました。

4番目、課税保留、また死亡者課税。これ課税保留と死亡者課税とはリンクをしているのですが、課税保留の原則というのは調定された税の送付先が見当たらないことが原因とされております。なぜそのような状況が発生するのかお伺いいたします。

では、大きな3番目、LCC、トキエアの現状について。①、トキエアの現在の進捗度について。トキエアの代表が各地を回ってお願いをしているとマスコミ等では目にしますが、佐渡ではどんな活動をされているのか全く見えてきておりませんので、どういう状況なのかお伺いいたします。

2番目、佐渡市としてトキエアにどのような形で関与していくのか。海上輸送の会社ということにしておきますが、いろいろと今佐渡市としても悩んでおりますが、今度は空のほうです。トキエアに佐渡市として関与していくのか、この対応をお伺いいたします。

3番目、佐渡空港の2,000メートル化の可能性について。最近2,000メートル化ということを目にするのが少なくなりました。地権者の話合いというのは今どういう状況になっているのかお伺いいたします。

以上で演壇での質問は終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 山本卓君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家と空き地の現状でございます。国が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査、また市の実施している空き家等実態調査によると、空き家は今後も増加していく見通しとなっております。それに比例し、適切に管理されない空き家も増加していくと予想され、さらに深刻な問題になるだろうというふうに考えているところでございます。こうした背景から、空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び市が9月に制定した空き家等の適切な管理に関する条例に基づき、助言、指導、勧告等の措置を講じるとともに、市民、地域団体、事業者及び県等の関係機関と連携して、空き家等が適切に

管理されるように取り組んでいるところでございます。また、一方廃業したホテルや工場などの大規模空き建築物については、周辺に及ぼす影響が大きく、また除却費も非常に高額になることから、新潟県佐渡地域振興局と連携、協力し、6月に現地調査、9月には国、県に対して財政支援などの要請を行っているところでございます。引き続き財政支援の要請や建築基準法等に基づく措置を国、県に働きかけるとともに、周辺の建築物等に悪影響が及ぶと判断される場合には、空き家等の適切な管理に関する条例に基づき、緊急措置を講じることとします。

なお、空き家の状況、細かい定義等は、環境対策課長からご説明をさせます。

続きまして、空き家の利活用でございます。空き家の利活用につきましては、市内不動産会社と連携し、空き家情報システムへの登録や物件の紹介を実施しております。今後は、現在実施している空き家等実態調査の結果を基に、有効活用できる空き家については所有者に対し空き家情報システムへの登録を促し、空き家の利活用に取り組んでいくほか、企業版お試し住宅を含め、空き家を活用したお試し住宅の拡充整備などの事業についても令和3年度の予算化に向けて今準備を進めているところでございます。しかしながら、この空き家の活用については、やはり集落との連携が必要不可欠でございます。集落には、空き家情報をしっかりと把握し、条件等をきちっと整備ができるそのつながりを集落はお持ちでございますので、ぜひこの集落と併せてU・Iターンを受け入れる、その集落のそういう意向もつくりながら、受入れできるような元気な地域づくり、そういう部分を連携していく必要があると考えておりますので、ぜひ意欲のある集落から順に一緒に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、自主財源の問題でございます。来年度の市税の見込みについて申し上げます。市税の決算額は、佐渡市が発足した平成16年度は約57億6,000万円でした。次第に減少し、令和元年度の決算額は約51億4,000万円となっております。合併以来15年間で6億2,000万円、10.7%ほどになりますが、減少しております。これは、やはり納税義務者の減少などが非常に大きいと思っておりますが、所得額の減少も影響があるというふうに考えております。根本を申し上げますと、やはり島内経済の規模の縮小、やはりこの解決が重要であると考えております。来年度の市税の見込額についてでございますが、コロナ禍の影響を加味する必要があると考えております。経済危機の事例としては、平成20年のいわゆるリーマンショック、これが直近のものでございます。ただ、しかしながら今般のコロナ禍の特徴、一般的には飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、この4業種が雇用を含めて地域経済への影響が大きいと言われております。今こういうふうに、ちょっと今までと違いまして、このコロナ禍において業種ごとに差が出るという影響が今回はっきりしておりますので、今の段階で市税収入の計算等ができてはおりませんが、来年度の予算編成作業を含めながらしっかり調査をしてまいりたいと考えているところでございます。

不納欠損、住宅用地特例が解除された空き家の件数及び免税点以下の不動産の件数、課税保留と死亡課税等については、税務課長からご説明をします。

あと、LCC、トキエアの現況でございます。このトキエアは、新潟空港を拠点にATR機で地方間を結ぶLCC、格安航空会社であるという形でございます。トキエア株式会社、これは7月に設立されております。トキエアから佐渡一新潟便、そして佐渡から羽田便、成田便、首都圏便と言っておりますが、現在検討されているところでございます。特に佐渡から首都圏便の航空路につきましては、佐渡の活性化、また通年での観光、また移住、定住、これに大きく寄与すると考えております。もちろん島民の利便性の

向上も非常に高くなると考えておるところでございます。市としても、何としても実現をさせていきたいという思いは強いところでございます。そういう中で、トキエアの社長といろいろな意見交換もさせていただいております。また、佐渡からの首都圏便につきましては、先般総合政策監と国土交通省にお伺いしまして、担当の課長といろいろ議論をさせていただいたところでもございます。また、トキエアの関与につきまして、これは基本的には新潟空港を拠点に全国に飛ばしていくという飛行機会社でございます。そういう部分でございますが、やはり県としっかり協議をしながら、佐渡市も役割をこの後しっかりと判断しながら、適切な支援の検討が必要だというふうに考えております。

また、ジェット機が就航可能な佐渡空港の2,000メートル化は、佐渡の悲願でもあるのは間違いございません。そういう部分で、私自身もいろいろなお話をしながら状況のほうの把握に努めておるところでございますので、この件についてもいろいろ地権者の皆様と話し合いを進めながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） それでは、説明をいたします。

まず、空き家の状況についてでございますが、平成30年住宅・土地統計調査によりますと、総住宅数が2万9,370件、空き家数が7,300件となっております。空き家数につきましては、平成25年調査から1,490件増加している状況になります。また、市が実施をいたしました平成27年空き家等実態調査では、3,670件の空き家を把握しております。

次に、空き家等の定義についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家などの建築物またはこれに附属する工作物であって、居住そのほかの使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうと定義をされております。また、特定空家などにつきましては、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家などをいうと法律では定義をしております。

次に、所有者不明と所有者の状況についてでございます。私どもが把握をしておりますのは特定空家についてでございますが、特定空家、現在73件ございます。その中で、所有者が確知できなかった空き家については2件、それから市外在住の所有者等の空き家については44件となっております。なお、今年税務課に協力をいただきまして、市外に在住の所有者の方に向けて空き家等の啓発の資料等送付をさせていただきました。その件数につきましては、1,200件ということになっております。

次に、代執行についてでございます。行政代執行につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者などに対して必要な措置を市長が命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないときまたは履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い行政代執行を実施することができるかと法律で規定をされております。

なお、行政代執行に要した費用につきましては、行政代執行法に基づきまして、所有者等に請求することとなります。一方、略式代執行につきましては、過失がなく、その措置を命じられるべき者を確知することができないとき、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市長が代執行を実施することができるかと法律で規定をされております。

なお、略式代執行に要した費用の回収につきましては、民法に基づく財産管理制度の活用、これが考えられるところでございますが、不動産としての価値、それから債務の存在、その状況等を踏まえまして個別の案件に即して判断する必要があるというふうな認識でございます。なお、国では代執行費用の回収が困難なことから、補助制度等の財政支援措置を講じております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） それでは、私のほうからは、自主財源についてのまずは不納欠損についてご説明いたします。

不納欠損につきましては、地方税法第15条の7による執行停止、それから地方税法第18条の消滅時効という区別があるのですけれども、地方税法第15条の7の執行停止につきましては、滞納処分の財産がなくなったとき、それから生活が困窮しているといったときが該当いたします。そして、その執行停止後3年を経過したときに滞納債務が消滅するという制度でございます。この不納欠損の目的でございますけれども、3年間滞納処分を停止することで、その間に生活を再建し、事業を立て直しまして資力の回復を期待する、もって納付につなげてもらうということが本来の目的でございます。ただ、執行停止3年が満了する前に地方税法第18条の消滅時効、つまり最初の納付など時効が進行してから5年が経過したときは、執行停止の3年を待つことなく、その段階で不納欠損ということになります。こうした不納欠損でありますけれども、その要件というのは資力でございますので、この措置に移行するには徹底的な財産調査というふうなものが大変重要となります。昨年、この財産調査につきまして8,600件余り行っております。その上で必要な不納欠損を行っております。

次に、住宅用地特例が解除された空き家等は何件あるかということでございますけれども、これは今説明もありました、いわゆる空家対策特別措置法に規定する特定空き等に関しまして、除却、修繕などの必要な措置の勧告の対象になった土地につきましては、地方税法第349条の3の2の規定によりまして、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されるということになります。ご質問の件数でございますが、令和2年11月現在で19件となっております。

次に、佐渡市税条例の規定によります固定資産税を課することができない免税点未満の件数でございますけれども、令和2年度におきましては、土地につきましては納税義務者で1万859人、筆数で2万8,241筆、家屋につきましては納税義務者数で3,441人、棟数で6,093棟となっております。

次に、課税保留と死亡者課税につきましてご説明いたします。市税の課税におきましては、死亡した納税義務者に相続放棄などで相続人が一人もいないとき、それから法人が倒産などにより商業登記簿上消滅している場合、課税ができない状態となりますので、便宜上こうしたときは課税保留としております。また、固定資産税の納税義務者が死亡した場合におきます課税事務において、死亡した納税義務者の住所が

島内にある場合は、市役所窓口において死亡後の手続などの際に税務課においても死亡の事実を確認した上、納税義務者の相続人及びその代表者の届出をいただき、その後の課税において変更することになります。しかし、死亡した納税義務者の住所が島外にある場合、これは死亡の事実を把握することが第一義的にできませんので、納税通知書などが到達されずに返戻された場合、それから納付が滞った場合、こういったことを起点といたしまして死亡の事実を確認し、納税義務者の相続人を特定した上で相続人への課税に変更するといった手続になります。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 空き家の数なのですが、2018年をベースにしているということなのですが、あれからもう2年たっているのですよね。役所仕事というのは、やはり年度、年度で出てきた数字で全てが動いていくということですか。民間であるともうリアルタイムに、もう1か月ごと更新していくような体制を取って迅速に対応するのですが、これは5年ごとに出てこないに対応していけないということなのですか。その点いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

国が実施をしております住宅・土地統計調査、これも5年ごとでございますし、市が独自に実施しております空き家等調査、これも5年ごとに実施をしております。ちょうど、令和2年が5年目に当たりますので、今ちょうど取り組んでるところということでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 国が5年ごとだからそれでいいのではなくて、佐渡市としてリアルタイムに調査して更新していこうというような気概はないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、随時リアルタイムでその状況というのが把握できればそれが一番最善だというふうに私も思うところがございますけれども、しかしながら佐渡島内におきましても国の住宅・土地統計調査の結果、総住宅数だけでも3万弱の件数があるというところでもございますし、市の体制等々も踏まえて全ての建築物、しらみ潰しにその調査をすることはなかなか難しいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） この後また空き家の監視、見守り隊のことについて質問させていただきますけれど

も、国がそうだから佐渡市もそれに合わせてやっていかなければいけないということはないと思うのです。やはり佐渡市として独自にそういったこと、空き家を、また特定空家を少しでも減らしていこうという気概があれば、リアルタイムで1か月とか2か月とかで更新していけると思うのです。そんな気概というのはないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明させていただきます。

まさしくそのことを私ども行政だけではなくて地域に暮らされる皆さん、それから集落、そういった方々からご協力をいただきながら進めていきたいという観点から、今般条例を制定させていただいたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 条例をようやくつくって、これから運用をしていくということですが、国土交通省から空き家の位置はデータベース化して一目で分かるような地図をつくりなさいという指導があると思うのです。それはいつですか、期限は。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 空き家のデータベースについてご説明させていただきます。

佐渡市におきましても、庁内でそういう情報のシステム化ということについては既に取組をしておりますが、個人情報等も含まれますので、一般には公開していない状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 一般の方は見られないですけども、職員の方は見られるということですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

そういった個人情報等の管理、十分に注意をしてということの中で、関係課とは情報を共有しているという状況です。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 個人情報を盾にされると、あとは何にも前へ進まないのです。残念ですが、これはこれで諦めます。

ただ、空き家の問題ですが、環境対策課長の説明、空き家はこういうものですよというのは全く役所の言葉。これでは一般の人が空き家何件と言っても信じられないのですよ。今年の10月に、東京都世田谷区

で5万戸の空き家があるということでもちょっと話題になりましたよね。なぜ世田谷区に5万戸もあるのだと。確かに東京23区、空き家のベストテンに5つぐらい入っていますね、これがね。そのとき、あるマスコミが調べたのです。一般の人の空き家というと、一戸建てで人が住んでいる気配がなくて、草木が生えて手入れがされていない、そういうのが一般の人の考える空き家なのです。ところが、そのマスコミが調べたところによると、国土交通省のガイドラインの中には、空き家というのは賃貸用住宅もしくは投資用住宅、それから二次的住宅、それからその他の住宅と、この3つに入るのが空き家なのです。例えば賃貸用住宅、それから投資用住宅、これはマンション、民間アパートですよ。これも1部屋空いていれば1件になるのですよね。それから、二次的住宅、これは別荘とか2拠点住居、それからその他の住宅、これが佐渡に適用される一般の空き家になるのではないかと思うのですが、これが転勤でいなくなっちゃって空いているとか、それから入院してちょっとうちを空けてあるとか。

では、ここで聞きますが、佐渡で今お盆に帰ってくるとか、正月に帰ってくるとか、1年に数日しか使わないその自宅は空き家としてカウントしているのですか。その点どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

住宅・土地統計調査上では、議員お尋ねの盆、暮れに一時的に利用されている家屋につきましては、空き家における二次的住宅ということで区分をしておりますので、調査上は空き家ということでカウントをしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） では、民間のアパートの空いている部屋も空き家としてカウントしているということですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

空き家の区分ごとの戸数ということでご説明をさせていただきたいと思います。空き家の総数につきましては7,300戸ございますが、先ほど私のほうで説明させていただきました二次的住宅につきましては330戸ございました。それから、賃貸用につきましては1,130戸、それから売却用につきましては10戸、その他の住宅が5,820戸という内訳でございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） この二次的住宅というのは、別荘として利用しているのですか。どういう形で二次的住宅の範囲に入っているのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

- 地域振興課長（岩崎洋昭君） 二次的住宅につきましては、区分が別荘、その他ということになります。まず、別荘については、週末や休暇時に避暑等の目的で使用される住宅、ふだんは人が住んでいない住宅という意味でございまして、その他につきましてはふだん住んでいる住宅とは別に残業で遅くなったときに寝泊まりする住宅ということでございます。盆、暮れの件につきましては、いわゆる別荘という区分で二次的住宅にカウントしております。

以上でございます。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

- 15番（山本 卓君） 初めてお聞きしたので、二次的住宅、別荘として扱っているのが330件あるということ、本当にこれはびっくりしました。これは、ほとんど島外の人利用なのですか。けれども、2拠点住宅で佐渡の人が週末は海岸べたへ行っ生活しようと、そういった形の住宅もあるわけですか。その点いかがでしょうか。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

- 地域振興課長（岩崎洋昭君） 大変申し訳ありません。330戸の詳細な内訳につきましては、ちょっと資料のほうを持ち合わせておりません。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

- 15番（山本 卓君） それでは、空き家のほうはこれで終わらせていただきますが、特定空家、これ判定というのはどのような経緯をたどって特定空家にたどり着くのでしょうか。ちょっとお伺いします。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

- 環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

特定空家の判定についてでございますけれども、まずそういう空き家があるよという情報と、また私どもも地区巡回、巡視等をする中で発見をするわけでございますが、その物件につきまして、まず建物の状況調査をさせていただきます。これは建築士等、有資格者等の協力をいただいて判定をするということでございますし、空家等対策の推進に関する特別措置法上の空き家につきましては、先ほど定義づけを説明させていただきましたけれども、そういう状況にあるかどうか、また加えて調査をさせていただきます。電気、水道等の使用状況等々を調査し、そして危険なもの、先ほどご説明した空き家の定義に合致するようなものについては、特定空家として認定をするということでございます。

以上です。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

- 15番（山本 卓君） では、次に入らせていただきます。

今、特定空家の予備群である管理不全空き家が令和2年8月末で240件、そのうち立入調査をされたの

が170件、また経過観察の空き家が67件、合計300件あるとされておりますが、佐渡市としては所有者に対して今後どのような対策を講じて改善を図るつもりですか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

まず、平成27年調査で把握をさせていただきました管理不全等空き家があるわけございまして、それを1件ずつ調査をして、その危険度合い等を判定するということになるわけございまして。まだ未調査のものも幾つか残っておりますが、建築士等々の方々、司法書士の方々ご協力をいただいて、何とか年度内に全件調査をしたいという取組で今進めております。

危険な空き家につきましては、私どもは空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、まず適切な管理ということと呼びかけると、指導するというところでございまして。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 予備群でありますから、頻繁に所有者に接触をして、改善を図っていただきたいと思いますと思っております。

では次に、空き家のうちで特定空家、認定されたのが103件、うち解体に30件の方が応じていただいたと。残り73件。数字は間違いありません。それから、相続放棄されたのが4件、解体されたのが2件、残り2件となっている。指導、助言が90件のうち再指導が61件、また勧告を受けているのが18件、再勧告が6件、命令が1件。非常に多くの特定空家が残されております。その中でも30件の住民が解体に応じていただいたというのは、職員の努力もあったと思いますが、本当にありがたいことだと考えております。特定空家の所在地、今いろいろ私申し上げましたけれども、どの地域に偏っているのかちょっとお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 先ほどご説明をさせていただきましたが、現在特定空家として認定中のものが73件ほどございまして。しかしながら、法制が施行されて以降、佐渡市が認定をした特定空家については、累計で108件あるという状況でございます。この108件中、地区別でございますが、やはり建築物が多いエリア、そこにやはり多いということになってございまして、一番多いのが相川45%、その次に佐和田が18%、両津が10%ほどというような、割合でございますけれども、そういう割合でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 今、ちょっと確認します。割合で、相川45%、それから佐和田が18%、両津は……
〔「10%」と呼ぶ者あり〕

○15番（山本 卓君） 10%。この特定空家の監視というのは、やっぱり注意していかないと周囲に迷惑かけますから、やっぱり心配です。その監視というのは、各地区の支所、また行政サービスセンターあたりをお願いをして回っていただいているのですか、それとも決めただけで全然回っていないということ

なのですか。その点ちょっと説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

特定空家、空き家の管理につきましては所有者の義務でもございますので、まず私どもといたしましては、周辺に悪影響を及ぼす、迷惑がかかっているような状況、ましてや周辺から苦情もあるということであれば、まずその所有者などに適切な管理をしてくださいということの指導をするということでございますし、定期的な巡回、巡視等々についてはなかなか難しいところがありますけれども、できるだけ把握に努めているという状況です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） ということは、特定空家が隣近所に迷惑かけて、隣近所から連絡が来ないと、ああ、迷惑かけているなということは把握ができないということですよ。それはいいのですよ。だから、やはりきめ細かいサービスというのですか、やっぱり行政サービスセンターの係員にお願いをして定期的に見守っていただく、それが私はさっき林議員が言ったように横の連絡だと思ふのです。そういったことも大事だと思ふのです。そういったことは考えたことないですか。いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 今後そういったご意見等も踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） よろしくお願ひします。

では、次に入ります。勧告、また再勧告、命令がされても所有者が応じないと。なぜ応じないのですか。住宅用地特例の解除や代執行、差押え等の説明も適切にされて、指導に対して理由というのは把握されているのですか、いないのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

特定空家の所有者等私どもが確知できた場合につきましては、当然速やかに指導、助言等の措置を講じるわけでございますし、その措置がなかなか難しいということであればその理由ということをお伺いするということになるわけでございますが、一般に経済的なというふうなお話をよく伺うところでもございます。また、やはり島外の方等々ということになると思いますが、所有者としての、特に相続等が絡みますとやはり私のいわゆる相続物件ですかということからになりますので、所有者としての意識が希薄というところもあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） この所有者は、私の物件ですかというような問いかけがあるのですね。そこへ座ったままでいいです。あるのですね。私の物件だと理解していないようなケースがあるのですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明します。

中にはそういう所有者の方もおられる状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） そうすると、知らなかったということは、では固定資産税はどこからもらっていたのですか。これ課税留保されているのかね。どうです。これ島外、島内どちらが多いですか。この勧告、再勧告受けているのは。名義者は。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

私どもがその所有者などにご説明をいたします方々は、まずその建築物のある土地の所有者、それから登記が行われてその所有者が確知できるような案件については特定の方々となりますけれども、相続登記がなされていない場合、その相続人全てが所有者などということになるわけでございます。したがって多くの場合複数対象者がおります。そういう事情なものですから、中には私かと言う方もおられるというふうに説明を申し上げました。それから、島外、島内の割合については、今日は数字をお持ちしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 所有者が分かって、なおかつ応じてくれないということであれば、先ほど申し上げた第14条第9項の行政代執行をしますと、それで費用はお宅へ回しますよという、そのぐらいの強い態度で出たらいかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

まず、行政代執行、こちらにつきましては、法律によりまして行政に与えられた権限でございます。しかしながら、強制力を用いて行政が自力で義務の履行を確保するという手法でもございますので、慎重さが求められるというふうに認識をしております。あくまでも空き家の管理者、その義務者というのは所有者でございますから、まずは空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた指導、助言、勧告、命令、そういった措置を慎重に行うということが必要だと認識しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 環境対策課長、しょっちゅう歩いているから気の毒なので、ちょっとまとめて言います。

再勧告しても受け入れてもらえない、命令しても受け入れてもらえない、これどうすればいいのですか。その特定空家の周りの人というのは多分私は迷惑を被っていると思うのですよね。やはり早くそういったものは撤去して、生活環境の改善をしてあげることは、私は大事だと思うのです。それはそれでいいです。

それから、自治体によっては、勧告に従わないときは条例により氏名を公表するという自治体もあるのですよね。佐渡市としては、このような取組はやり過ぎだと思いませんか、それとも効果的だと思いませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

まず、氏名等の公表の措置を有する条例、全国で300近い自治体が規定を有しているという認識でございます。しかしながら、必ずしも氏名を実際に公表するかどうか、これは極めて少数というふうな今状況でございます。9月に条例を提案させていただきましたところですが、氏名公表は規定の中に盛り込むことはいたしませんでした。これは、やはり氏名は個人情報でもございますので、慎重さが必要になるということもございます。また、公表をするとやはりどういう影響がその所有者等に及ぶかというところも踏まえて、やはり慎重さが必要だということから、現在は見合わせているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 氏名公表はちょっとやり過ぎだという考えですね。条例ですから、これは議会の議決で決められたと思うのですけれども、これは私もやり過ぎだと感じております。

では、次に入ります。空き家の問題なのですけれども、周知徹底させて、また所有者に協力を得るために私広報紙、佐渡に1か月、隔月でいいのですよ。旧市町村単位で空き家これだけありますよ、特定空家これだけありますよという数を表にして、また解体の補助金なんかも併せて掲載して、解体、それから除去も促進するようなことをしてはどうですか。それで、そこの中にまた相談窓口を設けてありますから電話をしてくださいと。今月の12月号の広報「さど」を見ると、来月、それもたった1日で8件の相談しか受けないと書いてあるのです。これではなかなか進まないのです。都会では、年配夫婦の方が子供たちに迷惑かけたくないということで、自分の自宅を売却して、小ぢんまりした住宅なり、またアパート、マンションなりに移り住んで、自治体にその空き家を管理する観点から相談に乗ってもらっているというのです。やっぱりそういったきめ細かい相談窓口を設けて空き家を減らしていくということが私は政策として必要だと思うのです。佐渡でもこういう相談窓口というのを開設したらどうですか。常時開設ではなくて、電話の受付番号でもいいです。隔月で広報を出して相談を受け付けますよ、随時受け受け付けますよという形の中でやられたらいかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

今ほど議員からいただきましたご意見のとおり、まさしくそういう取組が必要であり、重要だというふうに私どもも考えているところでもございます。なるべくそういった情報を定期的に市報、ホームページを通じてというところも取組を行っておりますし、年明け1月には業界団体の司法書士会とか、そういった方々のご協力もいただきまして、また利用の、地域振興課と連携、協力してそういう相談会を開催する計画でもございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 空き家の問題では、全国いろいろ調べてみると、山形県の酒田市が本当に前へ進んでいるのですよね。すごいモデルになっているのです。それで、山形県酒田市の空き家相談室というのは常に常設しているらしいのです。これも先ほど環境対策課長言ったように、建設業者、司法書士会、行政書士会、いろいろな人たちが一緒になって相談窓口で受け付けて、平成21年の活用相談が100件、それで解体相談が22件、そういう実績を残しているのです。佐渡でもやられると私は結果が出てくるのではないかなと考えております。ぜひ実行してください。

それで、法定協議会。新潟県は法定協議会をつくって、平成元年10月1日では9件、割合は30%。佐渡は、早めに法定協議会をつくりましたよね。早いほうです、新潟県内では。法定協議会というのは、今こういう活動をされていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

空家等対策協議会の活動、取組につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法で規定があるところでもございますが、佐渡市におきましては空き家の利用促進、それから管理、促進するための計画づくり、さらには特定空家の認定、措置、利用できれば空き家の利用促進というような内容についてご審議をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 先ほど所有者不明は2件しかないということでしたのですが、今までは割と一次相続。私らが親から受けたのは一次相続で、私らの年代ですが、一次相続。これからは二次相続の時代に入ります。私らは島内に住んでいるから、また子供もいますから、二次相続はすんなりいくのです。島外に住んでいる私らの年代、ちょっと上の団塊の世代でもいいですよ。今度二次相続すると、子供たちは親から離れて別世帯を持っていると、自分のうちと親のうちと、それから祖父母のうちと3軒面倒を見なければいけないのです。とてもではないけれども、これは生活が大変で面倒見られません。そうするとどうするかというと、佐渡のうちは登記をしないと思うのです、相続登記。これは国でも困って、いずれは相

続登記が義務化されると思うのですが、今はまだ任意ですよ。これからどんどんそういったのが出てくるのですけれども、そういったことは考えて対策を取っていますか。いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

登記事務につきましては国の事務でございます。しかしながら、空き家を予防するという観点からも重要であるというふうに私どもも認識をしているところでもございますし、相続登記の義務化というようなところにつきましては、議員の発言にもございましたけれども、今まさしく国が検討中という状況であるという認識でございますから、その辺のところについては注視をしてみたいというふうに思っております。

また、市といたしましても、しっかりと登記をとというような啓発については、国と連携をして取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） パンフレットでも作ってどんどん啓発していかないと、不明の空き家が増加してくる可能性もありますので、義務化になればそういう心配はないのですけれども、それまではまだ頑張っていたきたいと思うのです。今、新潟市なんかは空き家を抑制するためにパンフレット配布をして、周知強化を今一生懸命図っているそうです。社会現象で空き家が出てくることは仕方ないと考えておりますが、特定空家、空き家も含めて抑制をしていかないと佐渡市の大きな財政負担になりますから、周知徹底といえますか、啓発にご尽力をいただきたいと、このようにお願いしておきます。

では、代執行の解体費用について。最近略式代執行、両津1件、新穂1件、また河崎1件の解体、除去、佐和田で行政代執行1件、解体、除去、行われておりますよね。先ほど略式と行政の違いは聞いておるのですが、これは今後どのようになっていきますか。今日、急激にここ略式代執行、行政代執行が出てきていますので、この後も特定空家が出てくれば代執行を続行していくという考え方に基づいているのですか、それとも慎重を期して、所有者にお願いをして自ら解体、除去をしていただくというように考えているのか、どちらと考えるといいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

繰り返しになりますけれども、空き家の管理責任、これは所有者にあるわけですから、これは義務でございますから、私どもはその所有者がその義務を履行するように最後の最後まで取組を進めてまいります。そのために補助制度も本年拡充をさせていただきました。しかしながら、命令を行っても、何らかの事情によりまして所有者等が従わないと、履行が確保できないというような場合、そのまま放置することが社会通念上許され難いような状況である、それからもう所有者の履行も期待できないという場合、そういうことが認められる場合、これは大変残念なことだと思いますけれども、周辺環境、生活環境の保全を図ると

いう観点からも行政代執行の行使、これについて審議会等のご意見もいただきながら慎重に検討していかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 新潟県あたりは、令和元年10月1日現在、助言、指導1,507件、勧告78件、命令5件、行政代執行4件、略式代執行6件、これが実情であるようですが、佐渡、今年入って急激に進んでいるものですからちょっと心配だったのですけれども、あくまでも所有者の個人の自覚に委ねるということで、それで私安心しているのです。

では、次に移りますけれども、自治体によっては解体、除去の略式代執行を予定している空き家、そういったものに対して購入希望者を募って、そして相続財産管理人制度を使って解体、更地にして販売をしている自治体もあるのですが、佐渡はこういったことがふさわしいと思いますか、それともやるべきではないとお考えですか。いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

略式代執行につきましては、所有者が確知できない場合でございますから、代執行に要した経費を請求することができません。したがって、資産を売却することで回収できるということであれば、積極的に民法の財産制度の活用を検討すべきというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 所有者が全く相続放棄されていると、これは当然不存在、相続財産管理人制度を使ってやるわけですね。これは別に問題はないと思うのです。山形県の酒田市で、これはまたさっきと同じで、先進地の例なのです。相続不明の老朽危険空き家の対応として、市が利害関係人となり、家庭裁判所へ相続財産管理人の選任を申し立て、管理人による清算手続をもって市税未納や老朽危険建物の解体等の問題解決を図っていると。当然全額回収はできないけれども、仮に300万円あったら市税とかほかに滞納している税金払って、1,000万円かかったうち200万円でも回収できればいいやという考え方だと思うのですけれども、佐渡市はこういう考えどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、財産管理人制度の活用、これは不動産価値、それからやはり債務の存在状況、これを踏まえて検討する必要があるというふうに認識をしております。税の滞納があればそちらが優先されますし、抵当権等の設定があればその債務が優先されるということから、代執行の回収にはなかなか結びつかないということがあります。それから、実際私どもも裁判所、弁護士等に、財産管理人制度の活用ということで相談もさせていただきました。しかしながら、佐渡地区では管理人を引き受けてくださる方がなかなかいないということでもありますし、引

き受けていただく際にも購入希望者、売却先、それなりにやはり担保していないと難しいということがあります。また、空き家だけではなくて、そのほかの財産全てが相続財産管理人の管理財産になりますので、1つの物件だけではできませんということがありますから、そういったことも踏まえて、先ほど議員からお話がありましたけれども、法務省においては法律の改正を検討しているという状況です。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 財産管理人制度というのは、便利なようでちょっと不便なのですよ。建物だけではなくて、所有財産、田んぼから畑や山、全部いきますからね。それ一括ですから、大変なことは分かります。それと債権の先取特権もありますから、それもしようがないのです。

では、次へ行きます。老朽危険廃屋対策支援事業補助金の実績について。令和2年度、住宅12件、非住宅5件の17件を現在実施したと報告があります。パンフレットにあるように、木造住宅の2分の1、最大80万円、非木造住宅は4分の1の最大400万円の補助とされておりますが、どの地域辺りをやられたのですか。17件の内訳は。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 老朽危険廃屋対策支援事業補助金の実績についてのご質問でございますが、令和2年度でよろしいのですよね。両津で3件、それから相川9件、佐和田2件、金井1件、新穂が1件、畑野が1件、真野が1件、そして小木が2件と、トータルで20件になります。増加しておりますので、3月末までの見込みで20件ということで今ご説明申し上げました。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） これは補助金でやったのですよね。これは当初予算、佐渡市は2,000万円でしたっけ。トータルで幾らかかったのですか。これ全部やるのに。補助率は何%でしたっけ。ちょっと説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

令和2年度、見込み実績でございますけれども、さきの議会で補正予算のお願いをしてお承認をいただきましたので、当初予算に加えて2,135万3,000円の見込みでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） その中で、1件だけちょっと気になるのがあるのです。特に市長が認めるものが1件あるのですよね。どのような案件で。これは、地名は言わなくて結構です、確定されるといけませんので。どのような案件で、またどのような条件を満たせばこういった市長が認めるものという形。これ250万

円出ているのですよね。大きい金額なのですからけれども、こういったものを指すのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

今ほどのご質問につきましては、今年度補助要綱の拡充をした部分でございますが、一般の木造住宅に限らず、木造に限りませんけれども、例えば大規模な倉庫ですとか店舗兼住宅みたいな建築物、それから4メートル道路に隣接していないような住宅、そういったところについては、機械が入らないで解体を行うことで経費も余計にかかってしまうと。経済的なそういったところから、適切な管理、除却に結びつかないということのために今拡充を図ったものでございまして、今年1件取組を行いましたけれども、店舗兼住宅という案件でございました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 時間が少ないので、ちょっと飛ばします。

空き家対策総合支援事業の補助金です。これは、本当に喫緊の課題だと思うのですよね。大規模な17件の建物。ホテル16件、工場が1件、解体、除去には25億8,000万円。莫大な金がかかりますよね。とても佐渡市だけで支え切れない。そのうち特に手をかけなければいけないのが10件。この10件のうち1件は、もう周囲に迷惑かけていますよね。大変なことになっていると思います。この10件をやるのが15億9,000万円。この金額で賄えるのですか。先ほど市長が答弁の中で国や県に要望していきたくと、それに倣って新潟県佐渡地域振興局の職員とも一緒に見て回ったというのですが、この試算されている金額25億8,000万円、10件で15億9,000万円、できますか。ちょっとその点はいかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

解体概算経費の試算におきましては、国の補助基準単価、非木造建築物におきましては平米当たり3万9,000円、その単価をベースに試算をさせていただいたものでございまして、実際に解体を行いますとその2倍ぐらいはかかるだろうというふうに思っておりますし、またアスベスト等がある場合についてはさらに3倍、4倍ぐらいかかる状況だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） そうすると、私が言った17件の建物、25億8,000万円、これ約2倍かかるということですね。そうすると、10件の15億9,000万円というのは、これも2倍、30億円かかるということですね。では、先ほど喫緊の課題になったこの10件のうちの1件、両津の通りにあるあのホテルなのですからけれども、これ私は先月だったかな、通ったときには、その地下の入り口に水がたまってプールみたいになっている

のです。その近辺には飲み屋もいっぱいあるから、これから暮れになってお酒を飲んで酔っ払って、転げ落ちたら上がってこれないと、そういう事故が起きる可能性がある。そういうことが起きるとまた行政の責任になると思うのですが、その点は何か対策を講じるような予定がありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

当該物件につきましては、現在地下駐車場の中に水がたまっている状況でございまして、外部からの立入りを防ぐ、そういう安全対策を取るという観点から、両津支所と連携、協力をいただいてバリケード等の設置をさせていただいたところでございます。さらにあふれてということになりますと、また別途安全策が必要だというふうな状況だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） ちょっと時間ない、早口で言います。

空き家の監視と見守りをどのように進めていくかと。各市町村でいろいろな空き家対策、監視もそうですけれども、見守りを含めて佐渡市としてこれからどうやっていくのか。先ほどのいろいろな話の中で端々出てきてはいるのですけれども、どういう形で見守り、監視を進めていくのかちょっと教えていただきたいです。お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

空き家につきましては、その物件数も、そしてその影響も年々深刻化するというふうに考えております。したがって、国、県に対しましても専門的なこと、それから財政的な支援ということについて要請を行っておりますし、空き家対策につきましては、私ども市町村が所管をする空家等対策の推進に関する特別措置法のみではございません。建築基準法もございまして、それぞれの行政の主体がそれぞれの管轄の法を適切に活用し、空き家対策に取り組むというのが重要だというふうに考えておりますし、そういったことを含めて国、県には働きかけをさせていただいております。

また、市民、それから地域団体、そういったいろいろな方々と連携、協力をいただきながら、対策を1件ずつ、やはり取組を進めていくというほかありません。それには、先立ってやはり所有者の方の意識改革、空き家を放置する、周辺に悪影響を及ぼすような状況というのは周辺にも迷惑がかかるわけでございますので、悪いことなのだということの意識、それをしっかりと認識をしていただき、ご協力をいただきながら取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 空き家については最後になりますが、見守り、監視対策、市長答弁の中にも集落を

巻き込んでというようなことがありました。やはり集落を巻き込んで空き家とかの監視というのが、一番これが有効なのですよね。だから、さっきの山形県の酒田市なんかもそうなのですが、各集落にお願いをしているのです。空き家等見守り隊。それで、死亡したとか、それから家庭環境なんかは集落に月1回、佐渡でいえば支所、行政サービスセンターに報告を上げて、それで支所、行政サービスセンターから環境対策課へ連絡が行って、ああ、ここ亡くなったよとか、ここちょっと病気で入院してどこか行ってしまったよとか、そういったものをやられているそうなのです。それで、金額的にはどのぐらい払っているのかなと思ったら、集落1世帯当たり200円プラス1万円加算ということなのです。佐渡は皆さんおとなしいですから、お金は要らないでちゃんと面倒を見てくれると思うのですが、市長その点どうですか、見回り隊を集落にお願いするということは。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今、空き家の見守り隊という形がいいのかということは一考の余地があると思っておりますが、やはりその集落の中で空き家を活用するのか、それとも危険空き家を見ていくのかということも踏まえまして、集落が一義的に情報を持っていただいて、そこを一緒に共有していくという形がいずれにしろ一番スムーズに動くものだというふうに考えております。そういう部分で、活用という点で連携ということを考えておりますが、また見守りという点での連携等も可能かどうか検討しながら、集落に声をかけるような体制づくりをこの新年度予算に向けて考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 空き家はこれで終わらせていただいて、自主財源のほうへ。税務課長、お待たせしました。

佐渡市の自主財源、市税が占める割合は10%ですよね。昔で言うなら1割自治と言われるような状態なのですが、合併特例法が今後とも延長されるという可能性、保証はないので、足腰を強くしなければいけないということは私の考えなのです。平成30年と10年前ということで平成20年と比べればよかったですのですが、私ちょうどたまたま手元に平成19年の資料があったので、当時と比較してみますと市税の個人均等割が453万1,000円増えて、所得割が3億5,217万4,000円減っているのです。法人均等割が1,005万9,000円減。そして、法人税割が7,808万円減と。それで、固定資産税も、評価額の減少から27億円から24億円に減少。人口減少によって経済活動の停滞と、これは仕方ないことなのですが、佐渡市としてはこの後の見通し、来年度、市長も言われておりましたけれども、税務課長のほうからいまい度ちょっと説明をしていただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

来年度以降の税収ということでありまして、まず来年度のことにつきましては、先ほども市長からも答弁ありましたけれども、具体的な額というのはすぐに示せません。しかしながら、現下のコロナ禍においては減少するであろうというふうには考えております。それで、平成19年以降の税収、確かに減っ

ておりますけれども、例えば人口減といったことからしますと、毎年1,000人ぐらい減っているという事実はあるのですけれども、納税義務者でいいますと100人程度となります。納税義務者もその100人であるのですけれども、毎年単純に減るかというところとそういうわけではなくて、やはり政策ですとか、いろいろ国の政策、市の政策によって所得を増加させるといったことでの変動もありますので、一概に言えないと思います。ですから、私どもも平成19年度との比較になりますと相当違うのかもしれませんが、この四、五年を見ますと増えたり減ったりということでありますので、その辺りは政策の中で所得を増やして、市税も確保するといったことになろうかと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 時間がないので、次へ入ります。

不納欠損について。不納欠損というのは、私は仕方ないと思います、これは。当然出てくるの当たり前だと。企業で言うなら売り掛け債権、貸倒引当金を充てて処理するのと同じことだと思うのですよね。ただ、企業の場合、減らそうと努力します。ところが、佐渡市の場合は増えているのですよね。これは何が原因なのですか。一生懸命多分やられていることは私は百も承知をしているのですけれども、これどういう状況で増えるのか。佐渡市の市税概要を見ると、不納欠損は平成28年から平成30年に至って件数が、平成28年度が2,223件、平成29年度が2,385件、平成30年度が2,562件と増えているのですよね。努力されていることは分かるのですが、なぜこうやって増えていくのか、それをちょっと説明をしていただけますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） それでは、不納欠損につきまして、またといたしますか、再度説明させていただきます。

先ほども最初のご説明の中で説明いたしましたけれども、不納欠損というのは基本的に資力がない方、ない法人等に対して資力回復のための一定の猶予を与えるというのが執行停止という措置であります。その執行停止が3年ですので、3年を経過しても駄目なときはもうどうしようもないからということで不納欠損という形になるわけでありまして。ですから、その辺りが、確かに平成28年度からしますと多少山が違うのですけれども、そういった点では、まずその資力を回復したかどうかという確認を私どもでしますけれども、結果としてそのときに資力回復が不可能だった案件がその年度は多かったということしかないと思います。ですから、ある意味で時間の経過との相関関係といったものはないのかなと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 時間がない。ちょっと早口で言います。

今、3年というのは地方税法第15条の7第4項ですよね。それは生活困窮者、会社が倒産して生活が困ったよと。そうしたらもうずっとその生活状況というのは3年にわたって調査はしているのですか。生活状況を。調査をしていますか。どうですか。そして、生活状況が好転していれば納めてくださいよというお話をされるのですか。その点どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） やはりその3年間の中で資力の回復といったことで、私どももある程度その間全く放置するわけではなくて、その滞納者の方といろいろ相談といたしますか、話を聞きながら、かつ客観的に財産調査をしながらといったことをしておりますので、その辺りは資力の確認という意味では当事者同士の話し合いと客観的な調査ということの2つでっておりますので、確保していると思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 調査は滞りなくやられているのだと思いますが、資産の調査というのはどの程度まで踏み込んで調査されるのですか。ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） 資産いろいろありますけれども、まず私どもが、ちょっと手のうちというのがあるのかもしれませんが、はっきり言いまして、預金、いわゆる金銭債権が一番私どもも回収しやすいものですから、それは当然預金、その辺りをまず確認する。そのほかに不動産、動産、すなわち所有物というものは全て換価ができるかどうかを確認していくということになります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） では、不納欠損、あと1件だけ聞かせていただきたい。

地方税法第15条の7第5項、これはもう市長が認めるもの、即消滅ですよ。これ件数なのですけども、平成28年度は150件台だったのです。平成29年度、それから平成30年度になると2桁、十何件、十何件、これが当たり前の数字だったので、平成28年度の百五十何件というのは、これは何が原因だったのですか。ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） 先ほども申し上げましたけれども、不納欠損のいわゆる資力の確認についてはその都度、その都度ですので、時間的な相関関係はないということでしたけれども、たまたまですけれども、平成28年度は長期で高額な滞納者の方が資力回復不可能という私どものほうで決定をしまして、この件数が出たということです。153件ということですけども、153件には納期が全部全てカウントされますので、ちょっとその辺りがありますけれども、例えば80件以上のものが1人の方で、それでカウントされているということで、たまたま多いということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 滞納者というのは、債権、私債権も含めて当然債権管理台帳というのを作成して管理していると思うのですが、この点はいかがですか。管理台帳を作って管理していますか。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） 債権管理台帳ということですが、私ども税務課におきましては税務課所管の市税、それから国保税も市税なのですけれども国保税、それから介護保険料、それと後期高齢者の医療保険、この債権につきましては一括管理しております。この債権につきましては、税務課のほうで内部委託を受けて管理しているということも含めまして一括管理となっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） そうすると、私債権は住宅とか、そういう債権になるのですけれども、それは全く関知していないと、関与していないということですね。これは、公債権と私債権一元管理というのとはできないのですか、行政のことは私よく分かりませんが。これ一元管理したほうが経費はかからないのではないですか。あと徴収もしやすいのではないですか。その点いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） かつてはそういった組織も一度佐渡市でもありました。ただ、あの場合は高額、長期のいわゆる個別案件といいますか、そういったものについて短期集中でその滞納整理をしようという組織だったわけでありまして。私どもの債権につきましては、単純に滞納になった場合に差押えして金銭を回収すればいいかという、そういうわけにはいきません。当然その滞納者の方に滞納になったその債権の発生原因を説明して、滞納の事実を確認していただくと。その後実際に相対して、滞納者の方にどういった生活状態なのかというふうなものを聞きながら、きめ細かな納付誓約、納付相談といったものをしていきます。ですから、そういった形になりますと単独の、1つのセクションで全ての債権を対応するというのはまず難しいですし、やはりきめ細かな対応をするには原課の所管課で発生からいろいろな説明をする必要もありますので、そういった個別管理のほうが適切かと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 公務員の方は全体の奉仕者たれということでもありますから、甘い調査で奉仕をしないように取れるものはきちんと、これは公平にいただくものはいただかないといけない。これが税の原則ですから、ひとつよろしくをお願いします。

あと、では住宅用地特例。これは、当然勧告を受けると住宅用地特例が解除されますよね。そうすると、今日は見ている人もいると思うのですが、仮に住宅用地特例を解除するとどうなるか。例えば小規模住宅ですと大体200平米ですね。6分の1の減額ですよ。それで、一般住宅ですと200平米を超えて、超えた分に対して3分の1の減額。では、平均的に200平米以下の土地に建物が建って、平均的ですよ。それ固定資産税が幾らか。それから、建物を解体してなくなった場合、固定資産税が幾らかと。その差を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） これは、先ほどの特定空家等の関係もしてくるのかもしれませんが、一つの例としてですが、今おっしゃったように200平米の土地ということで言いますと、課税標準額での

6分の1の特例というのが解除されますので、単純に計算しますと4.2倍になりますけれども、やはりこれも敷地面積の広さですとか、住宅の戸数いろいろありますので、一概に言えないと。本当に極論ですけれども、仮にこの200平米の土地での住宅とした場合は4.2倍ということが言えるかと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 私これなぜお聞きしたかということ、都会で住んでいる方で佐渡にうちを持っている人に、もううちいいかげん壊したらどうだよって言うと、大体都会の人3人に2人はいるのです。固定資産税が10倍になると。そんなこと絶対ないよって私は申し上げるのですけれども、やはりそういった固定資産税が一気に10倍ぐらいになるという固定観念を結構都会の人が持っているのです。だから、そういったことを正してあげなければいけないと思うので、環境対策課とそういう相談の窓口ができれば連携して所有者に説明をする機会を持ったほうがいいのではないかなって、私はそのようにお願いしておきます。

最後に、課税保留です。課税保留、今何件ぐらいありますか。あと死亡者課税含めて。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） 課税保留といたしましては、令和2年度当初課税におきましては99件で、約700万円ということになっております。死亡者保有ですか。

〔「死亡者課税」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（甲斐由紀夫君） 実は、その死亡者課税の定義がちよっと……私どもで言います死亡者課税というのは特にないものですから。

〔「亡くなった方の名前で固定資産税が課税されている……」「駄目だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） マイク使って話をしてください。

質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 死亡者課税というのは、亡くなった方の名義で確認ができなくて納付書を送付している、その方。それが死亡者課税。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） 失礼いたしました。そういった定義になりますと、約5,000件、1億8,000万円程度になります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 死亡者課税が5,000件、1億8,000万円という。この死亡者課税は、これからどんどん増えていこうというある財団の調査があるのですよね。そうすると、この死亡者課税というのは島内の方が多いのですか、島外の方が多いのですか。島外ですと、より以上に把握が困難になってくると思うのです。その点はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） 実は、その内訳は持っておりません。ただ、私どもも確かに、先ほどちょっと死亡されたときの対応をご説明いたしましたけれども、島内の方が死亡された場合はその相続人というのが分かりますので、早期に相続人の共有名義として名義を変えて納税通知書を発送するといったことになるのですけれども、確かに市外の方の場合は、もしそのまま送付されて納付された場合は名義がその死亡者のまま残ってしまうといったことになってきますけれども、申し訳ないのですが、納付される限りはそのまま変更なしといったことになってきます。滞った段階で戸籍ないしは住民票のある住所地の市町村に照会をしまして、そのときの相続人を確定すると、そして再度送り直すと、そんな形でやっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 島内のほうはいつでも対応できるのですが、島外に関しましてはなかなか把握ができません。これ今度二次相続になっていくと余計把握ができなくなってくるので、そういった対策はやっぱりきちんとされて、税の徴収に努めていただきたいと、このようにお願いしておきます。

では、3番目、トキエアのほうに入らせていただきます。1番の進捗度というか、トキエアの現状というものは先ほど市長の答弁の中でお聞きしたので分かりましたけれども、トキエアに今後どのように関わっていくか。仮に会社ができまして。では、佐渡市、何か助けていただけますかって言われたときに、市長はどうされますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 通常LCCが中央空港等に飛ぶ場合は、県及びその自治体の支援というのが一定程度は通常として必要だというふうに考えておりますので、私としてはまずしっかりと会社を立ち上げていただいて、その上での運航形態をしっかりと把握した上で、支援の方向を県と足並みをそろえて考えていくという流れになるというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） では、県と足並みをそろえて関与していくということによろしいですね。

3番目の滑走路2,000メートル化。これ2,000メートル化が言われてもうかなり時間たっているのですが、そうすると世帯も代替わりしていますよね。かなり態度が軟化してきているのではないかというようなお話も聞くのですが、今不確定要素の強い世の中になっていますから、いつ災害があって新潟空港が使えなくなるか、そのときに佐渡空港が2,000メートル化してあれば代替空港として使えますし、そういったことで私佐渡空港というのはどうしても必要だと思うのですけれども、今どういう状況になっていますか、地権者との話合いというのは。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 詳細はちょっと避けさせていただきますが、私のほうで今ご挨拶に行って、いろい

ろな話を月1回程度しておるといいう状況でございます。革新的なところに踏み込むにはもう時間がたっておりまして、この後しっかりといろいろな形を精査しながら話をしていきたいというふうに考えておりますので、まず信頼関係をしっかりとつないでつくっていくということが大事だろうと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

山本卓君。

○15番（山本 卓君） 飛行機の直行便、新潟もさることながら、飛行機が佐渡に飛んでくるということは物すごく佐渡に対してインパクトが強いと思うのです。ぜひ強い信念を持って、LCCでも、とにかく航空路線の開設に私は全力で進んでいただきたいなと、このようにお願いをしておきます。

では、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で山本卓君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 4時47分 休憩

午後 5時02分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。

今、地球規模で新型コロナウイルス感染症拡大という状況が広がっています。先ほどのニュースでも、トップニュースで、「あつ森」に佐渡が出たというのと、東京が600人感染というのが出ておりました。大阪や北海道は、政府に自衛隊、看護師の派遣をしなくてはならないという極めて深刻な、異常な事態であります。この感染の拡大は、重症者が増え、医療が深刻な状況に陥り、一部では医療崩壊が始まるという事態で、どうやってこの感染爆発を止め、暮らしと営業を守るのか。国民の命のかかった重大局面であります。そして政治が、国会がしっかり仕事をしなくてはならないのは当たり前であります。野党は一致をして国会会期延長を求めたにもかかわらず、5日に閉会を強行するというのが自民党、公明党の政権でございます。これではコロナ対策をないがしろにしている政権と言わざるを得ません。昨日の議論にもありましたが、8日に政府が決めた追加経済対策73兆円予算案、これ日本経済新聞からです。事業規模で、デジタルや脱炭素などの成長戦略には51.7兆円、予備費に10兆円、コロナ感染拡大防止に6兆円、防災、減災など国土強靱化に5.9兆円。つまりコロナ後を見据えたポストコロナ対策に重点を置いているというのが今回の予算なのです。昨日の日本経済新聞ですが、「足元で感染拡大が進む中でも、事業規模の7割は「ポストコロナに向けた経済構造の転換・高循環」にあてた」というふうに評価をしております。今、何ととっても重要なのは、感染拡大を防いで国民の暮らし、命を守る、このことに政治は力を尽くさなければならない、このことを強く申し上げたいと思います。このことを述べて、通告に基づき質問に入ります。

1 番目、原発再稼働についてであります。

2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを宣言した菅首相は、「再生可能エネルギーのみならず、原子力を含めたあらゆる選択肢を追求していく」と述べ、自民党、世耕参議院幹事長も脱炭素に向けて「安全に配慮しながら再稼働を進め、新技術を取り入れた原発の新設も検討することが重要」と、あの福島第一原子力発電所の事故を忘れたかのように原発推進に前のめりです。10月18日には、3.11東日本大震災の被災地である宮城県の女川原子力発電所の再稼働の同意、新潟県では10月3日に2021年3月から4月に核燃料を原子炉に装填することを検討しているということが報道されました。また、10月26日には、県の原子力発電所の再稼働を判断するための3つの検証を行っている委員会のうち、技術委員会から報告書が正式に出されています。11月7日、つい先ほどですが、経団連は原発の安全性を確認して再稼働を進めることや新増設を国策と位置づけるよう政府に求める提言を出すなど、まさに前のめりの状況であります。これらについて市長はどのように考えているのか、また原発についてどのように捉えているのかお尋ねをしたいと思います。

2つ目であります。コロナ禍と暮らしの支援についてであります。

新型コロナウイルスの感染の第3波が大きな広がりを見せております。年末年始に向かう中、改めて島内における3密の徹底などを島民全体で徹底していく必要がある。また、市として対応策や佐渡の状況をどのように捉えているのかお尋ねをしたいと思います。

3点目。今の暮らし支援と似ていますが、特別障害者手当の周知についてであります。特別障害者手当は、精神や心身に著しく重い障害があり、常時特別な介護が必要な人、在宅で20歳以上、所得制限ありますが、この方に月2万7,350円を3か月ずつ支給する国の制度であります。つまり要介護4、5の高齢者にも該当するケースがあるわけで、さきの国会で厚生労働大臣も周知は重要としているわけであります。こういうコロナ禍のさなかですから、こういった問題、高齢者の多い市として改めて周知徹底を図る必要があるのではないかとということであります。

4点目。前市政からの懸案事項、そろそろクリスマスもありますが、贈物である民間譲渡で運営できるとした相川温泉問題。これは、再開どころか、実質市民の税金を使っただけで現在に至る。また、佐渡文化財団も当時の市長肝煎りの事業と進めたわけですが、問題を残したまま引き継がれていますが、これをどうするのか、見解をお尋ねしたい。

5番目、合併特例債活用の防災庁舎整備についてであります。様々誤った情報が出ているように見えますが、どのように捉えているのか、答弁を求めたい。

最後、6番目であります。今日の新聞でも大きく報道されておりましたが、佐渡汽船の債務超過への行政支援についてであります。上場企業の支援となるわけですが、問題ないのか。また、佐渡汽船は純然たる民間企業でなく、新潟県における第三セクターの会社法人です。資料も配っておきましたが、平成26年の総務省から出されている第三セクター等の健全化等の推進の方針、指針どおりにやっていたら、今日のような事態は絶対起こらなかったはずであります。どのように考えるか、見解を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、中川議員の一般質問にお答えいたします。

まず、原発の考え方についてでございます。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働については、県知事が3つの検証を終えてから協議を行うとしております。そのうちの一つ、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の報告書が10月26日に提出されたところでございます。いずれにいたしましても、あと2つの報告のほうがない限りは、私どもとしてはこの判断ができないという状態だと考えておるところでございます。また、再稼働に当たりましては、福島第一原子力発電所の事故の原因、柏崎刈羽原子力発電所の万一の事故の際の影響、避難方法等の十分な検証が必要であるというふうに考えております。特に我々30キロメートルより超えておるのは事実でございますが、海を隔てて対面で夜、明かりが見えるような状況でございます。そういう部分でも、やはり影響、避難方法の検証をしっかりと取り組むことが重要だと考えております。そういう意味で、拙速な再稼働というのは難しい、認められないというふうに私自身は判断しているところでございます。

コロナ禍における暮らしの支援ということでございます。現在、佐渡市を取り巻く新型コロナウイルス感染症の状況としましては、新潟県から注意報が出ており、近隣の自治体で幾つかのクラスター等も発生しております。佐渡市におきましては、本当に市民の皆様方のおかげをもちまして、「新しい生活様式」の実践、またクリーン認証の取組などにより、感染が抑えられているという状況でございます。本当に市民の皆様にご改めて感謝申し上げますところでございます。しかし、全国的には本日、中川議員が冒頭でおっしゃったとおりに、東京でまた昨日記録といいますか、過去最高の数字になったと、600人超えということになったということで、感染が広がっているという認識もしなければなりません。年末年始に向けて感染拡大防止のための市長メッセージとして、市民の皆様には移動の際や冬場に今後の感染予防に留意していただきたいところ、また感染リスクが高まる場面などを紹介し、また帰省シーズンを迎えるに当たり、市民とご家族へ戻られる方、また市民の皆様がいろいろ話し合いをしながら帰省前から感染防止対策について徹底してしてほしいというお願いを申し上げているところでございます。また、12月の市報、またチラシで年末年始に向かっての飲食や会食時の注意事項、感染リスクが高まる5つの場面、また換気や保湿など、寒冷な場面での感染防止のポイント等についても各戸配布をしておるところでございます。ぜひ情報のほうをお読みになって、対策のほうにお力添えをお願いしたいと考えているところでございます。今後も市ホームページや佐渡テレビ、市民メールやSNS等様々な媒体を活用しまして、引き続き感染拡大予防への協力を市民の皆様をお願いをしていきたいと考えております。

特別障害者手当の周知でございます。特別障害者手当等につきましては、令和2年11月末現在の受給者数は、特別障害者手当112人、障害児福祉手当11人となっております。平成30年度の一部改正は、血液疾患の検査項目等に関わるもので、現状の受給手続等における課題はないと認識はしておりますが、該当される方が適切にサービスを受けられるよう、改めて市報や市ホームページにおいて制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

相川温泉問題と文化財団の問題でございます。現在休止中の旧ワイドブルーあいかわにつきましては、譲渡先の企業に対し、数度にわたり再開を要請し、議論をしてきたところでございますが、10月20日に再開を断念するという正式な回答があったところでございます。このことにつきましては、11月13日、所管の常任委員会に報告をさせていただいたところでございます。この報告をもちまして、どのような形が最適なのかという議論、また再開するにはコストがどの程度要するのかという調査を含めて取り組んでおると

ころでございます。正確なものをこれから出していくところでございますが、施設を再開させるためには、安全対策のため、腐食した天井の鉄骨部材等の大規模改修に1億円以上の経費がかかる見込みとなっております。また、今後の建物自体の耐用年数、また設置の場所等を考えますと、非常にこの再生等は難しいのではないかと、現段階ではそのような状況になっているところでございます。これらのことを踏まえまして、現在最終の調整をしておるところでございますが、常任委員会までにいましばらく検討を行った上で対応策のほうを決定、またご相談をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、文化財団の問題でございます。佐渡文化財団の在り方につきましては、外部組織を立ち上げて検討していただき、12月7日に報告をいただいたところでございます。その報告を受けまして、12月8日から佐渡市の関係する課で検討会を立ち上げ、現在最終の検討を進めているところでございます。また、文化財団の存続等につきましては、教育委員会ですっかり議論をした上で、その提言を受け、市と執行部としてもしっかり相談をしていきたいと考えておるところでございます。詳細につきましては、教育委員会からご説明をいたします。

合併特例債活用の防災拠点庁舎整備の問題でございます。多くの市民の署名があったことについては、重く受け止めております。ただ、一方合併特例債活用による防災拠点庁舎建設事業について正しく理解されていないと感じておられるのも、私自身もそのように判断しておるところでございます。一例ですが、例えば36.9億円で防災拠点庁舎を建設するということが出ておりますが、合併特例債の活用により、計画していた現庁舎改修と比較しても市の負担額は10億円。今の庁舎の改修と新しい防災拠点庁舎の整備をしても、市の負担はほぼ10億円で同じということでございます。こういう部分の重要な内容が抜けていたり、建設事業にしか使えない合併特例債事業が何にでも使えるような読み取りがされるような表現等もあったというふうに聞いております。そういう部分でも、市民の皆様が誤解を抱いているのではないかとというふうに感じております。しかしながら、このことについては、市民説明会において各会場で説明した内容でもございます。市報や記者会見等でも説明をしてきたところでございます。この後私自身もタウンミーティング等も行っておりまして、正しい情報をしっかり伝えていきたいと考えているところでございます。

佐渡汽船債務超過への行政支援でございます。上場企業である佐渡汽船への支援の在り方でございますが、やはり私自身判断としては、佐渡航路は島民にとって唯一の移動手段であり、上場企業ではあります。やはり公共交通機関としての大きな役割を担っているというふうに考えております。その経営安定化は必要だというふうに判断したのは、新潟県と同じ考え方でございます。そのため、協調した支援対策を行っていくというふうに考えたところでございます。また、第三セクター等の経営改善化に関わる総務省の指針は、第三セクターの経営悪化が地域公共団体の財政に深刻な影響を及ぼしている現状に鑑みて、公営企業、第三セクター等の徹底した効率化、経営改善化を図ることを目的にしたものと承知しているところでございます。特に私自身は、この方針も確かにそうでございますが、平成26年当時、高速カーフェリーあかねの建造に着手し、小木一直江津航路の収支改善に向けた新しい運航体制に動き出していたところですが、その後の寺泊一赤泊航路の廃止問題、そういうものが出てきたことを踏まえまして、小木一直江津航路を含む佐渡汽船の経営改善化については、寺泊一赤泊航路、この問題が起きたときからしっかりと議論をしていくべき案件だったというふうに考えております。今までも補助金を入れても議論がされなかったという点は大きな瑕疵があったのではないかと判断しております。そういう過去の経過を踏まえなが

ら、今後につきましては総務省の指針等を一つの参考にし、県や関係市と連携をした上で対応を進めていくというのが大事な点だというふうに考えております。また、今の経営危機を乗り切るために佐渡汽船は経営改善を確実に取り組むのはもちろんでございますが、佐渡市としても公費を投入する以上は佐渡汽船と経営状況の定期的な意見交換、また情報の提供などを求めるなど、より一層連携、協調を図りながら、併せて状況把握に努め、新潟県、関係自治体と佐渡航路の確保維持に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 佐渡文化財団についてお答えします。

佐渡文化財団の在り方については、一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会を外部組織として立ち上げ、新潟大学名誉教授、池田先生を座長として8名の委員で8月から11月まで4回開催し、検討を行いました。その報告書を12月7日に受け、今後の方向性を検討していく必要があるため、12月8日から佐渡市の関係課で検討会を立ち上げ、現在検討を進めているところであります。検討の内容としては、佐渡市として伝統文化、文化財も含めた文化をどのように保存、継承していくのか、どのように文化振興を行っていくことがよいのか、幾つかの問題点を整理し、佐渡市として文化財団が担う業務がどのようなものになるかなどを検討していきたいと考えております。また、その検討内容を教育委員会で審議し、市長に提言をさせていただきたいとも考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ほとんどかぶっているものだから、言うことなくなっているのですが、では原発からいきます。

市長は、9月議会のときに「3つの検証を注視している」と言ったのです。花角知事と同じように、3つの検証。ところが、3つの検証はばたばたと決まってしまうのです。先ほど言ったように、3月か4月に核燃料を装填する。つまり動く直前なのだ。何度も言うようなのだけれども、前の9月議会に市長が言ったのは、3つの検証と、佐渡は離島で逃げ場所がないから避難計画がなければならない。先ほども言いましたが、佐渡は50キロメートル。これが一番最初の原子力規制委員会が拡散したシミュレーション、1カメラ撮れますかね、赤泊の沖まで来ると。もう何回ももらっている。寺泊から50キロメートル圏内、四百四十何人ぐらいが対象になっている。これは、福島第一原発事故のときの最悪シナリオです。福島から半径250キロメートルというと、佐渡まで入っていたのです、これ。最悪シナリオ。

もう一ついきます。これは、当時の中部大学の武田教授が書いた。柏崎の風というのは、夏は佐渡に吹いているのです、実は。みんな向こうへ吹いているように思うのだけれども。福島第一原発事故の汚染エリアともし同じようにいったときを当てはめると、佐渡がすっぽり入る。ここで言うと鷺崎のほうが残りますから、鷺崎に避難所を造るしかないかなと私は思っているのだけれども。

そこで、今の動きは、さっき言ったように政治の流れの中で前のめりですよ。例えば新聞に出ていましたが、2区選出の自民党の国会議員は3日の衆議院の原子力問題調査特別委員会で40年ルール、40年で原

発は終わるって言ったものを原子力エネルギー協議会の要求に基づいて40年ルールは骨抜きにすると、あれは検査のタイミングだということに置き換える。つまり全体をまとめてみると、この原発再稼働、脱炭素云々って言うのだけれども、そういう動きが起こっているってやっぱり見るべきだと。ここばかりやっているわけにいかないの、離島は逃げ場所がありません。今、佐渡汽船の航路ではないけれども、やっぱり逃げ場所がない。私が過去に柏崎からの風速で計算をしたら、早いとジェットフォイルの1時間で来るし、遅いと大体2時間半ぐらいで来る。海ですから、何も障害物ないから、直に来るのですって、プルトニウムが。そういう意味で言うと、3つの検証もそうだけれども、佐渡はもちろん今の規制の枠の中には入っていないけれども、離島としては逃げ場所がないから、逃げ場所を最低でもはっきりさせてくれということをしっかり県にも言わなければならないし、ちょっとアピールしなければならないと思うのです。せっかく「あつ森」に載ったのはいいが、原発に汚染されたというのでは困りますから。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まさしく私自身もその避難をどうするかというところが一番重要だというふうに考えております。佐渡に住んでいれば当然お分かりのように、やませが吹くときに新潟方面から風が吹くことが大変多いことは、もう住んでいる方は十分理解しておると思います。そういう部分では、やはり本来地震等であると我々は新潟市のほうに避難をするということになるわけですが、その新潟市のほうから万が一事故が起きたときに放射性物質の飛散があったときにどう逃げるのかということやはり重要な問題だというふうに私自身も考えております。海しか挟んでいないというもの、また東日本大震災のときに神奈川県足柄山の麓のほうに放射性物質がたまっていたという情報もございます。そういう部分で、やはり風による影響は非常に大きいというふうに考えておりますので、私自身もこの避難対策については今後の3つの検証を注視しながら、しっかりと県に働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今、過去のことを言いましたが、東日本大震災の福島第一原発の事故のときに新潟県も放射能レベル測ったでしょう。実は、佐渡のレベルというのは結構高かったのです。片野尾のサザエだか何だかがね。それは流れてきたのです。だから、さっき言ったように、最悪シナリオで言うと250キロメートルまでというのがシナリオに書かれていた。ですから、知事に言うのももちろんだけれども、離島という特殊条件、車で走って逃げられるのはまだいいですよ。おまけに船もなくなるかという話だから。その点は、過去の議会の決議はそんな決議もしておりますので、ぜひそこだけはしっかりと県に佐渡の意見を言って、アピールしていただけますか。ぜひ「あつ森」の中にこの問題を提言したみたいな、載るような感じにしていきたいが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 「あつ森」は子供の夢ですので、子供が楽しくプレーしていただければと思いますが、いずれにいたしましてもやはり我々としてはしっかりと島民の安全を守るために避難計画、やっぱりこれは必ず要するというふうに思っております。そこをどうつくっていくのかということも含めながら、ま

た県のほうも含めて私自身もそういう形で就任してからずっと申し上げておるつもりでございますので、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 12月4日の大阪地裁の大飯原子力発電所の判決、これは例えば柏崎刈羽原子力発電所の6、7号機は新基準にもう適合しているのです。一言で言えば、やる気になればすぐ、いつでも走れる。けれども、慎重に慎重を期していると。ところが、今回の12月4日の大阪地裁の判決は何かというと、過去の原子力規制委員会の審査は根本から問題あったのではないかということ突きつけたものですよ。今日もありましたが、そういう意味で言っても、本来危険なものではなくて安全な森林や自然再生可能エネルギーを使っていくのがいいのだなと。ぜひ佐渡市長としては今こういった局面でしっかり政治家としての役割を果たしていただきたいなというふうに思います。

次に行きます。コロナと暮らしの問題です。待っている方がいるので、ぱぱっと片づけてしまいたいと思います。まず1つは、テレビでPCR検査、PCR検査、ネット通販でもやれるみたいになっているのだけれども、佐渡でPCR検査ができる箇所って何か所あるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

佐渡島内で民間のPCR検査が受けられる箇所というのはございません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今日は来ていませんが、両津市民病院とかで検査ぐらいやるようにはできないのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

島内でPCR検査を、検体を取ることになりますと、全て行政検査の対象となります。症状のある方が通常のルートに従って保健所、そういったところに相談をしたら、もしくはかかりつけ医に相談してということで検査を受けるという流れになるかと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 胎内市のホームページ、新型コロナウイルス感染症の自費診療でのPCR検査をやっています。厚生連のホームページ、阿賀野市の市民病院、自費検査2万5,000円でやっています。だから、自費検査、今新型コロナウイルスの一番怖いのは無症状だけれども感染しているということなので。だから、今回の補正予算にもありますが、危ないという患者ではないのだから、やっぱり検査をする必要、どうですか、市長。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 病院のほうで検査をやらないということではないです。ただ、病院は基本的に症状のある方、熱っぽいとか、コロナ感染のおそれがあるという方をやるということでございます。この要因につきましては、病院で無制限な無症状者の検査につきましては、病院の検査機関自体が非常に大きな業務上の負担がございまして、やはりこれできないだろうという点が1点。

そしてあと、病院の中で医師、先生方とお話する中では、PCR検査の不確定さといいますか、時期によって出るものが違うというような状況も踏まえながら、やはり病院でやるのは現在難しいというところでございます。一方で、今日、私自身もニュース等でしかまだはっきり確認していないのですが、新潟県でPCR検査が各地域バランスを考慮してできるようにするというような情報も今入ってきておりますので、今その情報についていろいろ当たらせているところでございますが、その中で考えていくことが今の段階では一番早いと思っております。それも年内にというようなことは、新聞等で報道されておる状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） やっぱり無症状、私もかかっているかも分からない、あなたもかかっているかも分からない、もしかかっていたら早めに対処をして広げないということがやっぱり一番重要なことですから。さっきも言ったように、インターネットなんかでも2,000円ぐらいでやる。この前聞いたら、佐渡の場合は仲介業者は1万5,000円と言ったけれども、さっき言ったあがの市民病院の自費検査は2万5,000円、胎内市の中条中央病院では2万2,000円、比較的安い。この前テレビを見ていたら、安いのだとどこが違うのですかねと言ったら、やっぱり信頼性が違いますかねなんて専門家は言っていましたけれども、佐渡は離島で、専門家会議も言っているのだけれども、Go To キャンペーンで結果的に広げたのだと。今日、午前中市長も言っていたけれども、確かにクリーン認証でやっていたのだけれども、それとてやっぱり分からない。もしこの佐渡の医療の状況の中で出たら本当に深刻になるからこそ、もし検査してみたいって、本当に症状がなくても、そういう人は面的に応援していく必要が私あるのではないかと思いますのですが、市長どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 一方、新型コロナウイルスというのは、必ず接触がないとうつらないという現状もあるわけです。そういう部分で、お仕事等でどうしても島外へ出なければいけない、そういう方々への支援として、今回12月補正予算で会社等で働いている方、会社が必要だというふうに判断した方については、会社を含めてPCR検査の費用を一部支援するというところでございます。フリーに本当にやれるようになると、民間の機関等が入らないと難しいと考えております。東京では、今1,980円とか2,980円で唾液検査ができるようになっておるところでございますし、あるところを調べていましたら9,900円で3時間ほどで結果が分かるというような検査もあるというふうに今日ニュース等で出ておりました。そういう状況でございますので、そういうものを民間の力で少し佐渡でもやることができればそういうものができる可

能性もございいますが、現段階では今県が年末までにという話をしておりますので、その対応で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回の補正予算で、高齢者施設が対象でやるというのだけれども、あれは国の交付金だか何かの関係ももちろんあるのは分かりますが、本会議でも言いましたが、例えば今子供のあれ出ていますから、保育園だとか学童保育だとか、市の特養もありますよね。病院も。病院はやっているのかもしれないけれども。もし万が一……そういったところぐらいは市の施設としてやる予定ですか。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 医療系、福祉系につきましては、県のほうで症状がある場合は、その会社全体をPCR検査やりなさいという指示が来ておりますので、一定程度県等の施策等も進んでいるというふうに思っております。ただ、一方保育園とか学校現場のほうはまだそういうことになっていないという状況でございます。その辺は、県の方向性も含めながら今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の検査は自費検査ですよ。自費検査でしょうねと、今市長が言ったのは。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

あくまでも無症状の方が自主的に検査を受けるという場合には自費検査ということになりまして、費用というのは自己で負担していただくというものかと思えます。症状のある方につきましては、行政検査ということで、公費負担ということになっておると思えます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

今回補正予算に上げさせていただいたものは自費検査になります。あと、高齢者福祉施設でこの後有症状が出た場合、新潟県のほうからPCR検査を積極的に受けるようにという通知が発せられております。その場合、保健所の判断にはなりますが、保健所のほうで必要だとなれば行政検査になりますし、保健所のほうで必要だというふうに判断されない場合は施設の負担での検査ということになりますが、この場合は施設のほうでは緊急包括支援事業のほうの補助対象としては実施できることになっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） あなた方、11月17日に社会福祉施設への喚起をやっているではないですか。介護保険最新情報に基づいて、あれ。その後の19日には、新しい通知来たでしょう、今言ったような中身で。行

政検査ではなくて、高齢者施設等において必要があるとした自費検査ね。私何かだるいのだけけれどもと言ったら、ではおまえ行け、行けと自費検査をした場合には、さっき言った感染症緊急包括支援事業で対応できるというのだよ。ところが、例えば保育園だ云々という、今度は介護ではないから対象にならないのですよ。今でも子供たちにかけてはならないという気苦労をしている中で、そういったこともやっぱり対応するように、市の施設だから、これは希望者全員云々という話ではないけれども、それやりませんか。どうですか。同じような対応をしませんか。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午後 5時38分 休憩

午後 5時38分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今、第三次補正予算を含めまして、医療系のまた支援等も出るということになっております。その中で、今回コロナ対策ということがかなり強く打ち出されるということもございますので、そういうものを踏まえながら判断をしていきたいと思っております。現段階、新潟県の状況、また佐渡の状況を踏まえた中で、感染の多いところへ行かなければいけない方、もしくは症状が出そうな福祉施設、病院、医療関係者というところでまず今回は整理をさせていただきたいと考えておりますが、この後の第三次補正予算の状況を見ながら、また県の発生状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今、県内でも保育園であります。学校であります。学校もあるのだよ。起こっているのだよ。それで、クラスターになったら大変なのだよ。もし本当にそういう人がいたら、自費検査でもやっぱりやってもらう。多分佐渡の中でも、インターネットでやれるところもあるから、やっている人いますよ。ところが、もし陽性だったらやっぱり嫌だなみたいなのもあってね。それ次の補正予算って言うけれども、3月以降ですよ。そこまでに、爆発的になる前に抑えるということは私要ると思うのだけれども、そういう意味で離島だからこそ県にも言って、離島なのだと、もし万が一発生したときは本当に深刻なのだということで、佐渡においては特例でやらせてもらうとかというのをどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） PCR検査自体の精度の問題もあるということがあるのですが、有症状の方は最終的には風邪等については今すぐ休むようにということで話をしておるところでございます。また、市の職員については、内部等で設定できることでもございますので、またこの提言持ち帰って議論させていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） さっき言った追加補正予算の73兆円もああいう状況だし、早くても3月以降です。つまり今12月で、1月、2月と。今の状況、今日600人でしょう、東京だけで。これやっぱり爆発的に増えるって考えなければいけないかなと思うのですが。例えば今回のG o T o キャンペーンがあって観光客がいっぱいらっしゃったと思うのですが、別に差別とか云々というわけではないですが、さっき言ったようにクリーン認証もやっているから大丈夫だと思うのですが、どのくらい大阪府とか東京都から来ているものでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ちょっと数は、今日観光振興課が出ておりませんので把握しておりませんが、観光については10月、11月と前年並みということで数値を聞いておるところでございます。その中で、関西のほうはそうでもないと思いますが、やはり関東から来られる方は非常に多かったという話は聞いておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） つまり今国でG o T o キャンペーンで出ては駄目だ、行っては駄目だというのをやっている状況の中で、別に来た方が悪いなど言うつもりはありませんが、ただやっぱり移動があったということはそういう対象だった。結構観光客いましたよね、確かに。私車で走ってみても。だから、そういう意味で言うと、やっぱり市民でも自前でやりたい。受ける場所がないからしようがないけれども。けれども、例えば、市民病院で今、本当に危ない人でないならそのキットを何とかしてやってやることも含めて。そうしないと、都会だったらドライブスルー、新潟市だったらドライブスルーでやれるとか、やれるのだから。ところが、佐渡はやれないのだから。もし万が一保育園であるとか学童保育であるとか、学校であるとか発生したときに、やっぱり行政何やっていたのだと、やっぱりできるだけ対応は市の職員ですからぜひやっていただきたいし、一般の人もしあればけれども、気持ちがあったら受けられるように私はすべきだと思います。市長はホームページでも差別の問題についてやっていますが、例えばさっき紹介をした胎内市では懸垂幕で掲げて、これから増えることもあるからやめましょう、3密徹底しましょうということでやっていますが、せめてそういったアピールをして、やっぱり島民と一緒にこのコロナを乗り越えていくという方式はどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

新型コロナウイルスの関係の広報周知につきましては、先ほど市長申し上げましたとおり、市報であるとか各戸配布、そういったところでチラシ配布等によって周知をしているところがございます。特にコロナの関係につきましては、必ずと言っていいほど人権の問題になるようなことが出てきたりします。そういったときにも、他市の事例ということで、例えば懸垂幕で人権に配慮の呼びかけというようなことも、そういった事例もあるようございますが、そういったところの事例を参考にさせていただきまして、今後も人権配慮ということで市民に呼びかけを続けていきたいというふうに考えております。

それから、コロナに関しては基本的な感染予防対策、そちらがとにかく一番大事でございますので、繰り返しになりますけれども、呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） やっぱり検査をして抑えていくことが1つ。それともう一つは、そういった人権、やっぱり嫌だ云々というのを抑えていくと。並行してやっぱり進めていく必要があると思います。

そこで、この前の9月議会にも聞いたのだけれども、待っていると思うので聞くのですが、移動自粛になっているではないですか。佐渡、高齢者が多いではないですか。そういった高齢者のところに毎月来ていたのだけれども、来れなくなったりしたって言ったら、9月議会の答弁はケアマネジャーが対応していますというのは、それは介護保険使っている人はそれでいいのだよ。使っていない世帯がいっぱいあるわけで、そういった世帯の対応はどうしていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

介護保険ご利用の方については、地域包括支援センター、ケアマネジャーを通じて支援のほうを相談窓口として対応させていただいております。今後、介護サービスを利用していない方につきましても介護認定や各種申請手続などの支援を地域包括支援センターのほうで相談を受け付ける体制ができていくということで、市ホームページなどで周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 多分テレビを見ている観光振興課長を待っていますから、また後で。資料だけは出させていただきたいと思います。

そこでいきます。例えばこういう方はどう対応しますか。月に1回、娘だか子供だかよく分からないけれども、病院に連れていくので車で来て連れていっていたと。ところが、来なくなって、バスも大変だし、タクシーは高いしと。この間コロナの関係でタクシーも疲弊しているから、こういった方々にタクシー券で割り引いてやるとか、こういったときだからそんな対応をちょっと考えませんか。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

帰省できない方への支援については、現状のサービスを基本として、まずは関係機関へつなぐという相談受付体制のほうを徹底していきたいと考えております。相談を受けた内容を検証しながら、高齢者及び支援者が今後どのような支援を求めているのかというものを検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 昨日の金田議員の質問に言っていたではないですか。市長は、通告が来たときからまさに俯瞰的、横断的に、政策的に検討をする。今日の方も、やっぱり総合的にやらなければならない。だから、ぜひ今、この後の補正予算、国の予算って3月以降になりますから、Go To キャンペーンのように何がどう変わるか分かりません。今市民が何に困っているか。ある方は言いました。「うちのばあちゃん、あまり調子よくないんだけど、娘が見舞いに来たいんだけど、東京地区だから来ない。だから、死に目にも会えないかも分かんない」というような声もあります。同じように、島外から来て家庭の世話していた人がいますから、ぜひそういった方々の声をしっかり受け止める場所をつくっていただきたい。介護なら介護だけではなくて総合的に、包括というのは総合的なだけけれども、でも介護に限らず、これから冬場になると雪がもし多かったら雪かきどうしようかなというような相談もあるではないですか。そういった問題を受け付ける場所、受け付けてつなぐだけではなくて、制度なかったら制度をつくりましょって、この際ですから。そのために行政があるのですから。どうですか。高齢福祉課長答える気満々なので、まず高齢福祉課長だ。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明をします。

地域包括支援センター自体が介護認定を受けた方だけの相談窓口ではございません。65歳以上の全ての高齢者の支援に対する相談窓口でございますので、こちらのほうで相談を受け付けさせていただきますし、障害福祉につきましても障害受付窓口はございますので、その辺相談を受けた内容を検証させていただいた中で、必要なサービスというものを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 公務員の皆さん、堅いのはいいのですよ。スピーディーもやっぱり要るのだから、こういうときに。これから検証をしてやっていきますなんてやっている間に終わってしまうのですって。今月、年の瀬で困っている高齢者の単身世帯などがいっぱいあるわけですよ。そういったところでどう手を差し伸べるかというのが行政が今与えられた役割ではないのですか。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明をします。

先ほどと同じ説明になりますが、相談内容を検証しないと今のような支援が必要なのかというところを私ども把握できていない部分もありますので、内容を検証させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 頑張って来年までに検討してください。

次に行きます。コロナの関係で、この間子育てで18歳以下の子供に5,000円でございますという給付をしてきたではないですか。そういう角度で言うと、国民健康保険均等割、第3子は免除するというのは前の市政がやった政策です。これは何人いて、今何人免除されていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

国民健康保険税の多子減免の数字でございます。第3子以降の均等割が減免になるということでございまして、令和2年度につきましては64世帯、84人が対象となっております。減免をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、申請をしないとこれ対象にしないのでしょうか。全体で子3人の家庭の国保加入者が何人いて84人なの。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

対象の世帯は94世帯でございます。94世帯のうち64世帯が申請ということでございます。人数としましては、94世帯で128人が対象になるということでございます。

以上です。

〔「だから、何人だと」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（齊藤昌彦君） 128人のうち84人が減免とさせていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） どうですか。第3子の多子減免というのは、全国的にもちょっと前までは佐渡市もよう頑張ったねって県内でも言われていたのだけれども、全国でも大分増えてきています。これ佐渡市に申請しなければ駄目なのだ。つまりさっき何言ったか分かりますか。コロナで大変だからって5,000円配っているのですよ、一生懸命。均等割は一体幾らですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

均等割につきましては、医療分としてお一人1万4,900円でございます。後期高齢者の支援分としまして、さらにお一人につき9,800円でございます。

〔「子供からも取ってんの。取っていないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長、どうですか。つまり福祉というのは申請主義だから、申請が出てこないもの

は対応しないというのですよ。ところが、第3子のいる94世帯、128人いるのだけれども、申請がないものだからやっていない。けれども、一生懸命5,000円配らなければならない、上乘せして配らなければならないってこの間やってきたわけだから、これは佐賀県の基山町、これも同じように今年度から第3子やるというのだけれども、届出要りませんよ、全部やりますよってやっているのですよ。この間経済対策やコロナ対策で5,000円配ったこともあるけれども、これは申請なくでもしっかり対応するというふうにぜひ変えませんか。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） いかにも申請主義とはいえ、なぜ申請しないのかの分析をしてからだというふうを考えております。そういう点でおきましては、やはり制度の周知が足りないのか、そういうものも含めてしっかり検証した上で制度を考えていくべきというふうに思っております。

また、多子世帯支援につきましては、多子世帯に商品券ということ、特に2子目、3子目という方に支援をさせていただいているところでございますので、やはり経済上、子供の数等も含めながら応援するというのはまた別の形でも取り組んでおるところでもございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） この問題は、昨年の決算審査特別委員会でも言ったのですよ。こんなのは当然対応させるべきだ。その後、コロナが起きてこういう状況。それで、5,000円配らなければならないなんてあたふたしている。市長も言うように検証も要りますよ。けれども、均等割ですから、もともとなかったと思えばいいのだし、第3子以降の支援で要る予算はほとんど取っていたという話だから。俗な考え方で言えば、不用額をつくってしまったということなのだから。こういったときだから、すぐ検討して今年度対応してもらえますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今申し上げたとおり、なぜこういうふうになっているかを含めて、ではどのようにしていくかということを含めて早急に対応のほうを検討させます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） もう一つ、暮らしの支援の関係で先ほど特別障害者手当のことを言いました。これ国会でも問題になった。なぜかというと、1つ言うと高齢者介護の関係者は実は障害福祉に疎いというようなことも言われている。先生方そのものがちょっと分かっていらっしゃらない。先ほど百十何人とかと言いましたが、全体の対象者はどのぐらいいると思っておりますか。つまり介護状態の要介護4、5であれば対象になる可能性があるわけですよ。だから、それがベース。それで、なおかつ在宅にいる方が対象になるのです。どのぐらいいますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、⑤の右側の、これは上越市の斎京県議会議員、航路に関するこれまでの関わり方、常設の検討会が要るのではないかと、まさに佐渡航路確保維持改善協議会のようなことを言うのです。知事の答弁、「例えば地域の関与より強めた機関として、地元市主導で検討の場が設置されるような場合は、県としても参画を検討」ではなく、ここは県としてもそういったスタンスで改善していきますってやっぱり言ってほしいと私は思うのですよ。佐渡市や上越市がやらないのだったら県は知りませんということになってしまう。これでは困るのだ。まさに佐渡航路確保維持改善協議会というのは県主導でやっているもので、副会長だか総合政策監、そのように思いませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 私もそのように認識しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そのとおりなのです。やっぱりこれよく読んでみますと、知事はいつも地元市、地元市、関係市、関係市と言っている。関係市が、逃げるという意味ではないけれども、やっぱり県主導というのは、私は県がリードを取ることが必要なのだというふうに思うのです。

そこで、ちょっと宿題を預けておいたので聞きますが、1ページ、第三セクターに対する出資の割合の関係です。まず、①に出っていますが、これ何度も言っていますが、つまり地方自治法でいうと出資割合によって4分の1だと監査委員の監査、2分の1以上だと予算執行に関する長の調査権というものを発動できるのです。この②は株主権限です。今38%ですね。分かりやすく言えば乗っ取ろうということになれば乗っ取られてしまうのだよね。だから、本来50%では駄目なのです。本当は51%要るのです。ですから、③に行くのです。副市長に読んだ感想を聞くと聞いたのだけれども、どう感じましたか。本まで渡したでしょう、あなた。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊貝副市長。

○副市長（伊貝秀一君） 越佐航路の県営に関する決議案というのが昭和5年のときに県議会において提案されているというのがそこにある資料だというふうに読み取りました。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ③の書いてある第8章、官公費補助始末、つまり佐渡の郡民にとって絶対的なのは、航路を維持していくには補助がなければやっていけないよと。この次に出てくるのは県の補助の問題、国の補助の問題が出てくるのです。佐渡航路に対する官公費の問題でも、けつから3番目、島民にとって重大な関心事。この下にあるのが、先ほど副市長が言っていた昭和5年の県議会の決議なのです。これは昭和5年の決議だけれども、昭和2年のときにも同じような意見書が出ているのだけれども、それよりも発展させて、この後佐渡汽船という会社が生まれていく。こういう歴史的背景から見てもやっぱり県がしっかり責任持つべきだと思うのですが、総合政策監いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 離島航路を運営する海運会社にとりましては、貨物ですとか旅客、その輸送、そういったものはやっぱり島民の生活とかを支えるという使命、これは恐らく戦前の頃からあったものと認識しております。その中で、このような決議があったということは、やはりしかるべきそういう公的な関与も必要だということがあったものと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 議会の冒頭の意見書にもありましたが、さっきも市長も言いましたが、赤泊一寺泊航路のときに、近々ではあのときが議論すべきときだったのですよ。ところが、議会には一遍の報告もなしに決めてしまったという経過があるのだけれども、そのときも一応知事は花角さんなのですよ。よく覚えておいてほしいのだけれども。

そこで聞くのだけれども、今回の佐渡汽船の債務超過の原因というのは何ですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身は、平成30年の頃には今の両津一新潟航路で利益を出して小木一直江津航路を支えるというモデル自体がやはり厳しくなっている、そして人口減少、観光客の多様化といいますか、そういうことがあるということを考えますと、コロナの影響は1つ大きな問題ではあるものの、やはりこの間の観光客の減少等に対しての対策等が不足した点もあるかと思えます。また、一方で、離島ブームの中で多くの利益を出していたときからの経営に対する取組、今となって考えますとやはりそこからの対応の不足というのもあったのではないかというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 9月議会の知事も言っているのです。新型コロナウイルス以前から厳しい経営状況。つまりその前の厳しい状況にプラスコロナ。だから、そこをよく考えなければならないと思うのですよね。

そこで、素人的に聞くのだけれども、今回14億円の債務超過というのでしょうか。小木一直江津航路が10億円の赤字というのでしょうか。県がきちんと補助をしていたり、そこがペイだったら今回こんな債務超過云々という話にはならなかったのではないかと思う。高速カーフェリーあかねをやめるというタイミングも何のことはない、県の補助が終わったからやめるのではないのですか。その辺どうですか。もらえるだけもらってやめているという話ではないか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 赤泊一寺泊航路のあの決定については、実は私自身も詳細のほう把握できていない状況で、今後ちょっと把握をしていきたいというふうに考えております。ただ、赤泊一寺泊航路も含めまして補助が切れるからということではないというふうには考えておりますが、要因の一つにはあるのか

もしれません。ただ、そこまで私自身が把握しているということは今現状ではございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 補助金をやったという関係で言うと、善管注意義務違反もしくは民法が変わって契約不適合責任というものには当てはまるのではないかと、今回の補助の問題やいろいろなことを言うとね。その辺はどのように捉えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 視点としては、確かに今までの取組の中で一定程度予想できたもの。しかしながら、コロナのこれだけの急激な予想というのはやはり想定できなかったということも判断できますので、善管注意義務違反等ではないというふうに今の段階で私は考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 契約不適合責任のほうはどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今までのこの支援の中で、その契約不適合責任という議論は私自身がしておりませんので、そこについてはちょっとお答え今しかねるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 例えば8億1,000万円のあかねのあれを返す云々というときは、こういうことが問題になるのですよ。総合政策監は知っているでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） ただいまお尋ねありました件について説明いたします。

一般的にそういう公的な資金を投入した場合の補助に当たりましては、当然その制度の当該趣旨等に従って、申請時の事業計画にのっとって補助目的を達成していただくという必要がございます。であるからして、例えばその当該補助目的を逸脱するような事業計画が見られるですとか、途中でそういう事業を放棄するような場合、そういった場合には当然そういう補助金の返還義務ですとか、そういったものが生じる場合も一般的にはございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと後半聞こえなかったけれども。今日の新聞によりますと、実はこれ県議会でも議論になっているのです。今ネット動画というものもありますから、見てみると。だから、佐渡市としてどう考えるかというのが今後要ります。今日の新聞ではないけれども、その当議会決議に対して「航

路の赤字補填など建造費以外に必要な対応をし、責任を果たしている」と反論しているわけなのだけれども、資料④に配ったの、これが交通政策課がまとめてくれたものなのです。それをざっくりまとめると、こう。お金だけが責任の取り方ではないとは思っただけけれども。つまりこの間、平成16年からこっち、佐渡市が73億円だけれども、新潟県は13億円だというのだよね。これ全体の割合で言うと、佐渡市が8割支えているけれども、新潟県は15%程度だという話だと思っただけです。だから、今日の新聞ではないけれども、赤字補填など建設費以外に必要な対策をして責任を果たしていると私は言えないと思っただけけれども、市長はどのように思っていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この数字見る限り、やはり大きなのが船舶建造費、カーフェリーときわ丸の60億円というのが非常に大きなものでございます。逆にこれを差し引くと約13億円と、ほぼ同じぐらいの数値になるということがございます。ですから、船の建造支援についての県の役割ということになるのだというふうに考えております。その中で、カーフェリーときわ丸の建造のときにそのスキームも含めて県が支援をしなかったというのは事実でございますが、これは当時のスキームでやっておりますので、私自身はここで一概に県が全て責任を取っていないと言い難いものというふうには判断はしております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長が言ったのは、カーフェリーときわ丸60億円って言うけれども、そのとき我々21億円出しているのだ。あれそのものは、佐渡市が60億円補助金を受けて買ったということ。だから、引くとするならば40億円なのです、ここ。73億円から引くとするなら。何か妙に県をかばう市長だな。

そこで、実は県の資料によると、県も先ほど言った国の総務省の通知のように、やっていないわけではないのです。実は、私もその後調べてみたら、平成28年から僅かだけれども、補助があるのです。佐渡航路利用促進事業、佐渡航路環境整備支援事業というものがあって、平成28、29、30年というのがあって、何と7,300万円も県が出していたのです。それ出しても私は追いつかないとは思っただけどもね。県の見方ではそうなっている。ここに足しても今言った、これ県の資料で私見たのだから。長崎県や鹿児島県に行けばこんなに離島に負担をかけないと思うのですが、交通政策課長どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

長崎県あたりはかなり県の関与、補助が非常に強いと思っておりますし、ぜひ新潟県のほうも佐渡に対してそういう補助をいただきたいなという思いは私の、交通政策課としては考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） だから、この間も議員全員協議会で言いましたが、例えば9月22日の九州の産経新聞だけれども、例えば、島が多いから、県はすぐさま9月の時点で係留経費を全額免除したのです。新潟県はやっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

特にコロナに関してその免除ということはやっていないと聞いておりますが、もともと係留費用の6割は免除しているというふうには聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 九州管内というか、あっちへ行くと、こういった問題は一生懸命、県、国も含めて頑張っています、本当に。この前ちょっと見たら、このコロナの前の年だけれども、やっぱり観光客が減っているのだから、運輸局だか何かが音頭を取って関係者集めてやろうぜという話なのさ。ところが、この新潟県管内に来ると全然そんなことになっていない。総合政策監、2年ぐらいしかいないのかもしれませんが、ぜひ骨を埋める気で頑張っていたいただきたいと思うのですが、ちょっと決意だけ。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 私も国土交通省で採用された身で、主に海事局の海事行政を担うということで出向しておりますので、そのように頑張りたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、聞きます。

国道350号は補助国道ですよ。交付税は一体毎年幾ら来ているのですか、県に。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

県の普通交付税のほうは把握しておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど介護のいろいろなことを総合的何とかに検討するって言うのだけれども、まず検討するとしたら、この海上国道というものの管理責任は、補助国道だから新潟県。地方交付税で予算が措置をされているはず。ここに書いておきましたが、総延長距離が約200キロメートル、陸上距離が50.1キロメートル、海上距離が145キロメートル。少なくとも、海に出るか出ないか知らないけれども、維持費もあるのですよ。除草をする、見回りをする、除雪費というところ……今日いないか。除雪費みたいなものもね。だから、これはしっかりつかんでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明申し上げます。

市の場合、普通交付税、道路橋りょう費ということで、基準にしているものは面積、それから延長にな

ります。県においても同様に、普通交付税の基準財政需要額の中に面積と延長というところで交付税の算定のほうをしておるかと思えます。そうしますと、やはり延長は今の何キロメートルというようなところで、延長があるといったときに面積がどう算定されるのかとか、あと交付税の場合はやはり道路台帳を作成して、それを数値化したものを基に交付税の基準財政需要額のほうを算出しておりますので、そういったことを海上のほうでできるのかどうかということところはちょっと私のほうは分かりませんが、もし聞けるようなら聞くということところは努めていきたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 私は、物を見て言っているのです。ちょっと古いから、最近の算定はいろいろ変わることがありますから。多分変わっていないはずですよ。さっき言ったでしょう。海の上は勘定しないにしても、陸上の方は勘定されているのですって、少なくとも。その算定の仕方がどうなのか、私は詳しいことは分からないが、県が責任を果たしているって言うのだけれども、長崎県へ行けば、前もあつたけれども、ジェットfoil買おうと思ったら多分県が買うのですよ。

最後に、これも過去に何回もやりましたが、ここに写真を載せておきました。これは上越市なのです。上越市の写真。国道だから。その下にある離島航路補助制度改善検討会の中間報告、ここに書いてありますよね。とにかく都道府県が対岸市も含めてリードを取ってやりなさいよ、上のほうの第三セクターのものもありますよ、損失補填の場合であっても地方公共団体が主導する。つまり佐渡汽船の第三セクターは県の第三セクターですから、県がまず責任を、主導を果たす。その上で、佐渡市が全く乗らないって言っているわけではないですよ、議会だって。この間のやり方はあまりにもひどいということになっているのだけれども、市長は県知事にもよく会うからあまり悪く言えないでしょうが、副市長どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊貝副市長。

○副市長（伊貝秀一君） 海上国道ということで、県には相応のリーダーシップを取っていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 結局この状態はどうなるかということ、結果的に料金運賃の値上げ、もしくは便数を減らす。それが経営改善のことになっていくのですよ。昨日もありましたが、10%の貨物運賃の値上げによってもいろいろなことが起きている。もともと平成27年のときは20%上げたかったのだから。本当に佐渡の経済、暮らしに関わる極めて重要な問題です。市長も言う、知事も言う、本来、さきの第三次補正予算ではないけれども、こういったところにしっかり国の予算をつぎ込まなければならないのに、コロナが終わった後に予算つけている。こういったことでは政治の責任を私果たせないと思います。

そこで、最後にこの問題では言っておきますが、先ほど言いましたが、新潟県の第三セクターは40件あるらしいです。40件のうち会社法人が8件。そのうち地域交通を担っているのがえちごトキめき鉄道、北越急行、佐渡汽船です。無理なことは言いませんが、離島というハンデの上で、これらのことと最低限同じ扱いをしていただきたい。県から、佐渡市議会はあまりひどいことを言うなって電話があつたって誰か

言っていましたけれども、何もそんなこと言っているのではないのです。せめて離島というハンデの上で、今言ったようなほかの法人と同じような扱いをしてほしいというのが議会の主張です。市長はどう思いますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 県のほうがリードして支援していただくというのは、本当に私も強くお願いをしたいところがございます。現実にはそれはお願いをしてきたところがございます。ただ、一方、これだけの危機になるときに、やはり有人国境離島、そして離島の在り方としては、その大本の国に対して支援の要望も必要だというふうに思っておりますので、この危機を乗り切るにはやはり国と県、これが手を組んで、我々も相応の負担をしていくというスキームをしっかりとつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 時間なくなりましたが、これだけはどうしてもやっておかなければ。文化財団の問題。

資料7の⑨、12月12日、文化財団第4回臨時理事会の会議録。佐渡市教育委員会からの連絡が「次のとおり、濱崎所長より教育長からの伝言が述べられた」と。「議会において財団の事業や専務理事への不信任感から財団の在り方自体について議論されており、外部監査を行うことで補助金返還になるものと想定されている。しかし、これを逆手に取り、外部監査を行うことで潔白が証明できるのではないかと、こう言っているのだけれども、外部監査をやってほしいと言っているわけですから、私外部監査とは言いませんが、市長、内部の監査を出しませんか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） それについて、以前も検討するというところで話をしたところがございますが、話をしております。その中で、今後きちっと方針を立てて教育委員会で議論していくということになりますので、またその中の一つの考えとしてこのご意見をいただいて、議論の場所にしていききたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 教育長、この「逆手を取る」というのはどういう意味かお分かりですか。つまり攻撃されたら、うまくやって逆襲をしてやろうという意味なのですよ。おまけに、「今後は理事会にも出席し、随時話し合いながら進めていきたい」と、今後出て口裏合わせでうまくやるぜというふうに取ってしまうのだ。上で言うと、教育委員自身も怒っているのではないですか。もう時間ないからあれだ。こんな絵が15万円するはずないだろうと。私、教育委員会悪く言っているわけではなく、まだ教育委員会にも良心がいるなど。今の文化財団を今後やめろという話ではなくて、このときの補助金の使い方はどうだったかってやっぱり教訓を引き出さないと。実は相川温泉もそうなのですよ。あのときの教訓を引き出さな

いと駄目だと思うのですが、相川温泉についてはどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） すみません。今ちょっと聞き漏らしておりまして、申し訳ございません。もう一度お願いしたいのですが。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） いやいや、答弁がさ。答弁聞き……

○議長（佐藤 孝君） 分からないというので、もう一度質問してください。

○18番（中川直美君） そんな、もう自分の番終わったなって。市長、何が俯瞰的に、総合的に考えるだ。相川温泉もやっぱり問題は問題でけりをつけながら進まなければ、反省なしには未来はありません。今の間違いを正さずに未来はありません。それをやるから失敗するのですよ。市長どうですか、この今の感じ。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 大変申し訳ございません。質問を聞かない、聞いていないというのは本当に恥ずかしいお話でございます。また、答弁書自体も私自身総務課長に申し上げておるのですが、ちょっと誤字脱字も多いということで、基本的なことがしっかりできなければ応用もできませんので、しっかりと課長級に話をしていきたいと考えております。

また、この温泉の問題につきましては、文化財団も一緒でございます。やはりなぜその問題が起きたかというところをしっかりと議論をして対策を取るというのが必要最低限の仕事でございますので、そこについても今取り組んでおるところでございます。そういう中で今検討を重ねておりますので、しっかりと検討し、判断をしまいたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ワイドブルーあいかわの新聞記事つけておきました。たまたま探していたら出てきて、非常に分かりやすい記事です。異例なのです。議会が3月定例会から継続審査にしてやった。住民説明会でも大もめ。7,000名の署名も集まった。それで、議会には、ここに私の議事録つけておきました。何にも費用はかからないぞって言って業者を選んだら費用をいっぱいかけた。それで、食堂でもやりますという話になって、がたがた直したら、今度はやめます。議会としてもしっかりと責任を取らなければならぬと思っ出て出しました。ぜひ読んでください。

最後、庁舎問題。本当はこれもうちょっとやりたかったのだけれども、企画課長、申し訳ない。間違っているというのは、市民は説明が非常に不足ではないかって言うのだけれども、三浦市長の時代に同じように建設計画ということで10か所、その中に本庁舎大改修は入っていましたね。10か所やった。今回も10か所やっているのです。そういう意味で言うと、前は全く異論なかったです、本庁舎の改修ね。それは間違いはないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

前回改修で10か所回ったときには、やっぱり建てたい派の話はございました。でも、改修についてのこういった議論といますか、反対というのはございませんでした。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長も言いましたように、やっぱり市の説明が私間違っていると思うのです、一つはね。市民が理解しないのが悪いのではなくて、もともと今の本庁舎を改修しなければならないわけでしょう。改修しないということになったら、職員はヘルメットをかぶって仕事をしなければならないという話なのです。それを住民投票で決めるという話は私ないと思うのです。例えばアミューズメント佐渡は今幾らで改修していますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

事業費ベースで全体で20億円ぐらいだったかと。二十……

〔「アミューズメントだよ」と呼ぶ者あり〕

○企画課長（猪股雄司君） 23億円だったかと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 私が言いたいのは、今回アミューズメント佐渡に事業費で二十数億円かけてやっている改修、雨漏りがする云々ということと今回の庁舎問題は基本は同じなですって。そこに合併特例債使えるような関係も含めて、前も事実上10億円のをここに議会を持ってくるだけなわけではないですか。ただ、そのことを、改修しなければならないものは改修しなければならないって、当たり前ではないですか。狭くて云々、昨日だかちょっと揺れがありましたが、地震があったら職員が困るから、労働安全衛生上も。改修しないということになったら、職員はヘルメットをかぶって仕事をしろという話になる。そういったところをあなた方しっかり伝えていないというふうに思うのですが、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

現本庁舎に関しまして、耐震関係、そういったもので十分改修が必要であるということを説明してきたつもりでございますが、まだご理解が足りていないということを今おっしゃられておりますので、4年前の市民説明会のと時から現本庁舎に関しましては外壁、内壁、空調、それに加えまして建築基準法の改正等もございまして、つり天井、それにサッシ、そういった非構造部材も改修が必要となっております。そういったものは速やかに改修するようというふうな通達も国のほうから出ております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回、前の連合審査会と同じ資料をつけておきましたが、地方財政法上では単純な解体に使ったら地方財政法違反になるのです。これは間違いないですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

合併特例債につきましては、単純な解体には使えないというような基準になってございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 最後、相川温泉は幾らの経費を使いましたか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

譲渡前の件でございますが、ボイラー等の改修に7,600万円を支出しておるということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の聞いても分かりますが、やっぱり予算をしっかりと市民のために使っていくませんか。本庁舎の問題も含めて。子育ての手当ても含めて。そのことを求めて質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明日11日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時34分 散会